

国債証券に関する業務規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、国債証券の売買等について、業務規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、業務規程の定めるところによる。

(売買立会時)

第2条 国債証券の売買立会は、午後1時から1時30分までの間において、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。ただし、次条に規定する条件付取引の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

(売買の区分)

第3条 国債証券の売買は、第7条第4項各号に掲げる条件を付した呼値に係る取引（以下「条件付取引」という。）と、当該条件を付さない呼値に係る取引に区分して行うものとする。

2 前項の条件付取引は、呼値を最終利回りにより行う取引と呼値を値段により行う取引に区分して行うものとする。

(決済日)

第4条 国債証券の売買は、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、売買契約締結の日から起算して3日目の日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合

は、利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）に決済を行うものとする。

（条件付取引の競争売買における呼値の順位）

第5条 条件付取引の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 高い最終利回り（呼値を値段により行う取引にあつては、低い値段。以下同じ。）の売呼値は、低い最終利回り（呼値を値段により行う取引にあつては、高い値段。以下同じ。）の売呼値に優先し、低い最終利回りの買呼値は高い最終利回りの買呼値に優先する。

(2) 同一最終利回り（呼値を値段により行う取引にあつては、同一値段。）の呼値の順位については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。ただし、午前立会開始時までに行われた呼値の順位及び午後立会開始時までに行われた呼値（午前立会終了時までに行われた呼値を除く。）の順位並びに業務規程第27条第2号及び第3号の規定により売買の停止が行われた場合における売買の再開時までに行われた呼値（売買停止時までに行われた呼値を除く。）の順位は、本所が定める。

(3) 成行呼値は、最終利回り又は値段において、それ以外の呼値に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

（条件付取引における個別競争売買）

第6条 条件付取引における個別競争売買においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も優先する売呼値と最も優先する買呼値とが合致するとき、当該呼値の間に売買を成立させる。

2 最も優先する売呼値と最も優先する買呼値とが合致しない場合には、前条に規定する呼値の順位に従って、最終利回り若しくは値段、数量

又は次条第4項各号に規定する条件の調整により，売呼値と買呼値とが合致するとき，当該呼値の間に売買を成立させる。

(呼 値)

第7条 条件付取引の呼値は，注文控（以下「板」という。）に記載する方法による呼値（以下「板呼値」という。）によるものとする。

2 条件付取引の呼値は，最終利回り又は値段のいずれかにより行うものとする。

3 条件付取引の呼値の単位は，次の各号に定めるところによる。

(1) 最終利回りにより呼値を行う場合は，0.001パーセントとする。

(2) 値段により呼値を行う場合は，額面100円につき1銭とする。

4 条件付取引の呼値に付す条件は，次に掲げる一又は二以上の条件とする。

(1) 第11条に規定する経過利子の計算において，税額相当額の控除を行わないこととする条件（以下「非課税扱いの条件」という。）

(2) 呼値の全部の数量が一括して執行されることとする条件

(3) 呼値の一部の数量が執行される場合において，額面1億円，額面5億円又は額面10億円のいずれか指示した単位で執行されることとする条件

5 国債証券の呼値を行う場合の最終利回り又は値段の限度は定めない。ただし，本所が特に必要があると認めて最終利回り幅又は値幅を定めた場合には，当該最終利回り幅又は値幅の限度を超えて呼値を行うことができない。

6 本特例に定めるもののほか，国債証券の呼値に関し必要な事項については，本所が定める。

(売買単位)

第8条 国債証券の売買単位は，額面5万円とする。

(最終利回り及び値段の公表)

第9条 本所は、条件付取引について売買が成立したときは、本所が定めるところにより、当該売買に係る最終利回り及び値段を公表する。

(売買の確認)

第10条 現物取引参加者は、条件付取引について、売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

(利子の日割計算)

第11条 国債証券の売買については、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額（以下「利子」という。）から、税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、第4条に規定する決済を行う日（以下「約定決済日」という。）までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、約定決済日が、当該国債証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、非課税扱いの条件が付された売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として本所が定める額を差し引かないものとする。

(板の様式等)

第12条 条件付取引の板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

(板呼値の周知)

第13条 本所は、条件付取引の板呼値について、本所が定めるところにより、その存在を周知させる。

(呼値間の調整)

第14条 本所は、条件付取引において、売買の成立を促進するために、売呼値と買呼値との間で第6条第2項に規定する調整を行うものとする。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第15条 国債証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する現物取引参加者を当該国債証券の売買を行う者とみなしてこの特例を適用する。

付 則

本特例は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和55年2月20日から施行する。

付 則

本特例は、昭和55年7月7日から施行する。

付 則

本特例は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和61年7月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年3月5日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年10月5日から施行する。

付 則

本特例は、昭和63年4月30日から施行する。

付 則

本特例は、昭和63年9月3日から施行する。

付 則

本特例は、昭和64年2月1日から施行する。ただし、大口売買取引の午後立会の売買立会時については、改正後の第2条の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注)「本所が定める日」は平成3年4月29日

付 則

本特例は、平成元年2月1日から施行する。

付 則

本特例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

本特例は、平成元年6月1日から施行する。

付 則

- 1 本特例は、平成2年5月28日から施行する。
- 2 本改正規定の施行の日以後平成2年6月10日までの間における登録変更については、本改正規定の施行後も、なお従前の例による。

付 則

この特例は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成3年7月15日から施行する。

付 則

この特例は、平成4年4月20日から施行する。

付 則

この特例は、平成8年9月19日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年4月21日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年7月26日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成11年11月1日から施行する。

2 この特例施行の日（以下「施行日」という。）前に成立した国債証券の売買で、施行日において未決済のものについては、施行日をもって第16条の規定に基づく債務の引受けが行われたものとする。

付 則

この特例は、平成11年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年1月4日から施行する。ただし、この特例施行の日前に行われた国債証券の売買に係る決済については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この特例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年1月8日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月23日から施行し、同日以後の売買分に

ついて適用する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。

外国債券に関する業務規程の特例

(目 的)

第1条 この特例は、外国債券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第5号までに掲げるものの性質を有する債券（業務規程第2条第1項第2号に定める転換社債型新株予約権付社債券を除く。）をいう。以下同じ。）の売買等について、業務規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、業務規程の定めるところによる。

(売買立会の区分及び売買立会時)

第2条 外国債券の売買立会の区分及び売買立会時は、午後1時30分から2時までの間において、銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。

第3条及び第4条 削 除

(円貨建外国債券の競争売買における呼値の順位)

第5条 円貨建外国債券（額面金額及び利子が本邦通貨で表示されている外国債券をいう。以下同じ。）の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。
- (2) 同一値段の呼値の順位は、本所が定める。
- (3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先し、2以上の現物取引参加者の成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

(円貨建外国債券の個別競争売買)

第6条 円貨建外国債券の個別競争売買は、次の各号に定めるところによる。

(1) 売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の a から c までに掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、本所が定める順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。ただし、本所が定めるところにより売呼値又は買呼値を周知させる場合における当該呼値に対当する呼値は、当該呼値の値段に係る数量を限度として売買を成立させる。

a 成行呼値の全部の数量

b 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量

c 当該値段による呼値について、次に掲げる数量

(a) 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量

(b) 他方の呼値の数量については、本所が定める数量

(2) 前号の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、本所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないとき、本所がその都度定める値段とする。

(呼 値)

第7条 円貨建外国債券の呼値は、注文控(以下「板」という。)に記載する方法による呼値(以下「板呼値」という。)によるものとする。

2 外貨建外国債券(額面金額及び利子が本邦通貨以外の通貨で表示さ

れている外国債券をいう。以下同じ。)の呼値の単位は、100ポイントにつき、0.01ポイントとする。この場合において、次条第2号に規定する売買単位を100ポイントとする。

3 外国債券の呼値を行う場合の値段の限度は定めない。ただし、本所が特に必要があると認めて値幅を定めた場合には、当該値幅の限度を超えて呼値を行うことができない。

4 この特例に定めるもののほか、外国債券の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(売買単位)

第8条 外国債券の売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

本所が定めるところにより、額面10万円又は額面100万円とする。

(2) 外貨建外国債券

銘柄ごとに、額面金額とする。

(円貨建外国債券の板呼値の周知)

第9条 本所は、円貨建外国債券の板呼値について、売買の成立を促進するために必要があると認められるときは、その存在を周知させるものとする。

(円貨建外国債券の板の様式等)

第10条 円貨建外国債券の売買の板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

(外貨建外国債券の売買代金)

第11条 外貨建外国債券の売買代金（経過利子を含む。）は、本所が指定する外国為替相場により、本所が定めるところに従い、本邦通貨に換算するものとする。

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第12条 外国債券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する現物取引参加者を外国債券の売買を行う者とみなしてこの特例を適用する。

付 則

この特例は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和57年2月12日から施行する。

付 則

この特例は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和61年2月10日から施行する。

付 則

この特例は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和62年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、昭和62年10月5日から施行する。

付 則

この特例は、昭和63年4月30日から施行する。

付 則

この特例は、昭和64年2月1日から施行する。ただし、円貨建外国債券の特別取引の売買立会時については、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注)「本所が定める日」は平成3年4月29日

付 則

この特例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この特例は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成3年4月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成3年7月15日から施行する。

付 則

この特例は、平成4年4月20日から施行する。

付 則

この特例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年11月26日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、平成9年11月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年6月24日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年7月26日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成11年11月1日から施行する。
- 2 この特例施行の日（以下「施行日」という。）前に成立した円貨建外国債券の売買で施行日において未決済のものについては、施行日をもって第16条の2の規定に基づく債務の引受けが行われたものとする。

付 則

この特例は、平成11年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この特例は、平成15年1月8日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この別表は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例

(目 的)

第1条 この特例は、優先株（JASDAQに上場する株券の発行者の発行する優先株を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場申請)

第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所所定の有価証券上場申請書

(2) 本所所定の様式による優先株上場のための事業概況書

(3) 本所所定の様式による当該優先株の所有者別、所有数別及び都道府県別の分布状況表

(4) 前各号に掲げる書類のほか、本所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号（上場会社の新設合併に係る部分に限る。）又は第3号（上場会社の株式移転に係る部分に限る。）に掲げる場合において、設立される会社の株券（優先株を除く。以下同じ。）が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。

(2) 上場会社が人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。）である新設分割を行う場合において，当該分割により設立される会社が発行する株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。

3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は，第1項第2号から第5号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については，提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

（上場審査基準）

第3条 優先株の上場審査は，次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

(1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。

(2) 上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金の配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(3) 上場申請銘柄が次の a から d までに適合していること。

a 株式の分布状況

次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 上場の時までには，浮動株式数（役員（役員持株会を含み，取締役，会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員を含む。）），監査役，執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）），上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合の当該発行者，上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）及び役員以外の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。以下同じ。）を除く株主が所有する株式の

数をいう。以下この条において同じ。)が2,000単位以上(1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)となる見込みのあること。

(b) 上場の時までには、浮動株式数が上場株式数の25%以上となる見込みのあること。

(c) 上場の時までには、株主数(1単位以上の上場申請銘柄の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が300人以上になる見込みのあること。

b 上場日における浮動株時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

c 当該銘柄が指定振替機関(本所が指定する振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までには取扱いの対象となる見込みのあること。

d 上場申請に係る優先株の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(上場契約)

第3条の2 本所が優先株を上場する場合には、当該上場申請に係る優先株の発行者は、本所所定の優先株上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場優先株の発行者が他の優先株の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(優先株の所属部)

第4条 優先株の所属部については、当該優先株を発行する上場会社の株券の所属部と同一とする。

(上場廃止基準)

第5条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。

(1) 優先株上場契約について重大な違反を行った場合又は優先株上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項各号のいずれかに該当した場合

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) 株式の分布状況が次のaからcまでのいずれかに該当する場合。

ただし、本所が定めるところにより上場優先株の発行者がaからcまでのそれぞれに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 上場優先株の発行者の事業年度の末日において、浮動株式数(役員、上場優先株の発行者が自己株式を所有している場合の当該発行者及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。))を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この条において同じ。)が、1,000単位未満となった場合において、1か年以内に1,000単位以上とならないとき。

b 上場優先株の発行者の事業年度の末日において、浮動株式数が上場株式数の5%未満である場合であって、当該発行者が本所が定める日までに本所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予

定書を本所に提出しないとき。

c 上場優先株の発行者の事業年度の末日において、株主数が150人未満となった場合において、1か年以内に150人に達しないとき。

(2) 上場優先株の発行者の事業年度の末日において、浮動株時価総額が2億5千万円未満である場合において、1か年以内に2億5千万円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないとき、本所がその都度定めるところによる。

(3) 優先株としての存続期間が満了となる場合。

(4) 最近1年間の月平均売買高が5単位未満である場合。ただし、本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている銘柄については別に定めるところによる。

(5) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) 上場優先株の発行者が優先株の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(6)の2 上場優先株の発行者が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(7) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

3 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第5条の2 上場優先株が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場優先株を監理銘柄

に指定することができる。

- 2 上場優先株の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場優先株を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第5条の3 上場優先株の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場優先株を特設注意市場銘柄に指定することができる。

- 2 前項の場合において、本所は、当該上場優先株の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場優先株についてもその指定の解除を行う。

(上場手数料及び年賦課金)

第6条 上場申請銘柄の発行者及び上場優先株の発行者は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

付 則

この特例は、昭和51年9月1日から施行する。

付 則 (抄)

- 1 この特例は、昭和52年3月31日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この特例施行の日以後1年以内に到来する決算期における第5条第2項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」と

あるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第5条第2項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

付 則

この特例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

この特例は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第3号a及び第5条第2項第2号の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則

この特例は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の第3条第3号dの規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この特例は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例

(目 的)

第1条 この特例は、外国投資証券（資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人の発行するものを除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(外国投資証券の新規上場申請)

第2条 外国投資証券の新規上場申請者（本所に外国投資証券が上場されていない発行者が、外国投資証券の上場を申請しようとする場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、その上場申請時に、本所所定の外国投資証券のための有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項に規定する外国投資証券のための有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 役員会において上場申請を決議したことを証する書面
- (2) 規約又はこれに相当する書類
- (3) 本所が定める事項を記載した「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」 2部
- (4) 外国投資証券の新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の現物取引参加者が作成した本所所定の推薦書
- (5) 外国投資証券のための有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係

法令の関係条文

- (6) 上場申請に係る外国投資証券が、当該外国投資証券の発行者である外国投資法人の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている場合には、当該外国の金融商品取引所等における上場申請に係る外国投資証券の流通の状況に関する書面
 - (7) 外国投資証券のための有価証券上場申請書に記載された代表者が、当該外国投資証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面
 - (8) 外国投資証券の新規上場申請者が財産の運用を委託している運用会社及び事務管理を委託している管理会社との間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面
 - (9) 外国投資証券上場契約書
 - (10) その他本所が必要と認める書類
- 3 外国投資証券の新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、外国投資証券の新規上場申請者が本所が定める外国投資法人である場合には、この限りでない。
- (1) 前項第3号又は次項第2号bの規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務書類（外国投資法人の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの
 - (2) 前項第3号の規定により提出する「外国投資証券の上場申請のた

めの有価証券報告書」又は次項第2号bの規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」に記載される中間会計期間に係る財務書類（以下「中間財務書類」という。）

4 外国投資証券の新規上場申請者は、次の各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 有価証券上場規程第3条第5項（第4号、第5号g、第5号gの2、第6号a及び第6号aの2を除く。以下この項において同じ。）、第8項及び第10項から第12項までの規定は、外国投資証券の新規上場申請において準用する。この場合において、これらの規定（有価証券上場規程第3条第5項第1号及び第3号を除く。）中「新規上場申請者」とあるのは、「外国投資証券の新規上場申請者」と、「外国会社」とあるのは「外国投資法人」と、有価証券上場規程第3条第5項第1号中「新規上場申請者が外国会社」とあるのは「外国投資証券の新規上場申請者」と、「取締役会」とあるのは「役員会」と、「株主総会」とあるのは「投資主総会」と、同項第3号中「新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む」とあるのは「これらに相当する外国の行政庁を含む」と、同条第11項中「第2項から第9項まで」とあるのは「前2項並びにこの項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第5項及び第8項」と読み替えるものとする。

(2) 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

a 1年を1事業年度とする新規上場申請者について、上場申請日の属する事業年度が開始した日以降6か月を経過した場合

当該事業年度が開始した日以降6か月に関し、本所が定める事項を記載した「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」（本所が定める場合を除く。）

b 上場申請日の属する事業年度終了後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度に関し、本所が定める事項を記載した書面「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」

(上場申請に係る宣誓書)

第2条の2 外国投資証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(外国投資証券の申請の不受理)

第3条 本所は、外国投資証券の新規上場申請者が、本所が別に定める場合に該当するときには、上場申請を受理しないものとする。

第4条 削 除

(外国投資証券の上場審査料)

第5条 外国投資証券の新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日後速やかに納入するものとする。

(外国投資証券の上場審査)

第6条 外国投資証券の上場審査は、外国投資証券の新規上場申請者に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 投資内容等の開示の適正性

投資内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(2) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

(外国投資証券の上場審査基準)

第7条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する外国投資証券を対象として行うものとする。

(1) 上場投資口数

上場投資口数が上場の時までに400万口以上になる見込みのあること。

(2) 流通の状況

外国の金融商品取引所等において、当該上場申請に係る外国投資証券の流通の状況が円滑であると認められること。

(3) 本邦内投資主数

本邦内における投資主の数が、上場の時までに600人以上になる見込みのあること。

(4) 純資産の額

上場申請日現在の純資産の額が50億円以上であること。ただし、外国投資証券の新規上場申請者が、新規に設立された外国投資法人で、上場日前に上場申請に係る外国投資証券の公募を行う場合は、当該公募後の純資産の額が50億円以上となる見込みのあること。

(5) 利益の額

外国投資法人として設立された後、1事業年度以上経過しているときは、最近1事業年度において利益を計上していること又は最近1事業年度の末日において剰余金を計上していること。

(6) 利益の分配

上場後の利益の分配についてこれを継続して行う見込みのあること。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

- a 外国投資法人として設立された後、上場申請日までに2年以上経過している場合は、最近2年間に終了する各事業年度の財務書類が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書(法第5条第1項(法において準用する場合を含む。))に規定する届出

書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する者にとっては，当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。），発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類，有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該有価証券報告書に代わる書類を提出する者にとっては当該書類）をいう。以下同じ。）及びその添付書類，半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する者にとっては当該書類）をいう。以下同じ。）並びに目論見書をいう。以下同じ。）に，外国投資法人として設立された後，上場申請日までに2年以上経過していない場合は，当該期間に終了する各事業年度の財務書類が記載される有価証券報告書等に，虚偽記載を行っていないこと。

- b 外国投資法人として設立された後，上場申請日までに2年以上経過している場合は，最近2年間に終了する各事業年度の財務書類に添付される監査報告書について，外国投資法人として設立された後，上場申請日までに2年以上経過していない場合は，当該期間に終了する各事業年度の財務書類に添付される監査報告書について，それぞれ公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。
- c 前bに掲げる監査報告書のうち最近1年間に終了する各事業年度の財務書類に添付されるものについて，除外事項が付されていないこと。ただし，本所が適当と認める場合は，この限りでな

い。

(8) 指定振替機関における取扱い

指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債，株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。以下同じ。）における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

(9) 投資口の譲渡制限

投資口の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること。

（取引所規則の遵守に関する確認書等）

第7条の2 外国投資証券の新規上場申請者は，本所が当該外国投資証券の上場を承認した場合には，次の各号に定める書類を提出し，第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することについて同意するものとする。

(1) 本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書

(2) 第2条第2項第3号又は第4項第2号bの規定により提出される「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」，同条第4項第2号aの規定により提出される「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

（追加発行された外国投資証券の上場等）

第8条 本所の上場外国投資証券の発行者（以下「上場外国投資法人」という。）が追加発行する外国投資証券の上場を申請する場合には，当該

上場外国投資法人は、本所所定の外国投資証券のための有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項の規定により上場申請のあった外国投資証券が、上場外国投資法人が追加発行する外国投資証券である場合には、原則として上場を承認するものとする。

(上場外国投資証券の変更上場申請手続)

第9条 上場外国投資法人が、上場外国投資証券の銘柄、数量、種類及び額面金額等を変更しようとするときは、本所所定の外国投資証券のための有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(上場外国投資法人が行う適時開示等)

第10条 上場外国投資法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この項の規定の適用に当たっては、上場外国投資法人の本国における法制度等を勘案するものとする。

(1) 上場外国投資法人の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 投資口の追加発行又は売出し（本所が定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）
- b 外国の法令の規定による自己投資口の取得
- c 投資口の分割又は併合
- d 利益の分配
- e 合併
- f 解散（合併による解散を除く。）
- g 外国の金融商品取引所等に対する外国投資証券の上場の廃止

又は登録の取消しに係る申請

- h 本所市場における自己投資口の買付け
- i 商号の変更
- j 決算期の変更
- k 管理会社、運用会社又は保管会社の変更
- l 投資主の請求により投資口の払戻しを行うことができる法人形態への変更
- m 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務書類又は中間財務書類の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

- a 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第223条第1項に規定する内閣総理大臣の申立てその他行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- b 投資主による投資主総会の招集の請求
- c 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
- d 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告

書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半
期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24
条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び
当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込
みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った
後提出したこと並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規
定により新たに期間の承認を受けたこと。

(3) 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)
第19条第2項各号に掲げる場合(ただし、前2号に掲げる場合を除
く。)

(4) 上場外国投資法人の事業年度若しくは中間会計期間に係る決算の
内容が定まった場合又は本国の法令等により四半期に係る決算を要
する場合において当該四半期に係る決算の内容が定まった場合

(5) 上場外国投資法人の経営に重大な影響を与える、当該上場外国投
資法人の本国又は証券投資の対象となる特定の国若しくは地域にお
ける政治、経済、金融及び資本市場制度等の変更

2 前項のほか、上場外国投資法人に関する情報の適時開示及び本所へ
の書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時
開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)及びその取扱
いに定めるところに準じるものとする。

3 上場外国投資法人は、投資者への適時、適切な上場外国投資証券に
関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであること
を十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情
報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

(本所への協力義務)

第10条の2 上場外国投資法人は、次の各号に掲げる場合において、本所
が財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等

(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して
事情説明等を求めるときには,これに協力するものとする。

(1) 当該上場外国投資証券の上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要
と認める場合

(2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で,本所が必要
と認める場合

2 上場外国投資法人は,前項の規定により本所が当該公認会計士等
に対して事情説明等を求めるため,本所が請求した場合には,当該公認会
計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やか
に提出しなければならない。

(書類の提出等)

第10条の3 上場外国投資法人は,次の各号に掲げる事項について決議
又は決定を行った場合には,直ちに本所に通知するとともに,本所が
別に定めるところに従い,書類の提出を行うものとする。ただし,上
場外国投資法人が第10条の規定に基づき行う会社情報の開示により,
当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており,本所が適当
と認めるときは,この限りでない。

(1) 第10条第1項第1号aからmまでに掲げる事項

(2) 投資口の種類の変更

(3) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第20条第3項第5
号に規定する安定操作取引の委託等をするところがある者の選定

(4) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及
び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格

(5) 前各号に掲げる事項以外の上場外国投資証券に関する権利等に係
る重要な事項

2 上場外国投資法人は,第10条第1項第2号に該当した場合,直ちに
本所に通知するとともに,本所が別に定めるところにより,書類の提

出を行うものとする。

- 3 上場外国投資法人は、当該上場外国投資証券の一口当たり純資産額を本所が定める期日に本所に通知するものとする。
- 4 上場外国投資法人は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該外国投資法人の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。
- 5 上場外国投資法人は、第2条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 前各項のほか、本所への書類の提出等については、適時開示等規則第3条第4項（会社情報に係る照会事項の報告及び開示）、第6条（権利確定のための期間又は期日の届出及び公告）、第7条（上場申請の手続）、第9条（株式買取権証書の買取権の行使等による株式交付状況及び自己株式取得状況の報告）、第13条（株主への発送書類の提出）、第14条（本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出等）、第15条（その他書類の提出）、第18条（適切な株式事務及び配当金支払事務の確保）及び第20条（会社の代理人等の選定）の規定を準用する。この場合において、第3条第4項中「第1項」とあるのは「第10条第3項において準用する適時開示等規則第3条第1項」と、第6条、第7条、第9条、第13条、第14条、第18条及び第20条中「上場会社」又は「上場外国会社」とあるのは「上場外国投資法人」と、第6条、第18条中「配当」とあるのは「利益の分配」と、第6条、第7条及び第9条中「株式」、「新たに株式」又は「株式の交付」とあるのは「追加発行投資口」と、第6条及び第13条中「株主」とあるのは「投資主」と、第6条中「株券」とあるのは「外国投資証券」と、第7条中「上場株式数」とあるのは「上場投資口数」と、第9条中「自己株式」とあるのは「自己投

資口」と、第18条中「外国株券等実質株主（指定振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等実質株主をいう。以下同じ。）」又は「外国株券等実質株主」とあるのは「外国投資証券実質投資主」と、第18条中「株式事務」とあるのは「投資口事務」と、それぞれ読み替える。

（行動規範）

第10条の4 上場外国投資法人は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある投資口の分割又は併合を行わないものとする。

（外国投資証券の上場廃止基準等）

第11条 上場外国投資証券が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 外国の金融商品取引所等における上場廃止

次の a 又は b に該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときは、この限りでない。

a 外国の金融商品取引所に上場されている銘柄については、当該金融商品取引所における上場廃止が決定されたとき。

b 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となったと本所が認めたとき。

(2) 流通の状況

外国の金融商品取引所等における当該銘柄についての流通の状況が著しく悪化したと認めた場合。ただし、本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認め

られるときは，この限りでない。

(3) 破産手続

上場外国投資法人が法律の規定に基づく破産手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

(4) 投資運用活動の停止

上場外国投資法人が投資運用活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(5) 不適当な合併

上場外国投資法人が合併を行った後，その状態が著しく悪化し，本所が上場廃止を適当と認めたとき。

(6) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を，法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等，上場外国投資法人の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は，3か月以内）に，内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場外国投資法人が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合

b 上場外国投資法人の財務書類に添付される監査報告書又は中間財務書類に添付される中間監査報告書において，公認会計士等によって，監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が，中間監査報告書については「有用な情報を表示していない」旨又は「意見の表明をしない」旨が表明され，か

つ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(8) 上場契約違反等

上場外国投資法人が上場契約について重大な違反を行った場合、第2条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合

(9) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

(10) 投資主による投資口の払戻し請求

投資主の請求により投資口の払戻しを行うこととした場合

(11) 投資口の譲渡制限

上場外国投資法人が投資口の譲渡につき制限を行うこととした場合

(12) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該上場外国投資証券の上場廃止を適当と認めた場合

2 前項第2号については、上場外国投資法人の毎決算期現在の資料に基づいて審査を行う。

3 当該外国投資証券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第11条の2 上場外国投資証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該外国投資証券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場外国投資証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場外国投資証券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場手数料及び年賦課金)

第12条 外国投資証券の新規上場申請者及び上場外国投資証券の発行者は、別表に定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

(日本語による書類等の提出)

第13条 外国投資証券の新規上場申請者及び上場外国投資法人が本所へ提出する書類等については、原則として、日本語によるものとする。

2 前項に規定する本所への提出書類等の記載事項のうち、金額に関する事項については、原則として、本国通貨及び本邦通貨（本所が指定する外国為替相場により換算する。）により表示するものとする。

(措置等)

第14条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は、外国投資証券に対する措置について準用する。

(委任規定)

第15条 この特例に定めのある事項並びにこの特例の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第10条第5項において準用する適時開示等規則第2条の3の規定は、本所が定める日から施行する。
- 3 改正後の第11条第1項第7号bの規定は、平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務書類について適用し、平成12年4月1日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成12年4月1日前に開始する中間会計期間に係る中間財務書類について、上場外国投資法人の半期報告書に記載される中間財務書類が、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）により作成されている場合は、当該中間財務書類から適用する。

付 則

この特例は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

（注）「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

この特例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成13年4月2日から施行する。

- 2 改正後の第10条第1項第2号d及び第11条第1項第6号の規定は、平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成16年8月2日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2の規定は、この規定の施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第7号a及び第7条の2の規定は、この特例施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う外国投資証券の新規上場申請者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に上場申請を行った外国投資証券の新規上場申請者は、改正後の第7条の2第1号に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年4月30日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第10条第1項第2号d及び第11条第1項第6号の規定は、施行日以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、施行日において現に上場外国投資法人である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年4月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該上場外国投資法人は、当該宣誓書及び添付書類を本所

が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 改正後の第10条の2第3項の規定は，施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

7 改正後の第11条第1項第7号aの規定は，施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成17年4月1日から施行する。ただし，発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類については，同日以後に内閣総理大臣等に提出されるものから適用する。

付 則

1 この特例は，平成18年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず，本所が指定する外国株投資証券の第7条第8号の規定の適用については，なお従前の例による。

3 第1項の規定にかかわらず，本所が指定する銘柄の第10条第1項第1号及び同第2号並びに第10条の2第5項の規定の適用については，本所が銘柄ごとに定める日までは，なお従前の例による。

4 第1項の規定にかかわらず，本所が指定する銘柄の第11条第1項第9号の規定の適用については，本所が銘柄ごとに定める日までは，なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず，同項の銘柄が，平成18年12月29日までに指定保管振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならなかった場合は，改正後の第11条第1項第9号に該当したものとみなす。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第7条第9号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 施行日から過去5年以内に、改正前の第10条第3項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第14条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は改正後の第14条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第7条の2第1号及び第10条第2項の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表

(上場手数料)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準 (定額・定率)
新規上場申請者 の上場申請した 外国投資証券の上場	上場日の前日	[定 額] 250 万円 [定 率] 上場投資口数のうち、本邦内に住所又は居所を有する法人及び個人の所有に係る投資口数について 1口につき7厘5毛 上場外国投資法人が追加発行する外国投資証券の上場 上場日の前日 1口当たりの払込金額に追加上場する投資口数のうち本邦内における募集に伴い上場する投資口数を乗じて得た金額の 万分の1.5

(年賦課金)

区 分	納 入 期	徴収標準
年賦課金	当該外国投資証券の発行者の事業年度の末日の属する月の翌月から起算して4か月目の月の末日及び10か月目の月の末日（これらの日を納入期とすることが困難であると認められるときには本所がその都度定める日）とす	上場投資口数のうち ① 1,000 万口以下の投資口数につき 7万5千円 ② 1,000 万口を超え4,000 万口以下の投資口数につき 200 万口以下を増すごとに6千円 ③ 4,000 万口を超え

	る。	<p>1 億 2,000 万口以下の投資口数につき 400 万口以下を増すごとに 6 千円</p> <p>④ 1 億 2,000 万口を超え 2 億口以下の投資口数につき 1,000 万口以下を増すごとに 6 千円</p> <p>⑤ 2 億口を超え 10 億口以下の投資口数につき 1 億口以下を増すごとに 6 千円</p> <p>⑥ 10 億口を超え 20 億口以下の投資口数につき 2 億口以下を増すごとに 6 千円</p> <p>⑦ 20 億口を超える投資口数につき 4 億口以下を増すごとに 6 千円</p>
--	----	--

付 則

この特例は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

（注）「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例

(目 的)

第1条 本特例は、債券（転換社債型新株予約権付社債券（業務規程第2条第1項第2号に定める転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）及びJASDAQに上場する株券の発行者が発行する債券を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 本特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場申請)

第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- (2) 当該債券の発行に係る信託証書、発行契約書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写
- (3) 定款又はこれに類するもの。ただし、本所の上場有価証券の発行者、日本の地方公共団体、外国及び外国の地方公共団体については、提出を要しない。
- (4) 上場申請銘柄の幹事である本所の現物取引参加者が作成した本所所定の推薦書。ただし、債券の上場申請をしようとする者が外国及び外国法人以外の者である場合には、提出を要しない。
- (5) 本所所定の上場申請に係る宣誓書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。
- (6) 本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。

2 債券の上場を申請しようとする者が、次の各号に該当する者の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に定める債券の発行者

最近3事業年度の経理の状況を記載した書類。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。

(2) 法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する債券（以下「外国国債証券等」という。）の発行者（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第2条の11に定める債券の発行者を除く。）

本所が定める発行者概況書

(3) 施行令第2条の11に定める債券の発行者

a 日本国政府の発行同意書の写

b 設立協定書の写。ただし、本所の上場債券の発行者である場合には、提出を要しない。

c 最近3事業年度の経理の状況を記載した書類。ただし、本所の上場債券の発行者である場合には、提出を要しない。

3 上場申請銘柄が、第4条第2項第1号（新設合併に係る部分に限る。）又は第2号（新設分割に係る部分に限る。）に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同項第1号又は第2号に規定する新設合併又は新設分割に係る当該発行者の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該発行者が行うものとする。

4 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提

出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

- 5 前各項の規定にかかわらず，上場債券の発行者が発行する債券であつて，上場銘柄と同一の内容のもののうち本所が定めるものについて上場を申請しようとする場合は，本所所定の様式による有価証券上場申請書を提出するものとする。

第3条 削 除

(社債券の上場審査基準)

第4条 社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場審査については，次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。
- (2) 上場申請銘柄が次の a から d までに適合していること。
 - a 未償還額面総額が10億円以上であること。
 - b 消化件数が1,000件と同程度以上であること。
 - c 額面金額が，100万円又は1,000万円のいずれかであること。
 - d 指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債，株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については，前項第2号の規定を適用しないものとする。ただし，第7条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであることを要するものとする。

- (1) 上場申請銘柄が，その発行者が他の会社に吸収合併される又は新設合併を行うことにより本所において上場廃止されるものである場合

(2) 上場申請銘柄が、その発行者が新設分割又は吸収分割により当該上場申請銘柄に係る債務を他の会社に承継させることにより本所において上場廃止されるものである場合

(社債券以外の債券の上場)

第5条 社債券以外の債券については、本所が必要と認める銘柄につき、前条第2号に掲げる基準を勘案して上場を決定する。

2 前項の債券のうち、外国国債証券等（施行令第2条の11に定める債券を除く。）については、同項に定めるほか、当該債券の発行者の概況を勘案するものとする。

(同一内容の債券の上場)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、第2条第5項の規定により上場申請のあった債券については、原則として上場を承認するものとする。

(上場契約)

第5条の3 本所が債券を上場する場合には、当該上場申請に係る債券の発行者は、本所所定の債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場債券の発行者が他の債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第6条 上場外国国債証券等（施行令第2条の11に定める債券を除く。）の発行者は、第2条第2項第2号又は債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い1(2)の2の規定により提出した発行者概況書を、本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第6条の2 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に不実の記載がないことを認識している旨及びその理由を記載した書面(法第24条の4の2第2項(法第24条の4の8第1項又は法第24条の5の2第1項による場合を含む。)の規定により、同項に定める確認書を提出している場合にあつては、当該確認書の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(社債券の上場廃止基準)

第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第1項第5号の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) 発行する株券が、本所の株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)若しくは第19号のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、次のaからcまでのいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合

a 株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第9号まで(同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)

又は第11号 a のいずれかに該当した場合

b 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第1項第10号に規定する場合）

c 上場債券の発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由による者である場合を除く。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認める場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第1項第11号 b に規定する場合）

2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) 最終償還期限の到来の日の1か月前までに未償還額面総額が3億円未満となった場合

(2) 最終償還期限が到来する場合

(3) 上場社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される場合

(5) 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) 前各号のほか，公益又は投資者保護のため，本所が上場廃止を適当と認めた場合

3 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは，本所が定めるところによる。

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券（国債証券を除く。）の発行者が前条第1項第1号に該当する場合又は株券上場廃止基準第2条第1項第10号若しくは第11号に該当する場合又は事業活動の停止，解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には，当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 社債券以外の債券の上場銘柄が前条第2項各号のいずれかに該当する場合には，当該銘柄の上場を廃止する。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第9条 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場債券の上場廃止が決定された場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については，監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第10条 上場債券の発行者が発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者が発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。

付 則

第1条 本特例中第1章および第2章の規定は昭和41年2月3日から、その他の規定は昭和41年2月7日から施行する。

第2条 本特例の第1章および第2章の施行の際、現に上場されている債券の上場銘柄は、本特例によって上場されたものとみなす。

第3条 削 除

第4条 本特例中、該当規定の施行日前に成立した売買取引の決済については、なお従前の例による。

付 則

本特例は、昭和41年10月1日から施行する。

付 則

第1条 本特例は、昭和42年1月20日から施行する。

第2条 (省 略)

付 則

本特例は、昭和42年10月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和43年4月26日から施行する。

付 則

本特例は、昭和45年3月31日から施行する。

付 則

本特例は、昭和45年5月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和46年10月1日から施行する。

付 則

第1条 本特例は、昭和46年11月1日から施行する。

第2条 本特例施行の際、現に沖縄において証券業者の登録を受けている者は、沖縄の復帰後、証券業協会に所属する場合には、第15条第2号aの規定による証券会社とみなす。

付 則

本特例は、昭和47年3月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和47年4月10日から施行する。

付 則

本特例は、昭和47年7月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和47年10月2日から施行する。

付 則

第1条 本特例は、昭和48年3月19日から施行する。

第2条 削 除

付 則

本特例は、昭和48年5月14日から施行する。

付 則

本特例は、昭和49年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和50年11月4日から施行する。

付 則

本特例は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和51年7月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和52年3月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和52年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和57年2月12日から施行する。

付 則

本特例は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年10月5日から施行する。

付 則

本特例は、昭和64年2月1日から施行する。

付 則

本特例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

本特例は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

本特例は、平成4年4月20日から施行する。

付 則

本特例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 本特例は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 平成5年10月1日前に発行の決議があった債券の上場を申請しようとする場合には、改正後の第2条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本特例は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年9月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年11月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項の規定は、平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この特例は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この特例施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する債券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日において現に上場債券（国債証券を除く。）の発行者である者（上場会社を除く。）は、第2条第1項第7号に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意

するものとする。

4 改正後の第6条の3の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

5 改正後の第8条第1項の規定（「若しくは第11号」を追加する部分に限る。）は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の3及び第7条第1項第2号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1項第6号及び第6条の2の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例

(目 的)

第1条 本特例は、転換社債型新株予約権付社債券（業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。

2 本特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びJQ有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場申請)

第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書

(2) 当該転換社債型新株予約権付社債券の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写

2 上場申請銘柄が、次条第3項第3号（上場会社の新設合併に係る部分に限る。）若しくは第6号（上場会社の新設分割に係る部分に限る。）又は第4項（上場会社の株式移転に係る部分に限る。）に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同条第3項第3号若しくは第6号又は第4項に規定する新設合併若しくは新設分割又は株式移転に係る上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又

は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

（上場審査基準）

第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。
- (2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。
 - a 発行額面総額が10億円以上であること。
 - b 新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるものでないこと。
 - c 額面金額が100万円、50万円、10万円のいずれかであること。
 - d 指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあるものであること。
 - e 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。
- (2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。
 - a 上場申請時において残存額面総額が3億円以上であること。

b 当該銘柄が上場されている国内の金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当していないこと。

c 前項第2号bからeまでに適合するものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場会社又は上場会社の子会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(2) 上場会社又は上場会社の子会社が国内の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(3) 上場会社が他の会社に吸収合併される場合（第1号に該当する場合を除く。）又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（株券上場審査基準第4条第3項第1号又はJQ有価証券上場規程第15条第1号の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者である

ものに限る。)であり、かつ、当該合併による解散により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

次の a 及び b に適合していること。

a 当該新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b 上場申請銘柄が第 4 条第 2 項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収分割に係る承継会社である他の上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

第 4 条第 2 項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(5) 上場会社が国内の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収分割に係る承継会社である他の上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第 2 号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであって、非上場会社又は新設会社の株券につ

いて当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくはJQ規程第15条第5号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b 上場申請銘柄が第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合又はJQ有価証券上場規程第15条第3号の規定により速やかに上場される見込みのある場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（上場会社である場合又は同号の規定により速やかに上場される見込みのある場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券と引換えに上場申請銘柄の交付を受けることを希望するすべての者が当該交付を受けられること。

(2) 第3条第1項第2号bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場契約)

第3条の2 本所が転換社債型新株予約権付社債券を上場する場合には、当該上場申請に係る転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、本所所定の転換社債型新株予約権付社債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が他の転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) 最終償還期限の到来の日の1か月前までに転換社債型新株予約権付社債券上場契約について重大な違反を行った場合又は転換社債型新株予約権付社債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) 発行する株券が本所の株券上場廃止基準第2条第1項又はJQ有価証券上場規程第47条第1項若しくは第3項の各号のいずれかに該当した場合（次号に該当する場合を除く。）

(3) 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合で、当該他の会社が上場会社であるとき又はその発行する株券が株券上場審査基準第4条第3項若しくはJQ有価証券上場規程第15条の規定により速やかに上場される見込みのあるとき。

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) 最終償還期限の到来の日の1か月前までに上場額面総額が3億円未満となった場合

- (2) 新株予約権の行使期間が満了となる場合
 - (3) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合
 - (4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る社債に係る債務が他の会社に承継される場合
 - (5) 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - (6) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合
- 3 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第4条の2 上場転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第4条の3 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を特設注意市場銘柄に指定するこ

とができる。

- 2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。

(監視区分への指定及び指定解除)

第4条の4 本所は、上場転換社債型新株予約権付社債券が上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場有価証券が監視区分に指定されている場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の監視区分への指定を行うことができる。

- 2 本所は、上場転換社債型新株予約権付社債券が前項に該当しないこととなった場合には、監視区分の指定の解除を行うことができる。

(上場手数料及び年賦課金)

第5条 転換社債型新株予約権付社債券を上場申請する発行者及び上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

付 則

第1条 本特例は、昭和46年11月1日から施行する。

第2条 本特例施行の際、現に沖縄において証券業者の登録を受けている者は、沖縄の復帰後、証券業協会に所属する場合には、第12条第2号aの規定による証券会社とみなす。

付 則

本特例は、昭和47年4月10日から施行する。

付 則

本特例は、昭和47年7月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和47年10月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和48年4月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和49年12月16日から施行する。

付 則（抄）

- 1 本特例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和51年7月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和53年1月4日から施行する。

付 則

本特例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和54年10月22日から施行する。

付 則

本特例は、昭和56年2月18日から施行する。

付 則

本特例は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年4月20日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和64年2月1日から施行する。

付 則

本特例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

本特例は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

本特例は、平成4年4月20日から施行する。

付 則

1 本特例は、平成7年1月1日から施行する。

2 平成5年10月1日前に発行の決議があった転換社債券の上場を申請しようとする場合には、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本特例は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年6月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年11月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成12年3月15日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年4月2日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年11月26日から施行する。

付 則

この規程は、本所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

- 4 第1項の規定にかかわらず、この特例の施行の日において上場されている新株予約権付社債券等の発行者が、この特例の施行の日以後、最初に新株予約権付社債券等の上場を申請する場合には、改正後の第3条の2ただし書きの規定は適用しない。

付 則

この特例は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この特例は、本所が定める日から施行する。

(注)は平成16年12月13日

付 則

この特例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成18年5月1日から施行する。

- 2 この特例施行の日より前に募集の決議があった改正前の第1条第1項に規定する新株予約権付社債券等は、改正後の同項に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この特例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例

(目 的)

第1条 この特例は、ベンチャーファンドが発行する投資証券の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この特例において、「ベンチャーファンド」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）第2条第12項に規定する投資法人であって、第2項に規定する未公開株等に対する投資として運用することを目的として設立されたものをいう。

2 この特例において、「未公開株等」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 金融商品取引所に上場されている株券又は外国の金融商品取引所に上場されている株券若しくは外国の組織された店頭市場において継続的に取引されている株券（以下「上場株券等」という。）以外の内国株券（以下「未公開株」という。）

(2) 未公開株の発行者が発行する優先株、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

(3) 投資信託法に規定する投資信託の受益証券（前2号に掲げる有価証券に対する投資として運用することを目的として設立された投資信託の受益証券に限る。）

(4) 投資信託法に規定する投資証券（第1号又は第2号に掲げる有価証券に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人が発行する投資証券に限る。）

(5) 当事者の一方が、相手方の行う第1号又は第2号に掲げる有価証券の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

(6) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条に規定する投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分

3 この特例において、「上場後5年以内の株券等」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 上場株券等となってから5年間を経過していない内国株券

(2) 前号に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

4 この特例において「現金同等物等」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第19項に規定する現金同等物及びこれに類するものとして本所が適当と認めるものをいう。

（上場申請）

第3条 投資証券の上場は、当該投資証券の発行者である投資法人及び当該投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等（資産運用会社（投資信託法第2条第19項に規定する資産運用会社をいい、当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下同じ。）又は投資顧問業者（法第28条第4項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた金融商品取引業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）からの申請により行うものとする。

2 投資証券の上場を申請しようとする者（以下「新規上場申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、第5条第2項各号のいずれかの規定の適用を受ける場合には、第4号に

掲げる書類の提出を要しないものとする。

(1) 本所所定の有価証券上場申請書

(2) 新規上場申請者である投資法人（以下「申請投資法人」という。）
の規約 2部

(3) 申請投資法人が投資信託法第187条の登録を受けていることを証
する書面の写し

(4) 本所所定の投資口の分布状況表

(5) 運用資産の状況を記載した書面 2部

(6) 未公開株等の評価に係る業務を未公開株等の評価を業として行っ
ている者（以下「未公開株等評価機関」という。）に委託しているこ
とを証する書面

(7) 本所所定の未公開株等評価機関に関する概要書

(8) 第5条第1項第8号に規定する投資主名簿等管理人と投資主名簿
に関する事務の委託に関する契約を締結していることを証する書面
又は当該投資主名簿等管理人から投資主名簿に関する事務の受託に
ついての内諾を得ていることを証する書面

(9) 第5条第1項第9号の規定により申請投資法人が確約した書面

(10) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(11) 幹事現物取引参加者が作成した本所所定の確認書

3 申請投資法人は、上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以
後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 内閣総理大臣等に上場申請に係る投資証券の募集に関する届出又
は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次
の書類の写し

各2部（bに掲げる書類については1部）

a 有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）及びその添付
書類

- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
- d 届出目論見書（届出仮目論見書を含む。）

(2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

各2部

- a 有価証券報告書（報告書代替書面を含む。以下同じ。）（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類
- b 半期報告書（半期代替書面を含む。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）
- c 臨時報告書（臨時代替書面を含む。以下同じ。）（訂正臨時報告書を含む。）

4 上場申請銘柄が、第5条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の資産運用会社等が行うものとする。

5 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号（第1号を除く。）に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

6 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

（上場申請に係る宣誓書等）

第3条の2 投資証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を

行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。
ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場投資証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

- 2 新規上場申請者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、当該申請を行う時に、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし、当該発行者が既に本所の上場投資証券について当該確認書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査料)

第4条 申請投資法人は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日後速やかに納入するものとする。

(上場審査基準)

第5条 次条に規定する投資証券の上場審査は次の各号に適合する投資証券を対象として行うものとする。

(1) 規約の記載事項

申請投資法人の規約に次に掲げる事項又はこれと同等の内容が記載されていること。

- a 特定の投資先に取得時における純資産額の10%を超えて投資しないこと。
- b 投資主の請求により投資口の払戻しを行わないこと。
- c 利益を超えて金銭の分配を行わないこと。
- d 営業期間として定める期間が6か月以上であること。
- e 資金の借入れ及び投資法人債の発行を行わないこと。

(2) 資産運用会社等の適格性

新規上場申請者である資産運用会社等が次のa又はbに適合すること。

- a 新規上場申請者である資産運用会社が一般社団法人投資信託

協会の会員であること。

- b 新規上場申請者である投資顧問業者が一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であること。

(3) 運用資産

申請投資法人の運用資産が次の a 及び b に適合すること。

- a 国内の未公開株等及び上場後 5 年以内の株券等への投資額の合計（以下「株券等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上となる見込みのあること。
- b 国内の未公開株等及び上場後 5 年以内の株券等以外の資産（以下「その他の資産」という。）が、現金及び現金同等物等に限定されること。

(4) 上場投資口口数

上場投資口口数が、上場の時までに2,000単位（本所の市場における売買単位をいう。以下同じ。）以上となる見込みのあること。

(5) 投資口の分布状況

投資口の分布状況が次の a 及び b に適合すること。

- a 大口投資主（所有する投資口口数が多い順に10名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総数が、上場の時までに、上場投資口口数の80%以下になる見込みのあること。
- b 大口投資主を除く1単位以上の投資口を所有する投資主の数が、上場の時までに300人以上になる見込みのあること。

(6) 純資産額

純資産額が、上場の時までに30億円以上となる見込みのあること。

(7) 虚偽記載等

次の a 及び b に適合すること。

- a 申請投資法人に係る最近 2 年間に終了する各営業期間（当該申請投資法人の設立後の期間に限る。以下この号において同じ。）の

財務諸表等又は各営業期間における中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書，発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類，有価証券報告書及びその添付書類，半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 申請投資法人に係る最近2年間に終了する各営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する営業期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において，公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし，本所が適当と認める場合は，この限りでない。

(8) 投資主名簿等管理人

投資信託法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人が，本所の承認する機関であること又は本所が承認する機関から投資主名簿に関する事務を受託する旨の内諾を得ていること。

(9) 適時開示に係る確約

申請投資法人が，以下に掲げる事項について書面により確約を行っていること。

- a 申請投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等及び運用資産（運用資産の裏付けとなる未公開株等を含む。以下この号及び第10条第2項第2号において同じ。）に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- b 申請投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等及び運用資産に関する情報について，第10条の規定に従い開示を行うこと。

c 申請投資法人が第10条の規定に従い申請投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等に関する情報の開示を行うことについて当該資産運用会社等が同意していること。

(10) 当該銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場投資証券の発行者である投資法人（以下「上場投資法人」という。）が非上場投資証券の発行者である投資法人（以下「非上場投資法人」という。）に吸収合併され、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

前項各号（第5号及び第6号を除く。）に適合していること。

(2) 上場投資法人が他の上場投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項各号（第3号及び第5号から第7号までを除く。）に適合していること。

b 当該上場投資法人が、第13条第1項第1号a前段に該当している場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時まで同a前段の規定に該当しない見込みのあること。

(3) 上場投資法人が非上場投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

前項各号（第5号及び第6号を除く。）に適合していること。この場合における前項第7号の規定の適用については、同号中「申請投

資法人」とあるのは、「非上場投資法人」と読み替えるものとする。

(上場審査)

第6条 投資証券の上場審査は、新規上場申請者に係る次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 未公開株等の評価の適正性

運用資産である未公開株等の評価を適正に行うことができる状況にあること。

(2) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第6条の2 投資証券の上場前に行われる公募又は売出しについては、本所が定める規則によるものとする。

(上場契約)

第7条 本所が投資証券を上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定の投資証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場投資証券について投資証券上場契約書を提出している場合にはこの限りでない。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第8条 新規上場申請者は、第3条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新投資証券の上場申請手続等)

第9条 上場投資法人の新たに発行される投資証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、上場投資法人が本所所定の有価

証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項の規定により上場申請があった場合には、次の各号に掲げるところにより原則として上場を承認するものとする。

(1) 上場投資法人が新たに発行する投資証券であって上場投資証券と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、当該投資証券はその発行されたときに上場する。

(2) 前号に該当するほか、上場投資法人が新たに発行する投資証券は、その発行されたとき（上場投資証券と権利関係を異にする投資証券については権利関係が同一となったとき）に、上場投資証券に追加して上場する。

3 上場投資法人が、当該上場投資証券の銘柄、数量等を変更しようとする時は本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

（上場投資法人が行う適時開示等）

第10条 上場投資法人又は上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等に関する情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。

(1) 上場投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定を行った場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含み、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。

a 投資口の併合又は分割

b 投資口の追加発行又は売出し

c 合併

d 規約の変更又は解散（合併による解散を除く。）

e 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請

- f 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
 - g 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動
 - h 未公開株等評価機関の異動
 - i 役員の変動
 - j 金銭の分配
 - k 1単位の投資口数の変更
 - l 投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこと。
 - m a から前 l までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は上場投資法人の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場投資法人に次に掲げる事実が発生した場合は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。
- a 投資信託法第214条の規定による業務改善命令
 - b 上場廃止の原因となる事実（第13条第1項第5号又は第6号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - c 純資産額が投資信託法第124条第1項第3号に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。
 - d 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号 g の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
 - e 未公開株等評価機関の異動（業務執行を決定する機関が、当該未公開株等評価機関の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前

号 h の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

f 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を，内閣総理大臣等に対して，法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。），これらの開示を行った後提出したこと並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。

g 投資信託法第215条第2項の規定による投資法人の登録の取消しの通告

h 投資主による投資主総会の招集の請求

i 投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなったこと。

j a から前 i までに掲げる事実のほか，上場投資証券又は上場投資法人の運営，業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次に掲げる事項を行うことについての決定を行った場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含み，本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は，本所が定めるところにより，直ちに開示するものとする。

a 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申

請

- b 当該資産運用会社等の合併
 - c 当該資産運用会社等の破産手続開始の申立て
 - d 当該資産運用会社等の解散（合併による解散を除く。）
 - e 当該資産運用会社等の金融商品取引業の廃止
 - eの2 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業（法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者ではなくなること
 - f 当該資産運用会社等の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
 - g 当該資産運用会社等の事業の全部の譲渡
 - h 当該資産運用会社等が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
 - i 一般社団法人投資信託協会又は一般社団法人日本投資顧問業協会からの脱退
 - j aから前iまでに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (4) 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等に次に掲げる事実が発生した場合は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。
- a 法第51条の規定による業務改善命令
 - b 上場廃止の原因となる事実（第13条第2項各号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - c a及び前bに掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分
 - d aから前cまでに掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であ

って投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2 上場投資法人の運用資産に関する情報の開示については、次の各号に定めるところによる。

(1) 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次に掲げる事項についての決定を行った場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。

a 運用資産に係る資産の譲渡又は取得（本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）

b 前 a に掲げるもののほか、運用資産に係る重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 運用資産に次に掲げる事実が発生した場合には、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。

a 未公開株が金融商品取引所に上場されることとなった場合（当該上場が延期されることとなった場合又は取り消されることとなった場合を含む。）

b 上場株券等が上場廃止されることとなった場合

c 未公開株等の発行者が破産手続、再生手続若しくは更生手続開始の申立てを行った場合又はこれに準ずる状態になった場合

d a から前 c までに掲げるもののほか、運用資産に係る重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場投資法人は、当該上場投資証券の1口当たり純資産額を、週1回開示するものとする。

(4) 上場投資法人は、運用資産に関する以下に掲げる事項を、月1回開示するものとする。

a 上場後5年以内の株券等の銘柄

b 未公開株等の発行者の概要

c 直近の運用状況及び短期的な運用方針

(5) 上場投資法人に係る営業期間又は中間営業期間に係る決算の内容が定まった場合には、直ちに開示するものとする。

3 前2項のほか、上場投資証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。

4 上場投資法人は、投資者への適時、適切な上場投資証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

(本所への協力義務)

第11条 上場投資法人は、次の各号に掲げる場合において、本所が財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求めるときには、これに協力するものとする。

(1) 当該上場投資証券の上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要と認める場合

(2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で、本所が必要と認める場合

2 上場投資法人は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第12条 上場投資法人が次の各号に定める場合に該当した場合には、直

ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。ただし，上場投資法人が第10条の規定に基づき行う会社情報の開示により，当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており，本所が適当と認めるときは，この限りでない。

(1) 上場投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

a 第10条第1項第1号のaからfまで又はhからmまでに掲げる事項

b 基準日の設定

c 投資主総会の招集

d 投資主名簿等管理人の変更

e aから前dまでに掲げる事項のほか，上場投資証券に関する権利等に係る重要な事項

(2) 上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等が第10条第1項第3号又は同条第2項第1号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合

2 上場投資法人は，次の各号に定める事項について決議又は決定を行った場合には，直ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。

(1) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をするところがある者の選定

(2) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格

3 上場投資法人は，第10条第1項第2号（d及びfを除く。）及び第4号，同条第2項第2号d並びに同条第3項のいずれかに該当した場合には，直ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。

4 上場投資法人は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 本所所定の資産の運用状況表

営業期間終了後3か月以内に資産の運用状況の判明後遅滞なく

(2) 投資主への発送書類

当該書類の発送日前

5 上場投資法人は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場投資法人の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 上場投資法人は、第4項第2号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 前各項のほか、上場投資法人は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(投資口の分割の効力発生日等)

第12条の2 上場投資証券の発行者である投資法人は、投資口の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

2 上場投資証券の発行者である投資法人は、前項に規定する場合において、発行可能投資口総口数の増加に係る投資主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

(行動規範)

第12条の3 上場投資証券の発行者である投資法人は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある投資口の併合又は分割を行わないものとする。

(上場廃止基準)

第13条 上場投資証券が次の各号に該当する場合には、当該上場投資証券の上場を廃止するものとする。

(1) 運用資産

次の a 又は b のいずれかに該当した場合

- a 株券等投資額が純資産額の70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の50%未満となった場合において、1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とならないとき。ただし、本所が相当と認める場合はこの限りでない。
- b その他の資産が、現金及び現金同等物等に限られなくなった場合。ただし、本所が相当と認める場合はこの限りでない。

(2) 投資法人の規約

上場投資法人の規約について、次のいずれかに掲げる変更を行った場合

- a 「株券等投資額を純資産額の70%以上とし、かつ、未公開株等への投資額を原則として株券等投資額の50%以上とする」旨の投資方針でなくなること。
- b 特定の投資先に取得時における純資産額の10%を超えて投資すること。
- c 投資主の請求により投資口の払戻しを行うこと。
- d 利益の額を超えて金銭の分配を行うこと。
- e 営業期間として定める期間を6か月未満とすること。

f 資金の借入れ及び投資法人債の発行を行うこと。

(3) 上場投資口口数

上場投資口口数が2,000単位未満となった場合

(4) 売買高

最近1年間における月平均売買高が5単位未満である場合

(5) 投資法人の解散

投資信託法第143条に掲げる解散事由のいずれかに該当する場合

(6) 破産手続等

法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

(7) 未公開株等評価機関

未公開株等の評価に係る業務の未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合

(8) 不適当な合併

上場投資法人が合併（上場投資法人が解散することとなる合併を除く。）を行った後、その状態が著しく悪化し、本所が上場廃止を適当と認めた場合

(9) 有価証券報告書等の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場投資法人の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(10) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbのいずれかに該当した場合

a 上場投資法人に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b 上場投資法人に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(11) 上場契約違反

上場投資証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第3条の2第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(12) 投資主名簿等管理人

上場投資法人が、投資主名簿に関する事務を第5条第1項第8号に規定する本所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合

(13) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(14) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合

2 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次の各号に該当する場合には、上場投資証券の上場を廃止するものとする。ただし、当該資産運用会社等が行っていた業務が他の資産運用会社等に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社等が投資証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

- (1) 法第50条の2第2項の規定により金融商品取引業の登録が失効した場合
 - (2) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合
 - (3) 一般社団法人投資信託協会又は一般社団法人日本投資顧問業協会の会員でなくなった場合
 - (4) 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等でなくなった場合
 - (5) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合
- 3 第1項第1号の審査は、上場投資法人に係る毎営業期間の末日現在の資料に基づいて行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の審査は、本所が定めるところにより、上場投資法人に係る毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

- 第13条の2 上場投資証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場投資証券を監理銘柄に指定することができる。
- 2 上場投資証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場投資証券を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

- 第14条 上場投資証券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日

の取扱いは、本所が定めるところによる。

(上場手数料及び年賦課金)

第15条 投資証券を上場しようとする投資法人及び上場投資法人は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

(有価証券上場規程の読替え)

第16条 投資証券に係る有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで、第14条の6から第14条の10まで、第15条及び第20条の規定の適用については、同第14条の2から第14条の4まで及び同第14条の6から第14条の10まで中「上場会社」とあるのは「上場投資法人」と、同第15条及び第20条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場投資法人」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第17条 この特例に定めのある事項並びにこの特例の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この規則は、平成13年12月3日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改

正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この特例は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する営業期間に係る監査報告書及び平成15年3月1日後開始する営業期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する営業期間に係るもの及び平成15年3月1日以前に開始する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この特例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、本所が定める日から施行する。

(注) 本所が定める日は平成16年12月13日

付 則

- 1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2及び第5条第1項第7号aの規定は、この特例施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する投資証券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に投資証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者である者（施行日において現に上場投資証券の発行者である者を除く。）は、改正後の第3条の2第2項に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、

当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 4 改正後の第10条第1項第2号f及び第13条第1項第9号の規定は、施行日以後開始する営業期間又は中間営業期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第10条第3項の規定にかかわらず、施行日において現に上場投資証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第12条第5項の規定は、施行日以後終了する営業期間又は中間営業期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 7 改正後の第13条第1項第10号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類については、同日以後に内閣総理大臣等に提出されるものから適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条の2第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする投資口の分割について適用する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から過去5年以内に、改正前の第10条第4項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第16条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は改正後の第16条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成22年6月30日から施行する。

- 2 改正前の第3条の2第2項及び第10条第3項の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成23年1月31日から施行する。
- 2 第13条第1項第1号aの規定のうち、「株券等投資額が純資産額の70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の50%未満となった場合において、1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とまらないとき。」は、当分の間、「株券等投資額が純資産額の70%未満となった場合において、1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上とまらないとき。」と読み替える。この場合において、株券等投資額を「国内の未公開株等及び上場後10年以内の株券等（上場株券等となってから10年間を経過していない内国株券及び当該内国株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。）への投資額の合計」とするものとする。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月4日から施行する。

E T Fに関する有価証券上場規程の特例

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この特例は、E T Fの上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定 義)

第1条の2 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「E T F」とは、内国E T F、外国E T F、外国E T F信託受益証券、内国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券をいう。

(2) 「外国」とは、本邦以外の国又は地域をいう。

(3) 「外国E T F」とは、外国投資信託の受益証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）であって、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）第2条第22項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）に係るもの又は外国投資証券（法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）であって、資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人（投資信託法第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の発行す

るものをいう。

(4) 「外国 E T F 信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券（施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が外国 E T F であるものをいう。

(4)の2 「外国商品現物型 E T F」とは、法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。

(4)の3 「外国商品現物型 E T F 信託受益証券」とは、施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国商品現物型 E T F であるものをいう。

(5) 「外国株券等保管振替決済業務」とは、指定振替機関が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。

(6) 「外国金融商品取引所等」とは、外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場をいう。

(6)の2 「カウンターパーティー」とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方（当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合にあっては、保証者）をいう。

(7) 「管理会社」とは、次の a から h までに掲げるものをいう。

a 内国 E T F にあっては、投資信託委託会社（商品（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品）をいう。以下同じ。）又は商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する

法律施行令（平成12年政令第480号。以下「投資信託法施行令」という。）第3条第10号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う内国ETFにあっては、当該運用に係る業務につき投資信託法第223条の3第1項において読み替えて適用する法第35条第4項の承認を受けた者に限る。）

- b 外国投資信託の受益証券に該当する外国ETFにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ETFに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
- c 外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ETFに係る資産について法第2条第8項第12号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
- d 外国投資信託の受益証券に該当する外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ETF信託受益証券である外国ETFに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
- e 外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ETF信託受益証券である外国ETFに係る資産について法第2条第8項第12号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
- f 内国商品現物型ETFにあっては、次の(a)又は(b)に掲げるもの
 - (a) 当該内国商品現物型ETFに係る信託の委託者である金融商

品取引業者（法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分の指図（管理又は処分の監督を含む。以下同じ。）を行うものに限り、信託会社を除く。）及び当該金融商品取引業者から当該内国商品現物型ETFに係る信託財産の管理又は処分の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

(b) 当該内国商品現物型ETFに係る信託受託者である登録金融機関（法第33条の2の登録を受けたもののうち、法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分を行うものに限る。以下同じ。）及び当該登録金融機関から当該内国商品現物型ETFに係る信託財産の管理又は処分に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

g 外国商品現物型ETFにあつては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品現物型ETFに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人であつて、かつ当該外国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分の指図の全部又は一部を行うもの

h 外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品現物型ETFに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人であつて、かつ当該外国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分の指図の全部又は一部を行うもの

(8) 「管理会社等」とは、次のa又はbに掲げるものをいう。

a 内国ETF、外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF、

当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券，
内国商品現物型 E T F ， 外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物
型 E T F 信託受益証券にあつては，前号 a ， b ， d 又は f から h
までに掲げるもの

b 外国投資証券に該当する外国 E T F 又は当該外国 E T F を受
託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあつては，当該外国
E T F の発行者である外国投資法人

(8)の2 「組入債権」とは，投資信託財産又は資産（上場外国 E T F
信託受益証券にあつては，その受託有価証券である外国 E T F の投
資信託財産又は資産。以下この条において同じ。）に組み入れる対象
指標に連動する投資成果を目的とした特定の者との契約に係る権利
（法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利，商
品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げ
る金銭債権に限る。以下この条において同じ。）をいう。

(8)の3 「組入有価証券」とは，投資信託財産又は資産に組み入れる
対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券をい
う。

(9) 「最終価格」とは，本所の売買立会における最終値段をいう。

(10) 「指定参加者」とは，内国 E T F の募集の取扱いを行う者として
当該内国 E T F の有価証券届出書等に記載されている者をいう。

(11) 「指定振替機関」とは，本所が指定する振替法第2条第2項に規
定する振替機関をいう。

(11)の2 「指標連動有価証券等組入型 E T F」とは，対象指標に連動
する投資成果を目的として発行された有価証券又は特定の者との契
約に係る権利を投資信託財産又は資産に組み入れることによって，
対象指標に連動することを目的とする E T F をいう。

(12) 「受益証券」とは，投資信託法第2条第7項又は信託法（平成18
年法律第108号）第185条第1項に規定する受益証券をいう。

- (13) 「預託契約等」とは、外国 E T F 信託受益証券又は外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る信託契約をいう。
- (14) 「上場 E T F」とは、本所に上場している E T F をいう。
- (15) 「上場外国 E T F」とは、本所に上場している外国 E T F をいう。
- (16) 「上場外国 E T F 信託受益証券」とは、本所に上場している外国 E T F 信託受益証券をいう。
- (16) の 2 「上場外国商品現物型 E T F」とは、本所に上場している外国商品現物型 E T F をいう。
- (16) の 3 「上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券」とは、本所に上場している外国商品現物型 E T F 信託受益証券をいう。
- (16) の 4 「上場指標連動有価証券等組入型 E T F」とは、本所に上場している指標連動有価証券等組入型 E T F をいう。
- (17) 「上場内国 E T F」とは、本所に上場している内国 E T F をいう。
- (17) の 2 「上場内国商品現物型 E T F」とは、本所に上場している内国商品現物型 E T F をいう。
- (17) の 3 「商品」とは、商品先物取引法第 2 条第 1 項に規定する商品をいう。
- (17) の 4 「商品市場」とは、商品先物取引法第 2 条第 9 項に規定する商品市場をいう。
- (17) の 5 「商品投資等取引」とは、投資信託法施行令第 3 条第 10 号に規定する商品投資等取引をいう。
- (18) 「信託会社等」とは、投資信託法第 3 条に定める信託会社等（委託者非指図型投資信託受益証券（投資信託法第 2 条第 2 項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。以下同じ。）に係る投資信託の受託者である信託会社等にあつては、当該信託会社等から委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。）をいう。
- (19) 「信託受託者」とは、次の a から c までに掲げるものをいう。

- a 内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F にあつては、信託会社等
 - b 外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあつては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であつて、信託会社等に類するもの
 - c 外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であつて、当該外国 E T F 受益証券の受託有価証券である外国 E T F に係る信託会社等に類するもの
- (20) 「信託受託者等」とは、次の a 又は b に掲げるものをいう。
- a 内国 E T F、外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F、当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F、外国商品現物型 E T F 又は外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては、前号 a から c までに掲げるもの
 - b 外国投資証券に該当する外国 E T F 又は当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあつては、第 7 号 c 又は同号 e に掲げる法人
- (21) 「投資信託委託会社」とは、投資信託法第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社（当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託（投資信託法第 2 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託をいう。以下同じ。）の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。）をいう。
- (22) 「指標」とは、金融商品市場における相場その他の指標をいう。
- (23) 「内閣総理大臣等」とは、内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。
- (24) 「内国 E T F」とは、法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託の受益証券であつて、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動

率を指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係るものをいう。

(24)の2 「内国商品現物型 E T F」とは、法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。

(24)の3 「有価証券届出書」とは、法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。

(24)の4 「有価証券報告書」とは、法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。

(24)の5 「半期報告書」とは、法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。

(25) 「有価証券報告書等」とは、有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。

(26) 「預託機関等」とは、外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいう。

(27) 「預託口数」とは、指定振替機関に預託されている外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F に係る受益権又は投資口の口数をいう。

第2章 有価証券上場規程の特例

(上場申請)

第2条 ETFの上場は、管理会社等及び信託受託者等からの申請により行うものとする。

2 ETFの上場を申請しようとする者(以下「新規上場申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- (2) 第4条第1項第9号の規定により管理会社等が確約した書面
- (3) 当該投資信託の投資信託約款、当該外国投資信託の信託約款、当該投資法人の規約又はこれらに類する書類 2部
- (4) 内国ETF及び内国商品現物型ETFにあつては、次のa及びbに掲げる書面
 - a 指定参加者が作成した上場後の円滑な流通確保の見込みを記載した書面
 - b 指定参加者が作成した追加信託に協力する旨を記載した書面
- (5) 外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、次のaからdまでに掲げる書類
 - a 当該外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETFの設定が適法であることについて法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文
 - b 「有価証券上場申請書」に記載された代表者が、当該外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面

- c 管理会社等の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面
 - d 当該外国ETF，外国ETF信託受益証券，外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETFが設定された国の法令に基づき，当該外国ETF，外国ETF信託受益証券，外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETFの設定について承認，認可，許可，届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し
- 3 新規上場申請者である管理会社等は，上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに，次の各号のいずれかに該当する場合には，当該各号に定める書類を提出するものとする。
- (1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出を行った場合には，次の書類の写し
 - 各2部（bに規定する書類については1部）
 - a 有価証券届出書
 - b 有価証券届出効力発生通知書
 - c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
 - d 届出目論見書（届出仮目論見書を含む。）
 - (2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には，その写し
 - 各2部
 - a 有価証券報告書（報告書代替書面を含む。以下同じ。）（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類
 - b 半期報告書（半期代替書面を含む。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）
- 4 新規上場申請者である管理会社等は，上場申請に係る募集又は売出しを行った場合には，本所所定の様式による募集又は売出実施通知書

及び上場申請有価証券確定通知書を上場の時まで提出するものとする。

- 5 前3項に掲げる書類のほか、新規上場申請者である管理会社等は、本所が必要と認めて提出を求める書類を請求する都度遅滞なく提出するものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第2条の2 E T Fの上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場E T Fについて当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

- 2 新規上場申請者である管理会社等は、当該申請を行う時に、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし、当該管理会社等が既に本所の上場E T Fについて当該確認書を提出している場合には、提出を要しない。

(指標連動有価証券等組入型E T Fにおけるカウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備に係る報告書)

第2条の3 指標連動有価証券等組入型E T Fの上場を申請する管理会社等は、本所が当該E T Fの上場を承認した場合には、カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等(運用の継続性の確保及び投資信託財産又は資産(外国E T F信託受益証券にあっては、その受託有価証券である外国E T Fの投資信託財産又は資産)の毀損の可能性の軽減のためのカウンターパーティーの信用状況の管理体制その他の体制をいう。)に係る報告書を本所に提出し、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。ただし、この条の規定により当該報告書を提出している場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項に規定する報告書を提出している管理会社等は、当該報告書(こ

の項の規定により変更後の報告書を提出している場合にあっては、当該変更後の報告書)の内容に変更が生じた場合には、当該変更内容が軽微であると本所が認める場合を除き、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとする。この場合において、当該管理会社等は、当該変更後の報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場審査料)

第3条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を納入するものとする。ただし、第4条の4第1項の規定に基づき予備申請を行ったETFについて、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日より1年以内に上場申請を行う場合は、上場審査料を納入することを要しない。

(上場審査基準)

第4条 内国ETFの上場審査については、次の各号(公社債投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。以下「投資信託法施行規則」という。)第13条第2号イに規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。)以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は本所が規則により定める投資信託に該当するものを除く。次項第1号を除き、以下同じ。)の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号b及び第7号を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号h及び第6号の2を除く。)に掲げる基準によるものとする。

(1) 新規上場申請者である管理会社等が、一般社団法人投資信託協会の会員であること。

(2) 上場申請銘柄が、次のa又はbに適合すること。

a 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券であること。

- b 投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券であること。
- (3) 上場申請銘柄の投資信託約款に次のaからhまでに掲げる内容が記載されていること。
- a 投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標（以下「対象指標」という。）の変動率に一致させるよう運用する旨
 - b 信託契約期間中において，受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができない旨（重大な約款の変更等がされる場合であつて，当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づきETFの買取が行われ，かつ，当該ETFについて投資信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。）
 - c 信託契約期間を定めないこと。
 - d 計算期間として定める期間が1か月以上であること。
 - e 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募（投資信託法第2条第8項に規定する公募をいう。第10条第1項第3号bの(e)において同じ。）により行われる旨
 - f 受益証券が金融商品取引所に上場される旨
 - g すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には，その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨
 - h 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合（当該一部解約の請求に対し，追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除く。第10条第1項第3号bの(h)において同じ。）には，管理会社は信託受託者に対し，投資信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨
- (4) 指定参加者が，すべて適格機関投資家であり，かつ，2者以上で

あること。

(5) 次の a 及び b に掲げる上場申請銘柄に係る指標の区分に従い、当該 a 又は b に適合すること。

a レバレッジ型・インバース型指標（他の指標（以下「原指標」という。）の変動率，変動幅に一定の掛け目を乗じることなどにより，当該原指標の騰落を増幅又は反転させた指標をいう。以下同じ。）以外の指標

次の(a)から(g)までを満たすこと。

(a) 指標の算出方法が客観的なものであり，かつ，公正を欠くものでないこと。

(b) 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあつては，多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。

(c) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で，その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあつては，変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

(d) 指標及びその算出方法が公表されているものであること。

(e) 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては，その構成銘柄（その変更があり得る場合には，その基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。

(f) 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては，上場申請銘柄の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。

(g) 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）

又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数にあっては、上場申請銘柄の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。

b レバレッジ型・インバース型指標

次の(a)から(d)までを満たすこと。

(a) 前 a (a), (d) 及び(g)をすべて満たすこと。

(b) 原指標が、前 a (a)から(e)までに規定する基準に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。

(c) 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標（法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この b において同じ。）である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。

(d) 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場（同条第12項に規定する外国商品市場を含む。）その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。

(6) 新規上場申請者である管理会社等が、次の a から c までに規定す

るいずれかの方法により，上場申請銘柄の投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう適正に運用する見込みがあること。

a 対象指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合にあっては，当該指標における時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄若しくは各種類（当該指標が単純平均型のものである場合は，原則として，指標構成全銘柄）の有価証券その他の資産（信用性その他の事項を勘案し，公益又は投資者保護の観点から，本所が投資信託財産として適当でないとするものを除く。以下この号における「有価証券」において同じ。）又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を組み入れる方法

b 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を組み入れる方法

c その他当該投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率と対象指標の変動率との間に高い相関関係があると認められる方法

(6)の2 上場申請銘柄の投資信託財産を，法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利，商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるものに対する投資として運用すること。

(7) 上場申請銘柄とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には，当該有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。

(8) 次のa及びbに適合すること。

a 最近2年間に終了する各特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の財務諸表等又は各特定期間の中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 前 a の財務諸表等及び中間財務諸表等に添付される監査報告書及び中間監査報告書において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。
- (9) 新規上場申請者である管理会社等が、次の a から c までに掲げる事項について、書面により確約していること。
- a 上場申請銘柄に係る信託受託者等に関する情報を適切に把握できる状況にあること。
 - b 上場申請銘柄に係る信託受託者等に関する情報について第 6 条の規定に従い開示を行うこと。
 - c 当該管理会社等が第 6 条の規定に従い上場申請銘柄に係る信託受託者等に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者等が同意していること。
- (10) 上場申請銘柄が、指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。
- (11) 次の a から c までに適合すること。
- a 貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。
 - b 指定参加者である取引参加者が、本所の市場における上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。
 - c 上場申請銘柄の上場後の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。
- (12) 上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型 E T F に該当する場合にあっては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社に

において適切に整備されていること。

(13) その他公益又は投資者保護の観点から不相当と認められるものでないこと。

2 外国ETFの上場審査については、次の各号（投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に類する外国ETFにあっては、第7号を除く。）に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項第5号から第9号まで、第11号（bを除く。）、第12号及び第13号（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く。）の受益証券に類する外国ETFにあっては、同項第7号を除き、外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、同項第9号を除く。）に適合すること。この場合において、外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、同項第5号、第6号、第7号及び第12号中「投資信託財産」とあるのは「資産」と、同項第8号中「特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、同項第11号a中「受益証券」とあるのは「外国投資証券」と読み替える。

(2) 上場申請銘柄の信託約款若しくは規約又はこれらに類する書類に次のaからcまで（外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、bを除く。）に掲げる内容（aに掲げる内容にあっては、これに類する内容を含む。）が記載されていること。

a 投資信託財産又は資産の一口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用する旨

b 信託契約期間を定めないこと。ただし、外国ETFの設定された国の法令の定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第2条の3第2項で定める期間に限る。）が定められている場合にあっては、当該信託契約期間

c 計算期間又は営業期間として定める期間が1か月以上であること。

(3) 上場申請銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

(4) 上場申請銘柄が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。

(5) 上場申請銘柄の発行について投資信託法に類する法律が整備されていること並びに当該銘柄に係る管理会社等及び信託受託者等を監督する行政庁が存在すること。

(6) 管理会社等が、上場申請銘柄の上場の時までには本所の市場における当該上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める取引参加者を指定する見込みがあること。

(7) 上場申請銘柄の投資信託財産又は資産を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利、投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるものに対する投資として運用すること。

3 外国ETF信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第5号、第6号、第8号から第10号まで、第11号（bを除く。）、第12号及び第13号並びに前項第2号及び第4号から第6号まで（上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETFが外国投資証券に該当する場合にあっては、第1項第9号を除く。）に適合すること。この場合において、第1項第5号、第6号、第8号及び第9号並びに前項第2号、第4号及び第5号中「上場申請銘柄」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF」と、第1項第12号中「投資信託財産」とあるのは「上場申請銘柄に係る受

託有価証券である外国 E T F の投資信託財産又は資産」と読み替えるほか、上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国 E T F が外国投資証券に該当する外国 E T F 信託受益証券にあつては、同項第 5 号及び第 6 号中「投資信託財産」とあるのは「資産」と、同項第 8 号中「特定期間（法第 24 条第 5 項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）」及び「特定期間」とあるのは「営業期間」と、前項第 2 号中「外国 E T F にあつては」とあるのは「外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあつては」と読み替える。

(2) 上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が本所の定めるところにより締結されるものであること。

4 内国商品現物型 E T F の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第 1 項第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号（管理会社が信託受託者である場合を除く。）、第 11 号及び第 13 号に適合していること。この場合において、同項第 1 号中「管理会社が一般社団法人投資信託協会の会員であること」とあるのは「管理会社が一般社団法人投資信託協会の会員であること（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）」と、同項第 5 号及び第 7 号中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) 信託の委託者が次の a 及び b に適合すること（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。

a 上場会社又はその子会社であること。

b 信託財産と同一の商品を上場する商品市場又は外国商品市場（当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができる商品市場又は外国商品市場に限る。以下同じ。）の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者（当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者に限る。以下同じ。）であること。

- (3) 信託の委託者が、商品の抛出状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約すること（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。
- (4) 上場申請銘柄の信託約款に次の a から j までに掲げる内容が記載されていること。
- a 特定の商品の価格に連動する仕組み
 - b 信託契約の期間の定めを設けない旨
 - c 信託契約期間中において、受益者が信託契約の一部解約を請求することができない旨（重要な信託の変更等がされる場合であって、当該重要な信託の変更等に反対した受益者の請求に基づき E T F の買取が行われ、かつ、当該 E T F について信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。）
 - d 計算期間（本所が定める計算期間を除く。）として定める期間が 1 か月以上 1 年以内であること。
 - e 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨
 - f 受益証券が金融商品取引所に上場される旨
 - g すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨
 - h 信託財産に係る商品の条件
 - i 信託の委託者が、抛出する商品について前 h の条件を満たすことを保証する旨
 - j その他本所が定める事項
- (5) 上場申請銘柄に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものであること（管理会社が信託受託者である場合を除く。）。
- (6) 管理会社が、上場申請銘柄の信託財産について、その総資産のう

ち95%以上について、特定の商品を組み入れる旨の確約をしていること。

(7) 上場申請銘柄が、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託ではないこと。

(8) 管理会社が、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拋出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。

(9) 上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。

5 外国商品現物型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第1項第5号、第7号から第9号まで及び第13号、第2項第3号、第4号及び第6号並びに前項第6号に適合すること。この場合において、第1項第5号及び第7号中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と読み替えるものとする。

(2) 上場申請銘柄の信託約款に次のaからdまでに掲げる内容が記載されていること。

a 特定の商品の価格に連動する仕組み

b 信託契約の期間の定めを設けない旨。ただし、外国商品現物型ETFの設定がされた国の法令に定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則第2条の3第2項で定める期間に限る。）が定められている場合にあっては、当該信託契約期間

c 計算期間（本所が定める計算期間を除く。）として定める期間が1か月以上1年以内であること。

d その他本所が定める事項

(3) 次のa又はbに適合していること。

a 管理会社が、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から抛受を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。

b 上場申請銘柄の発行に関する法令又は上場申請銘柄の信託約款において、上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から抛受を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行われるための措置が講じられていること。

(4) 上場申請銘柄の発行に関する法律が整備されていること並びに当該上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政庁が存在すること。

6 外国商品現物型ETF信託受益証券の上場審査については、第1項第5号、第8号、第9号及び第13号、第2項第4号及び第6号、第3項第2号及び第3号、第4項第6号及び前項第2号から第4号までに掲げる基準によるものとする。この場合において、第1項第5号、第8号、第2項第4号、第4項第6号、前項第2号及び第3号中「上場申請銘柄」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型ETF」と、前項第2号中「外国商品現物型ETF」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型ETF」と、前項第4号中「上場申請銘柄の発行」とあるのは「上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型ETFの発行」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適格指標の指定)

第4条の2 本所は、上場申請銘柄に係るETFの上場を承認した場合には、当該ETFに係る指標を前条第1項第5号(同条第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号及び第6項の規定による場合を含む。)に定める要件をすべて満たす指標として指定する。

(上場契約)

第4条の3 本所がETFを上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定のETF上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場ETFについてETF上場契約書を提出している場合にはこの限りでない。

(予備申請)

第4条の4 新規上場申請者は、上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場申請の予備的申請(以下「予備申請」という。)を行うことができる。

2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第4条に規定する基準(適用されるものに限る。)に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第2条第5項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。

4 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を納入するものとする。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第5条 新規上場申請者は、第2条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものと

する。

(管理会社等が行う適時開示等)

第6条 上場ETF並びに上場ETFに係る管理会社等及び信託受託者等に関する情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。

(1) 上場ETFに係る管理会社等は、当該上場ETFに関する次のaからdまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF, 投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF, 外国ETF, 外国ETF信託受益証券, 内国商品現物型ETF, 外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、aを除く。)に掲げる事項について日々(aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除く。)開示しなければならない。

a 将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関して確定した内容

b 上場ETFの上場受益権口数又は上場投資口数, 純資産総額及び一口当たりの純資産額

c 上場ETFの一口当たりの純資産額と対象指標の終値の変動率に係る乖離率

d その他本所が必要と認める事項

(2) 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。以下この号において同じ。)に係る管理会社等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合(aに掲げる事項にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

- a 上場 E T F に係る管理会社等が、次に掲げる事項（内国 E T F にあっては(r)から(u)までを除き、外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券にあっては(i), (n), (o), (q)及び(r)から(t)までを除き、内国商品現物型 E T F（管理会社が信託受託者であるものを除く。）にあっては(q)及び(u)を除き、内国商品現物型 E T F（管理会社が信託受託者であるものに限る。）にあっては(q), (s)及び(u)を除き、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては(i), (n), (o), (q), (s)及び(t)を除く。）を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- (a) 売出し
 - (a)の2 受益権の分割又は併合
 - (a)の3 売買単位の変更
 - (b) 投資信託又は外国投資信託に必要な資金の借入れ
 - (c) 投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類の変更又は投資信託契約若しくは信託契約の解約
 - (c)の2 上場 E T F の名称の変更
 - (d) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する E T F の上場廃止に係る申請
 - (e) 当該管理会社等の合併
 - (f) 当該管理会社等の破産手続の申立て
 - (g) 当該管理会社等の解散（合併による解散を除く。）
 - (h) 当該管理会社等の金融商品取引業、登録金融機関業務又はこれに類する業の廃止
 - (i) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業（法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者でなくなること。
 - (j) 当該管理会社等の会社の分割（事業の全部を承継させる場合

に限る。)

- (k) 当該管理会社等の事業の全部の譲渡
- (l) 当該管理会社等が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等
に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- (m) 追加信託，一部解約若しくは交換又は投資信託約款に基づく
E T F の買取りについて，管理会社等がやむを得ない事情が生
じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間
- (n) 適格機関投資家以外の者を指定参加者とすること又は適格機
関投資家以外の者を指定参加者から除外すること。
- (o) 指定参加者の数を2者未満とすること又は指定参加者の数を
2者以上とすること。
- (p) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は
中間財務諸表等の監査証明(法第193条の2第1項の監査証明を
いう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動
- (q) 当該銘柄が指定振替機関の振替業又は外国株券等保管振替決
済業務における取扱いの対象とならないこと。
- (r) 信託の分割
- (s) 上場 E T F に係る信託契約が，一の管理会社と一の信託受託
者との間で締結されるものでなくなること。
- (t) 上場 E T F が信託法第2条第12項に規定する限定責任信託と
なること。
- (u) 当該管理会社等が，管理会社等としての業務に必要な免許，
認可又は登録等について，内閣総理大臣等により失効，取消し
又は変更登録等を受けることにより，管理会社等としての業務
を行わないこととなること。
- (v) (a) から前(u)までに掲げる事項のほか，上場 E T F 又は当該
管理会社等の運営，業務若しくは財産に関する重要な事項であ
って投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- b 上場 E T F に係る管理会社等に、次に掲げる事実（内国 E T F にあっては(i)から(k)までを除き、内国商品現物型 E T F（管理会社が信託受託者であるものを除く。）にあっては(i)及び(j)を除き、外国 E T F，外国 E T F 信託受益証券，外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては(d)，(e)及び(i)から(k)までを除く。）が発生した場合
- (a) 法第51条の規定による業務改善命令又はこれに類する処分
 - (b) 上場廃止の原因となる事実（第10条第1項第1号及び同条第2項第1号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分
 - (d) 適格機関投資家以外の者が指定参加者となったこと又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者でなくなったこと。
 - (e) 指定参加者の数が2者未満となったこと。
 - (f) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前 a の(p)の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
 - (g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと

並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。

(h) 対象指標の算出の終了

(i) 信託の委託者が上場会社又はその子会社でなくなること。

(j) 信託の委託者が商品市場又は外国商品市場の会員，取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者でなくなること。

(k) 信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託されたこと。

(l) (a)から前(k)までに掲げる事実のほか，上場ETF又は当該管理会社等の運営，業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場ETFに係る信託受託者等が，次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対するETFの上場の廃止に係る申請

(b) 前(a)に掲げる事項のほか，上場ETF又は当該信託受託者等の運営，業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場ETFに係る信託受託者等に，次に掲げる事実が発生した場合

(a) 上場廃止の原因となる事実（第10条第1項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）

(b) 前(a)に掲げる事実のほか，上場ETF又は当該信託受託者等の運営，業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国E

TFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券に限る。以下この号において同じ。)に係る管理会社等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合は(a及びcに掲げる事項にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場ETFに係る管理会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 前号aの(d)、(p)又は(q)に掲げる事項

(b) 投資口の売出し

(b)の2 投資口又は受益権の分割又は併合

(b)の3 売買単位の変更

(c) 投資法人債の募集又は資金の借入れ

(d) 規約若しくはこれに類する書類の変更又は解散

(d)の2 上場ETFの名称の変更

(e) 当該管理会社等の合併

(f) 当該管理会社等の破産手続又は再生手続開始の申立て

(g) 当該管理会社等が投資信託法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(h) (a)から前(g)までに掲げる事項のほか、上場ETF又は当該管理会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場ETFに係る管理会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 前号bの(f)から(h)までに掲げる事実

(b) 投資信託法第214条の規定による業務改善命令に類する処分

(c) 上場廃止の原因となる事実(第10条第3項第1号aに掲げる

事由に係るものに限る。)

(d) (b)及び前(c)に掲げる事実のほか、投資信託法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分

(e) (a)から前(d)までに掲げる事実のほか、上場E T F又は当該管理会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場E T Fに係る信託受託者等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 前号cの(a)に掲げる事項

(b) 当該信託受託者等の合併

(c) 当該信託受託者等の破産手続開始の申立て

(d) 当該信託受託者等の解散（合併による解散を除く。）

(e) 当該信託受託者等の金融商品取引業に類する業の廃止

(f) 当該信託受託者等の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）

(g) 当該信託受託者等の事業の全部の譲渡

(h) 当該信託受託者等が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(i) 当該信託受託者等が、信託受託者等としての業務に必要な免許、認可又は登録等について、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受けることにより、信託受託者等としての業務を行わないこととなること。

(j) (a)から前(i)までに掲げる事項のほか、上場E T F又は当該信託受託者等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場E T Fに係る信託受託者等に、次に掲げる事実が発生した場合

- (a) 法第51条の規定による業務改善命令に類する処分
 - (b) 上場廃止の原因となる事実（第10条第3項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、外国の法令に基づく内閣総理大臣等の承認、認可又は処分
 - (d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか、上場ETF又は当該信託受託者等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (4) 上場ETFに係る管理会社等は、次のaからfまでに掲げる事項に該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
- a 上場ETFに係る特定期間若しくは営業期間又は中間特定期間（特定期間が6か月を超える場合における、当該特定期間が開始した日以後の6か月間をいう。）若しくは中間営業期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合
 - b 上場ETFに係る信託財産又は資産に重大な影響を与える対象指標（外国の指標を対象指標とする場合に限る。）の特定の国若しくは地域における政治、経済、金融及び資本市場制度等の変更
 - c 上場指標連動有価証券等組入型ETFにあつては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンターパーティーに発生した場合（当該カウンターパーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき）であつて、当該事実がカウンターパーティーに発生したことを把握したとき
 - (a) 信用格付の変更又は組入有価証券に係る格付の変更（取得している場合に限る。）
 - (b) 事業年度又は中間会計期間（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末

- 日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になったこと。
- (c) 財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。
 - (d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書については、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載されることとなったこと。
 - (e) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になったこと。
 - (f) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたこと又は停止されることが確実となったこと。
 - (g) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこと又はこれに準ずる状態になったこと。
 - (h) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失
 - (i) (a)から前(h)までに掲げる事項のほか、カウンターパーティーの財務状況に関する重要な事実
- d 上場外国ETF，上場外国ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETF，上場外国商品現物型ETF又は上場外国

商品現物型 E T F 信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品現物型 E T F について，本邦以外の地域において，上場 E T F の流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

e 上場外国 E T F 信託受益証券又は上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社等又は信託受託者等が，上場外国 E T F 信託受益証券又は上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る預託契約等の変更又は終了その他の上場外国 E T F 信託受益証券又は上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

f 上場内国 E T F に係る管理会社等が，投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合（投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。）

2 指標連動有価証券等組入型 E T F に係る管理会社等及び信託受託者等は，カウンターパーティーの信用状況の管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には，直ちに照会事項について報告するものとする。

3 前2項のほか，上場 E T F に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については，上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。

4 上場 E T F に係る管理会社等は，投資者への適時，適切な上場 E T F に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し，常に投資者の視点に立った迅速，正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど，誠実な業務遂行に努めなければならない。

5 第1項及び第3項の規定は，上場 E T F に関する情報の適時開示について上場 E T F に係る管理会社等が遵守すべき最低限の要件，方法を定めたものであり，上場 E T F に係る管理会社等は，これらの規

定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第7条 上場ETFに係る管理会社等は、次の各号に掲げる場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場ETFに係る管理会社等が前条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。

(1) 上場ETFに係る管理会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 前条第1項第2号a又は同項第3号aに掲げる事項
- b 前aのほか、上場ETFに関する権利等に係る重要な事項

(2) 上場ETFに係る信託受託者等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 前条第1項第2号c又は同項第3号cに掲げる事項
- b 前aのほか、上場ETFに関する権利等に係る重要な事項

2 上場ETFに係る管理会社等は、売出しに係る売出価格について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 上場ETFに係る管理会社等は、第6条第1項第2号b若しくはd又は同項第3号b若しくはdに該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

4 上場ETFに係る管理会社等は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 投資信託若しくは外国投資信託の計算期間の末日現在の受益者数を記載した書面又は外国投資法人の営業期間の末日現在の投資主数

計算期間又は営業期間の末日後 3 か月以内に受益者数又は投資主数の確定後遅滞なく

(2) 受益者又は投資主への発送書類

受益者又は投資主に対する発送日前

(3) 投資信託若しくは外国投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面又は外国投資証券に係る利益分配金の見込金額を記載した書面

計算期間又は営業期間の末日（当該収益分配金又は当該利益分配金を受ける者を確定するための期日として計算期間又は営業期間の末日と異なる日を定める外国投資信託又は外国投資証券にあっては、当該異なる日。以下この号において同じ。）の 3 日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（計算期間又は営業期間の末日が休業日に当たるときは、4 日前の日）

(4) 投資信託契約，信託約款，規約又はこれらに類する書類を変更した場合の変更後の投資信託契約書，信託約款，規約又はこれらに類する書類の写し

締結後直ちに

(5) 外国 E T F 又は外国 E T F 信託受益証券については，12 月末日現在の預託口数又は上場受益権口数及び一口当たりの純資産額を記載した書面

把握後直ちに

5 上場 E T F に係る管理会社等は，有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には，当該投資信託委託会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 上場 E T F に係る管理会社等は，第 5 項第 2 号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供すること

に同意するものとする。

- 7 前各項のほか、上場 E T F に係る管理会社等及び信託受託者等は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(変更上場の手続)

第 8 条 上場 E T F の変更上場の手続は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 上場 E T F (内国 E T F, 外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F, 当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券, 内国商品現物型 E T F, 外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に限る。)に係る管理会社等及び信託受託者等は、投資信託約款, 信託約款若しくはこれらに類する書類の信託金の限度額又は上場 E T F の名称を変更しようとする場合は、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。
- (2) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。)に係る管理会社等及び信託受託者等が、規約若しくはこれに類する書類の発行可能投資口総口数又は上場 E T F の名称を変更しようとする場合は、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(代理人等の選定)

第 9 条 上場外国 E T F, 上場外国 E T F 信託受益証券, 外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社等は、本所が定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であつて、本所との関係において一切の行為につき当該上場外国 E T F, 上場外国 E T F 信託受益証券, 外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社等を代理又は代表する権限を有

する者を選定するものとする。

(分割の効力発生日等)

第9条の2 上場内国ETFに係る管理会社等は、受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

2 上場内国ETFに係る管理会社等は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(行動規範)

第9条の3 上場ETFの管理会社等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者若しくは投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある受益権又は投資口の分割又は併合を行わないものとする。

2 指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理会社等は、カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備に努めるものとする。

(上場廃止基準)

第10条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) 上場ETFに係る管理会社等が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該管理会社等が行っていた業務が他の管理会社等に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社等がETF上場契約書及び第4条第1項第9号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

- a 法第50条の2第2項の規定により，金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録が失効した場合
 - b 法第52条第1項又は第54条の規定により，金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録を取り消された場合
 - c 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合
 - cの2 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場内国ETFについて，当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合
 - cの3 登録金融機関業務に係る業務の内容又は方法の変更により，投資運用業を行うものでなくなった場合
 - d 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）
- (2) 上場ETFに係る信託受託者等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし，当該上場ETFに係る信託受託者等が行っていた業務が他の信託受託者等に引き継がれ，かつ，当該他の信託受託者等がETF上場契約書を提出する場合は，この限りでない。
- (2)の2 上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者が，上場会社又はその子会社でなくなった場合（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。ただし，次のa又はbに掲げる場合は，この限りでない。
- a 当該上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者が，上場会社又はその子会社でなくなった後においても商品の抛出状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には，直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合（本所が定める場合を除く。）
 - b 当該上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者としての

地位が他の上場会社又はその子会社に引き継がれ、かつ、当該他の上場会社又はその子会社が、商品の抛出状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合

(2)の3 上場内国商品現物型 E T F に係る信託の委託者が、商品市場又は外国商品市場の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者でなくなった場合（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。ただし、当該上場内国商品現物型 E T F に係る信託の委託者としての地位が他の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として本所が定める者に引き継がれた場合は、この限りでない。

(3) 上場 E T F について、次の a から k まで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国 E T F にあつては b (b), b の 2 から b の 5 まで及び h の 2 を除き、投資信託法施行令第 12 条第 1 号又は第 2 号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国 E T F にあつては b (h), b の 2 から b の 5 まで及び h の 2 を除き、指標連動有価証券等組入型 E T F 以外の上場内国 E T F にあつては f の 2 を除き、上場内国商品現物型 E T F にあつては a 及び b を除く。）のいずれかに該当する場合

a 次の (a) でなくなった場合又は次の (b) でなくなった場合（ただし、(a) と (b) との間の変更であつて、公益又は投資者保護に資するものとして、本所が適当と認めた場合を除く。）

(a) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券

(b) 投資信託法施行令第 12 条第 1 号又は第 2 号に掲げる投資信託の受益証券

b 投資信託約款の変更その他の理由により、次の (a) から (h) までのいずれかに該当する場合

(a) 投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めがなくなった場合

- (b) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなった場合（重大な約款の変更等がされる場合であって、当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づきETFの買取が行われ、かつ、当該ETFについて投資信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。）
 - (c) 信託契約期間が定められた場合
 - (d) 計算期間が1か月未満となった場合
 - (e) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなった場合
 - (f) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなった場合
 - (g) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなった場合
 - (h) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨の定めがなくなった場合
- bの2 次の(a)から(i)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合
- (a) 特定の商品の価格に連動する仕組みに関する定めがなくなる場合
 - (b) 信託契約の期間の定めが設けられる場合
 - (c) 信託契約期間中において、受益者が信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合（重要な信託の変更等がされる場合であって、当該重要な信託の変更等に反対した受益者

- の請求に基づき E T F の買取が行われ、かつ、当該 E T F について信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。)
- (d) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合
 - (e) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合
 - (f) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨の定めがなくなる場合
 - (g) 信託財産に係る商品の条件に関する定めがなくなる場合
 - (h) 信託の委託者が拠出する商品について信託約款で定める商品の条件を満たすことを保証する旨の定めがなくなる場合
 - (i) 計算期間が 1 か月に満たないこととなる場合又は 1 年を超えることとなる場合
- b の 3 上場 E T F に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる場合（管理会社が信託受託者である場合を除く。)
- b の 4 上場 E T F が信託法第 2 条第 12 項に規定する限定責任信託となる場合
- b の 5 信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合であって、直ちにその状況の改善に係る手続きが着手されないとき又は遅滞なくその状況が改善されないとき。
- c 指定参加者に適格機関投資家以外の者が含まれることとなった場合。ただし、当該適格機関投資家以外の者が指定参加者から除外されるときはこの限りでない。
- d 指定参加者の数が 2 者未満となった場合において、1 年以内に 2 者以上とならないとき。

- e 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を，法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等，上場ETFに係る管理会社等の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は，3か月以内）に，内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- f 上場ETFに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合，第2条の2第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなった場合
- fの2 次の(a)又は(b)に該当する場合
 - (a) 当該上場ETFに係るカウンターパーティーの財務状況が悪化した場合において，本所が当該状態となったと認める日から1か年以内（以下この(a)において「猶予期間」という。）に組入有価証券又は組入債権が，当該カウンターパーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンターパーティーを契約の相手方若しくは当該カウンターパーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし，本所が猶予期間の経過を待つことが適当でないとき，本所がその都度定めるところによる。
 - (b) カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において整備されなくなった場合。ただし，当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であって，かつ，当該他の管理会社においてカウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等が整備されるときは，この限りではない。
- g 次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 上場 E T F に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(b) 上場 E T F に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下この b において同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

h 投資信託契約が終了となる場合

h の 2 信託が分割されることとなる場合

i 上場 E T F の一口当たりの純資産額と対象指標との相関係数が 0.9 未満となった場合において、1 か年以内に 0.9 以上とならないとき。

j 当該上場 E T F が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

k a から前 j までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該上場 E T F の上場廃止を適当と認めた場合

2 上場外国 E T F（外国投資信託の受益証券に該当する外国 E T F に限る。以下この項において同じ。）、当該外国 E T F を受託有価証券とする上場外国 E T F 信託受益証券、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) 上場 E T F に係る管理会社等が管理会社等としての業務に必要な免許、許可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社等としての業務を行わないこととなった場合。ただし、当該上場 E T F に係る管理会社等が行っていた業

務が他の管理会社等に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社等が E T F 上場契約書及び第 4 条第 2 項第 1 号前段、第 3 項第 1 号前段、第 5 項第 1 号前段又は第 6 項の規定において適用する同条第 1 項第 9 号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

(2) 上場 E T F に係る信託受託者等が前項第 2 号に該当する場合

(3) 上場 E T F が、次の a から f までのいずれかに該当する場合

a 前項第 3 号 e から i までのいずれかに該当する場合（f の 2 にあつては指標連動有価証券等組入型 E T F に該当する外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券に限り、h の 2 にあつては外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券に限る。）

b 信託約款（上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては、受託有価証券である外国 E T F 又は外国商品現物型 E T F に係る信託約款）又はこれに類する書類の変更により、次の (a) から (b) までのいずれかに該当する場合（上場外国 E T F 及び上場外国 E T F 信託受益証券にあつては (a) の 3 を除き、上場外国商品現物型 E T F 及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては (a) 及び (a) の 2 を除く。）

(a) 投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用する旨（これに類する内容を含む。）の定めがなくなった場合

(a) の 2 前項第 3 号 b の (d) に掲げる場合

(a) の 3 前項第 3 号 b の 2 の (a) 又は (i) に掲げる場合

(b) 信託契約（上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては、受託有価証券である外国 E T F 又は外国商品現物型 E T F に係る信託契約）の期間が定められた場合（外国投資信託の設定がされた国の法令の定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則第 2 条の

- 3 第2項に定める期間に限る。)が定められている場合を除く。)
- c 当該上場 E T F が指定振替機関の振替業又は指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - d 当該上場 E T F (上場外国 E T F 及び上場外国商品現物型 E T F にあつては当該銘柄を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券を含み, 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては受託有価証券である外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F を含む。以下この d において同じ。)が上場又は継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場 E T F の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場 E T F の相場を即時に入手することができない状態となったと本所が認めた場合。ただし, 当該上場 E T F の外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して, 上場を廃止することが適当でない認められるときは, この限りでない。
 - e 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては, 当該上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に関する預託契約等が終了となる場合。ただし, 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る預託機関等の変更により当該預託契約等が終了となる場合は, この限りでない。
 - f a から前 e までのほか, 公益又は投資者保護のため, 本所が当該上場 E T F の上場廃止を適当と認めた場合
- 3 上場外国 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。以下この項において同じ。)及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券は, 次の各号のいずれかに該当する場合には, そ

の上場を廃止する。

(1) 上場 E T F に係る管理会社等が次の a から c までのいずれかに該当する場合

a 投資信託法施行規則第263条に掲げる解散事由のいずれかに相当する事由に該当する場合

b 外国の法令に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態となった場合

c 規約又はこれに類する書類に定める事由に基づき終了する場合

(2) 上場 E T F に係る信託受託者等が前項第 2 号に該当する場合

(3) 上場 E T F が、次の a から c までのいずれかに該当する場合

a 規約又はこれに類する書類の変更により、第 1 項第 3 号 b の (d) 又は前項第 3 号 b の (a) に該当する場合。この場合において、第 1 項第 3 号 b の (d) 中「計算期間」とあるのは「営業期間」と、前項第 3 号 b の (a) 中「投資信託財産」とあるのは「資産」と読み替える。

b 第 1 項第 3 号 e から h まで及び前項第 3 号 c から e までのいずれかに該当する場合（f の 2 にあつては指標連動有価証券等組入型 E T F に該当する外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券に限る。）

c a 及び前 b のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該上場 E T F の上場廃止を適当と認めた場合

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第10条の2 上場 E T F が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場 E T F を監理銘柄に指定することができる。

2 上場 E T F の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を

投資者に周知させるため、当該上場 E T F を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

第11条 上場 E T F の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(上場手数料及び年賦課金等)

第12条 E T F の上場を申請しようとする者及び管理会社等は、本所が定める上場手数料、年賦課金及び T D n e t 利用料を納入するものとする。

(本国等の法制度等の勘案)

第13条 上場 E T F に係る管理会社等及び信託受託者等が外国又は外国法人である場合の当該外国又は外国法人に対する本所の規則の適用にあたっては、当該外国又は外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。

(措置等)

第14条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は、上場 E T F に対する措置について準用する。

(委任規定)

第15条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

- 1 この特例は、平成7年5月1日から施行する。
- 2 第32条第1号の規定を、定款平成9年7月1日改正付則第2項の規定により定款第15条に規定する特別会費の納入の猶予を受けた正会員からの委託について適用する場合は、同第33条ただし書による実費負担を適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成7年5月29日から施行する。
- 2 改正後の第34条第2項の規定にかかわらず、正会員は本所が定める日（*平成7年7月2日）まで、受益証券について貸借取引を行ってはならない。

付 則

この特例は、平成7年10月2日から施行する。

付 則

この特例は、平成7年11月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成7年12月7日から施行する。

付 則

この特例は、平成8年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この特例は、平成9年6月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成9年9月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年4月1日以降の日で、本所が定める日（*平成10年4月13日）から施行する。

付 則

この特例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年6月15日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年6月22日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年10月23日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定（「内閣総理大臣又は金融監督庁長官」を「金融再生委員会（その権限が金融監督庁長官に委任されている場合にあつては、金融監督庁長官。以下同じ。）」に改める部分に限る。）並びに第6条第2項及び第10条第1項の改正規定（「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成10年法律第131号）の施行の日（*平成10年12月15日）から施行する。

付 則

この特例は、平成11年7月26日から施行する。

付 則

この特例は、平成11年9月1日から施行する。

付 則

この特例は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第107号）附則第1条第3号に定める政令に定める日（*平成11年10月1日）から施行し、同日以後の売買分から適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成11年11月1日から施行する。
- 2 この特例施行の日（以下「施行日」という。）前に成立した受益証券の売買で施行日において未決済のものについては、施行日をもって第28条の2の規定に基づく債務の引受けが行われたものとする。

付 則

この特例は、平成11年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成12年10月30日から施行する。

付 則

この特例は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日（*平成12年11月30日）から施行する。

付 則

この特例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この特例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項第3号の規定は、平成13年3月末日以降に

終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半
期報告書から適用する。

付 則

この特例は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成13年6月27日から施行する。
- 2 この改正特例の施行日における上場受益証券の発行者である投
資信託委託業者は、第2条第2項第3号及び第4号に規定する書面
をこの改正特例の施行日以後遅滞なく提出するものとする。
- 3 改正後の第6条第1項第1号aの(m)並びに同号bの(d)及び(e)
並びに第10条第3項第1号gの規定は、平成13年3月末日以降に終
了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期
報告書から適用する。
- 4 第7条第4項第5号の規定にかかわらず、受益証券が上場された
年の平均上場口数は、上場日から上場した年の12月末日までの間の
1日平均の上場口数とする。

付 則

この特例は、平成13年12月3日から施行する。

付 則

この特例は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この特例は、平成14年6月3日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以
後終了する計算期間に係る監査報告書及び平成15年3月1日後開始
する計算期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月
1日前に終了する計算期間に係るもの及び平成15年3月1日以前に
開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2及び第4条第1項第6号aの規定はこの特例施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請する受益証券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に受益証券の上場を申請した者（施行日において現に上場受益証券の発行者である者を除く。）は、改正後の第2条の2第2項に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第6条第1項第1号b(e)及び第10条第3項第1号hの規定は、施行日以後開始する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第6条第5項の規定にかかわらず、施行日において現に上場受益証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第7条第5項の規定は、施行日以後終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 7 改正後の第10条第3項第1号j(a)の規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成19年3月15日から施行する。

2 改正後の第10条第3項第1号aの規定は、この特例施行の日以後に終了する計算期間の末日に係る受益者数から適用する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年4月14日から施行する。ただし、外国投資証券に該当する外国ETF及び外国ETF信託受益証券に係る規定は、本所が別に定める日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年8月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年11月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年12月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この特例施行の日（以下「施行日」という。）において現に上場されている投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETFであって、施行日から平成22年6月30日までの期間における指定参加者の数が継続して2者未満であるものについては、同年7月1日において改正後の第6条第1項第2号bの(e)に掲げる事実が発生したものとみなして、同号の規定を適用する。
- 3 施行日において現に上場されている内国ETFについては、改正後の第10条第1項第3号bの(g)の規定は、適用しない。
- 4 施行日において現に上場されている投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETFであって、施行日における指定参加者の数が2者未満であるものについては、指定参加者が2者以上となった日又は平成22年7月1日のいずれか早い日の前日までの間は、指定参加者が、すべて適格機関投資家であり、かつ、2者以上であるものとみなして、改正後の第10条第1項第3号dの規定を適用する。
- 5 上場外国ETF及び上場外国ETF信託受益証券の管理会社等は、当分の間、改正後の第12条の規定にかかわらず、TDnet利用料を納入することを要しない。

付 則

この特例は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から過去5年以内に、改正前の第6条第4項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第14条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8

第1項に規定する公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は改正後の第14条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第2条の2第2項及び第6条第2項の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

- 1 この特例は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第10条第1項第3号b(g)の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第3号g及び第10条第1項第3号b(g)の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成23年3月31日から施行する。

2 改正後の第6条第1項第1号cの規定は、平成23年4月1日の開示から適用する。

付 則

この特例は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成24年3月12日から施行する。

2 この特例施行の日（以下「施行日」という。）において現に指標連動有価証券等組入型ETFの上場申請を行っている新規上場申請者は、改正後の第2条の3第1項に規定する報告書を平成24年6月30日までに（同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 施行日において現に上場されている指標連動有価証券等組入型ETFの管理会社等は、改正後の第2条の3第1項に規定する報告書を平成24年6月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該管理会社等は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年11月9日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月4日から施行する。

E T Nに関する有価証券上場規程の特例

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この特例は、E T Nの上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「外国」とは、本邦以外の国又は地域をいう。

(2) 「外国株券等保管振替決済業務」とは、指定振替機関が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。

(3) 「外国金融商品取引所等」とは、外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場をいう。

(4) 「E T N」とは、外国で発行された金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第17号に規定する有価証券のうち、法第2条第1項第5号の性質を有する有価証券であって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（以下「対象指標」という。）に連動することを目的とするものをいう。

(5) 「E T N信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券がE T Nであるもの

をいう。

(6) 「最終価格」とは、本所の売買立会における最終値段をいう。

(7) 「指定振替機関」とは、本所が指定する振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。

(8) 「指標」とは、金融商品市場における相場その他の指標をいう。

(9) 「上場ETN信託受益証券」とは、本所に上場しているETN信託受益証券をいう。

(10) 「信用格付業者等」とは、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。）及び特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。）をいう。

(11) 「内閣総理大臣等」とは、内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。

(11)の2 「有価証券届出書」とは、法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。

(11)の3 「有価証券報告書」とは、法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。

(11)の4 「半期報告書」とは、法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。

(12) 「有価証券報告書等」とは、有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並び

に目論見書をいう。

第2章 有価証券上場規程の特例

(申請による上場)

第3条 E T N信託受益証券の上場は、当該E T N信託受益証券の受託有価証券であるE T Nの発行者(以下「E T N信託受益証券の発行者」という。)からの申請により行うものとする。

2 上場申請銘柄が、第8条第2項第1号(新設合併に係る部分に限る。)又は第2号(新設分割に係る部分に限る。)に該当する場合には、その発行者(発行者が保証会社(次条第3項に規定する保証会社をいう。以下同じ。)を附す場合であって、保証会社が第8条第2項第1号又は第2号に規定する新設合併又は新設分割を行うときは、保証会社)の設立前においても、当該新設合併又は新設分割を行う発行者(発行者が保証会社を附す場合であって、保証会社が当該新設合併又は新設分割を行うときは、保証会社)の株主総会の決議後に限り、その新規上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該発行者(発行者が保証会社を附す場合であって、保証会社が当該新設合併又は新設分割を行うときは、上場申請銘柄の発行者)が行うものとする。

(上場申請手続)

第4条 E T N信託受益証券の上場を申請しようとする者(以下「新規上場申請者」という。)は、本所所定の様式による有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nの発行契約書若し

くは発行プログラム又はこれに類する書類及び上場申請銘柄に係る
信託契約その他本所が必要と認める書類の写し 2部

(2) 上場申請銘柄の上場後の円滑な流通確保の見込みについて本所が
定める事項を記載した書面

(3) 次の a から c までに掲げる書類

a 「有価証券上場申請書」に記載された代表者が、当該 E T N 信
託受益証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証
する書面

b 新規上場申請者の代理人等を選定していること又は当該代理
人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面

c 当該 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N が
発行された国又は地域の法令に基づき、当該 E T N 信託受益証券
に係る受託有価証券である E T N の発行について承認、認可、許
可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書
面の写し

(4) 最近 2 事業年度の経理の状況を記載した書類（次項に規定する保
証会社を附す場合を除く。）

(5) 信用格付業者等による格付評価を記載した書面（次項に規定する
保証会社を附す場合を除き、当該 E T N 信託受益証券に係る受託有
価証券である E T N に第 4 項に規定する裏付資産を有する場合を除
く。）

(6) 金融当局の適切な規制を受けていることを証する書面の写し（次
項に規定する保証会社を附す場合を除く。）

3 新規上場申請者は、上場申請に係る E T N 信託受益証券の受託有価
証券である E T N について、新規上場申請者とは別に本所が定める適
切な保証を行っている者（以下「保証会社」という。）を附す場合には、
次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所から新規上場申請者に対して、正当な理由に基づく照会、請

求等があった場合には，当該新規上場申請者が遅滞なく，当該照会事項等について正確に報告し，又はその請求する書類の提出等の対応をするために当該新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類

(2) 保証会社に関する継続的な企業内容の開示について，新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類

(3) 保証会社に係る前項第4号に掲げる書類

(4) 保証会社に係る前項第5号に掲げる書面（当該ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに次項に規定する裏付資産を有する場合は除く。）

(5) 保証会社に係る前項第6号に掲げる書面の写し

(6) 保証の内容を記載した書面（前項第1号に掲げる書類に記載している場合を除く。）

(7) その他投資者保護上必要かつ適当と認められるものについて，新規上場申請者に協力する旨保証会社が確約する書類

4 新規上場申請者は，上場申請銘柄の受託有価証券であるETNにその償還に必要な価額と同額以上の裏付けとなる資産（以下「裏付資産」という。）を有する場合には，次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 裏付資産が新規上場申請者及び保証会社から分別され，かつ，適切に管理されていることについて記載した書類

(2) 前号に定める書類に記載された法令に関する事項が，真実かつ正確であることについての法律専門家による意見書

(3) 裏付資産の内容について記載した書類

(4) 第8条第1項第3号eの規定により新規上場申請者が確約した書面

5 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は，前3項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所が

別に定める書類のうち本所がやむを得ないものとしてその都度定めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

6 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部 (bに規定する書類については1部)

- a 有価証券届出書
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書 (変更通知書を含む。)
- d 届出目論見書 (届出仮目論見書を含む。)

(2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

各2部

- a 有価証券報告書 (訂正有価証券報告書を含む。) 及びその添付書類
- b 半期報告書 (訂正半期報告書を含む。)
- c 四半期報告書 (訂正四半期報告書を含む。)
- d 臨時報告書 (訂正臨時報告書を含む。)

7 新規上場申請者は、上場申請に係る募集又は売出しを行った場合には、本所所定の様式による募集又は売出実施通知書及び上場申請有価証券確定通知書を上場の時までに提出するものとする。

8 新規上場申請者は、上場申請に係るETN信託受益証券の権利の内容等を記載したETN信託受益証券の概要書を作成した場合には、当該ETN信託受益証券概要書を上場の時までに提出するものとする。

9 本所は、上場審査のために必要と認めるときには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提

出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第5条 E T N信託受益証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場E T N信託受益証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

2 E T N信託受益証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場E T N信託受益証券について当該確認書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を納入するものとする。ただし、第11条第1項の規定に基づき予備申請を行ったE T N信託受益証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日より1年以内に上場申請を行う場合は、上場審査料を納入することを要しない。

(新規上場申請者に係る上場審査基準)

第7条 新規上場申請者に係る上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 新規上場申請者が次のaからdまでに適合していること（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社が次のaからdまでに適合し、かつ、当該新規上場申請者がbからdまでに適合していること。）

a 登録金融機関（法第2条第11項に規定する登録金融機関をい

う。以下同じ。), 金融商品取引業者若しくはこれらに相当する者又は本所が別に定める者であること。

- b 最近(「最近」の起算は, 上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。以下同じ。)2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等(財務諸表(貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書, キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表, 連結損益計算書, 連結株主資本等変動計算書, 連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。)又は財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表, 中間損益計算書, 中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表, 中間連結損益計算書, 中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)をいう。以下同じ。)(四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては, 四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表, 四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては, 四半期貸借対照表, 四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。)(特定事業会社にあつては, 中間財務諸表等を含む。)をいう。))。以下同じ。)が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。
- c 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)におい

て、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

- d 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書。以下同じ。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、「無限定の結論」。以下同じ。）が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(2) 新規上場申請者（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社）が、上場申請日の直前事業年度の末日において次のaからcまでに適合していること。

- a 純資産の額（金融商品取引業者である場合は、純財産額。以下同じ。）が200億円以上であること。
- b 金融当局の適切な規制を受けていること。
- c 2社以上の信用格付業者等から、本所が定める基準以上の格付を取得していること。

（上場申請銘柄に係る上場審査基準）

第8条 上場申請銘柄の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 新規上場申請者又は当該新規上場申請者の保証会社が前条の基準

に適合していること。

(2) 次の a から j までに適合すること。

a 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場申請銘柄に係る信託契約に次の (a) から (c) までに掲げる内容が記載されていること。

(a) 上場申請銘柄に係る受託有価証券である E T N を所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨

(b) 上場申請銘柄を所有している者からの一定の数量又は金額以上の買取請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨

(c) 償還価額及び買取価額が対象指標に基づき計算される旨

b 上場申請銘柄に係る対象指標が、次の (a) 又は (b) に適合すること。

(a) レバレッジ型・インバース型指標（他の指標（以下「原指標」という。）の変動率、変動幅に一定の掛け目を乗じることなどにより、当該原指標の騰落を増幅又は反転させた指標をいう。以下同じ。）以外の指標

次のイからホまでを満たすこと。

イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。

ロ 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。

ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

- ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。
 - ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄（その変更があり得る場合には、その基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。
- (b) レバレッジ型・インバース型指標
- 次のイからニまでを満たすこと。
- イ 前(a)イ及びニの要件を満たすこと。
 - ロ 原指標が、前(a)イからホまでに係る上場審査基準に適合、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。
 - ハ 原指標が有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標（法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この(b)において同じ。）である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。
 - ニ 原指標が商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場（同条第12項に規定する外国商品市場を含む。）その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。
- c 上場しようとする日から、上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの最終償還期限の到来する日までの期間及び上場申請銘柄に係る信託契約終了までの期間が3年を上回るものであるこ

と。

- d 新規上場申請者（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社。以下このdにおいて同じ。）が発行するE T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の残存償還価額総額（他社の発行するE T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の償還を保証する額を含み、裏付資産を有するE T Nの残存償還価額総額を除く。）に、上場申請銘柄が上場する際に新たに発行されるE T Nの発行予定額を合算した額が新規上場申請者の純資産の額の25%を超過していないこと。
- e 上場申請銘柄が、次の(a)及び(b)に適合すること。
 - (a) 上場の時までに本所の市場における上場申請銘柄の流通の確保に努める取引参加者を指定する見込みがあること。
 - (b) 上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。
- f 上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。
- g 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nの発行のための法律が整備されていること及び新規上場申請者（新規上場申請者が保証会社を附す場合は、保証会社。（保証会社が外国の者である以外の場合は除く。））を監督する行政庁が存在すること。
- h 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nの発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載があること（新規上場申請者が保証会社を附す場合に限る。）。
- i 上場申請銘柄に係る信託契約その他の契約が本所が定めるところにより締結されるものであること。

j その他公益又は投資者保護の観点から、不相当と認められるものでないこと。

(3) 前2号の規定にかかわらず、上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合には、次のaからeまでに適合すること。

a 新規上場申請者又は当該新規上場申請者の保証会社が、前条第1号及び第2号bの基準に適合していること。

b 上場申請銘柄が、前号（dを除く。）の基準に適合していること。

c 裏付資産が、新規上場申請者及び保証会社から分別され、かつ、適切に管理されていると認められるものであること。

d 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に次の(a)及び(b)に掲げる内容が記載されていること。

(a) 裏付資産が新規上場申請者及び保証会社から分別され、かつ、適切に管理されている旨

(b) 裏付資産の内容

e 新規上場申請者が、次の(a)から(c)までに掲げる事項について、書面により確約していること。

(a) 裏付資産を管理する者（以下「裏付資産の管理者」という。）に関する情報を適切に把握できる状況にあること。

(b) 裏付資産の管理者に関する情報について第13条第1項第3号の規定に従い開示を行うこと。

(c) 新規上場申請者が第13条第1項第3号の規定に従い裏付資産の管理者に関する情報の開示を行うことについて当該裏付資産の管理者が同意していること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、前項第1号及び第2号cの規定を適用しない。ただし、第17条第1項第1号

及び第2号（上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合は除く。）に掲げる基準に該当しないものであることを要するものとする。

(1) 上場申請銘柄が、上場ETN信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）が他の会社に吸収合併される又は新設合併を行うことにより本所において上場廃止されるものである場合

(2) 上場申請銘柄が、上場ETN信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）が吸収分割又は新設分割により当該上場申請銘柄に係る債務を他の会社に承継させることにより本所において上場廃止されるものである場合

（適格指標の指定）

第9条 本所は上場申請に係るETN信託受益証券の上場を承認した場合には、当該ETN信託受益証券に係る対象指標を前条第1項第2号bに定める要件をすべて満たす指標として指定する。

（上場契約）

第10条 本所がETN信託受益証券を上場する場合には、新規上場申請者は、本所所定のETN信託受益証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既にETN信託受益証券上場契約書を提出している場合にはこの限りでない。

（予備申請）

第11条 新規上場申請者は、上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した有価証券上場予備申請書及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出す

ることにより，上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には，第8条に規定される基準に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第4条第9項の規定は，前項の審査を行う場合について，準用する。
- 4 予備申請を行う者は，本所が定める金額の予備審査料を納入するものとする。

（上場申請のための提出書類の公衆縦覧）

第12条 新規上場申請者は，第4条の規定により提出した書類のうち，本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（上場 E T N 信託受益証券の発行者が行う適時開示）

第13条 上場 E T N 信託受益証券の発行者が行う適時開示については，次の各号に定めるところによる。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行者は，当該上場 E T N 信託受益証券に関する次の a から d までに掲げる事項について日々開示しなければならない。

a 上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数並びに上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の残存償還価額総額及び一証券当たりの償還価額

b 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額と対象指標の日々変動率の乖離率

c 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合には，当該裏付資産の状況

d その他本所が必要と認める事項

(2) 上場 E T N 信託受益証券の発行者は，次の a から g までのいずれ

かに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社が、次の(a)から(q)までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 上場 E T N 信託受益証券の売出し

(b) 上場 E T N 信託受益証券の分割又は併合

(c) 合併

(d) 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）

(e) 事業の全部の譲渡

(f) 解散（合併による解散を除く。）

(g) 国内の金融商品取引所に対する E T N 信託受益証券の上場の廃止に係る申請又は外国金融商品取引所等に対する E T N の上場の廃止に係る申請（上場 E T N 信託受益証券又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る申請に限る。）

(h) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

(i) 商号又は名称の変更

(j) 上場 E T N 信託受益証券又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の名称の変更

(k) 事業年度の末日の変更

(l) 有価証券報告書又は半期報告書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社にあつては、四半期報告書。以下同じ。）に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の2に規

定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動

(m) 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

(n) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務若しくはこれらに相当する業務又は本所が別に定める業務を行わないこととしたこと。

(o) 上場 E T N 信託受益証券の追加発行若しくは上場 E T N 信託受益証券の買取り又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の追加発行若しくは償還に係る請求の申込を臨時に停止することとしたこと。

(p) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る全部若しくは一部の繰上償還，最終償還期限の変更，最終償還期限の到来に伴う償還に係る請求の申込の停止若しくは最終償還価額の決定，上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に関する権利に係る重要な事項

(q) (a) から前 (p) までに掲げる事項のほか，当該上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社の運営，業務若しくは財産又は当該上場 E T N 信託受益証券若しくは当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社に次の (a) から (1) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) 上場 E T N 信託受益証券に係る上場廃止の原因となる事実

- (b) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務若しくはこれらに相当する業務又は本所が別に定める業務を行う者でなくなること。
- (c) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務又はこれらに相当する業務に係る事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分その他本所が別に定める事実
- (d) 債権者その他の当該上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社以外の者による破産手続開始，再生手続開始，更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告
- (e) 手形又は小切手の不渡り等
- (f) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る期限の利益の喪失
- (g) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る全部若しくは一部の繰上償還，最終償還期限の変更，上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に関する権利に係る重要な事実
- (h) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が，当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において，前 a (p) の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
- (i) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を，内閣総理大臣等に対して，法第 24 条

第1項又は第24条の5第1項に定める期間内（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、第24条の4の7第1項に定める期間内）に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(j) 発行するETN（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この(j)において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行するETNの償還を保証する額を含み、裏付資産を有するETNの残存償還価額総額を除く。）が発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）の純資産額の25%を超過した場合又はその見込みが生じた場合

(k) 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETN（当該ETNに裏付資産を有するものに限る。以下この(k)において同じ。）の裏付資産の価額が当該ETNの償還に必要な価額に満たない場合であって、直ちに回復する見込みがないとき。

(1) (a)から前(k)までに掲げる事実のほか、当該上場ETN信託受益証券の発行者又は保証会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場ETN信託受益証券若しくは当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場ETN信託受益証券（上場ETN信託受益証券の受託有価証券であるETNに裏付資産を有する場合を除く。以下このcからeまでにおいて同じ。）の発行者又は保証会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合（上場ETN信託受益証券の発行者又は保証会社が上場会社である場合を除く。）。

- d 上場 E T N 信託受益証券の発行者が前 c 若しくは上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に基づく開示を行った場合又は上場 E T N 信託受益証券の保証会社が適時開示等規則第 2 条第 1 項第 3 号に基づく開示を行った場合には、本所が定める信用状況等に関する情報を開示しなければならない。
 - e 上場 E T N 信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社）に、次の (a) 又は (b) に掲げる事実が発生した場合
 - (a) 信用格付の変更又は当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付の変更（当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付を取得している場合に限る。）
 - (b) 純資産の額が 100 億円未満となったこと又はその見込みが生じたこと。
 - f 上場 E T N 信託受益証券について、本邦以外の地域において、当該上場 E T N 信託受益証券又は当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の流通に重大な影響を与える事実が発生した場合
 - g 上場 E T N 信託受益証券の発行者若しくは保証会社又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託者が、第 17 条第 1 項第 3 号 h に規定する信託契約その他の契約の変更若しくは終了その他の上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合
- (3) 前 2 号のほか、上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N が裏付資産を有する場合には、上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の a から c までのいずれかに該当する場合は、本所が定め

るところにより，直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る裏付資産の管理者が，次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 合併

(b) 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）

(c) 事業の全部の譲渡

(d) 解散（合併による解散を除く。）

(e) 破産手続開始の申立て

(f) 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年3月11日法律第43号）第1条第1項に定める信託業務をいう。）又は信託業務に類する業の廃止

(g) 法令又は外国の法令に基づき内閣総理大臣に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(h) 信託業務又は信託業務に類する業務に必要な免許，認可又は登録等について，失効，取消又は登録等について，内閣総理大臣等により失効，取消し又は変更登録等を受けることにより，信託業務又は信託業務に類する業務を行わないこととなること。

(i) (a) から前 (h) までに掲げる事項のほか，上場 E T N 信託受益証券又は当該上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る裏付資産の管理者の運営，業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る裏付資産の管理者に，次に掲げる事項が発生した場合

(a) 法第51条の規定による業務改善命令に類する処分

(b) 営業の免許又は信託業務又は信託業務に類する業務を営むことについての認可の取消し

(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、外国の法令に基づく内閣総理大臣等の承認、認可又は処分

(d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか、上場 E T N 信託受益証券又は当該上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る裏付資産の管理者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場 E T N 信託受益証券の発行者若しくは保証会社又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の裏付資産の管理者が、第17条第1項第3号 i に規定する裏付資産の管理に係る契約の変更若しくは終了その他の上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

2 前項のほか、上場 E T N 信託受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、適時開示等規則及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。

3 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、投資者への適時、適切な上場 E T N 信託受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、上場 E T N 信託受益証券に関する情報の適時開示について上場 E T N 信託受益証券の発行者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場 E T N 信託受益証券の発行者は、これらの規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第14条 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場 E T N 信託受益証券の発行者が前条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。

(1) 第13条第1項第2号 a に掲げる事項

(2) 前号のほか、上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に係る重要な事項

2 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、売出しに係る売出価格について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、第13条第1項第2号 b に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

4 上場 E T N 信託受益証券の発行者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 事業年度の末日現在の当該上場 E T N 信託受益証券の所有者数を記載した書面

確定後直ちに

(2) 12月末日現在の上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数及び上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額を記載した書面

把握後直ちに

(3) 事業年度の末日現在の上場 E T N の発行者（発行者が保証会社を附す場合は保証会社。以下、この号において同じ。）の純資産の額及

び当該発行者が発行する E T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この号において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する E T N の償還を保証する額を含み，裏付資産を有する E T N の残存償還価額総額を除く。）

確定後直ちに

- 5 上場 E T N 信託受益証券の発行者（上場会社を除く。）は，有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には，当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を本所が別に定めるところにより記載した書面（法第24条の4の2第2項の規定により，同項に定める確認書を提出している場合にあっては，当該確認書の写し）を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において，当該上場 E T N 信託受益証券の発行者は，当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 上場 E T N 信託受益証券の発行者は，前各項のほか，本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし，当該書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（変更上場の手続）

第15条 上場 E T N 信託受益証券の変更上場の手続きにおいて，次の各号に掲げる事項を変更するときは，その変更在先立ちその都度本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場 E T N 信託受益証券の発行可能限度額若しくは発行可能総受益権口数又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行可能限度額若しくは発行可能証券数
- (2) 上場 E T N 信託受益証券の名称又は上場 E T N 信託受益証券に係

る受託有価証券である E T N の名称

(代理人等の選定)

第16条 上場 E T N 信託受益証券の発行者（上場会社を除く。）は，本邦内に住所又は居所を有する者であって，本所との関係において一切の行為につき当該上場 E T N 信託受益証券の発行者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(行動規範)

第16条の2 上場 E T N 信託受益証券の発行者は，流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場 E T N 信託受益証券の分割又は併合を行わないものとする。

(上場廃止基準)

第17条 上場 E T N 信託受益証券は，次の各号のいずれかに該当する場合に，その上場を廃止する。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行者が次の a から g までのいずれかに該当する場合（発行者が保証会社を附す場合は，保証会社が次の a から g までのいずれか又は当該発行者が e から g までのいずれかに該当する場合。この場合において，f 中「上場 E T N 信託受益証券の発行者」とあるのは「上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証会社」と読み替える。）

- a 登録金融機関若しくは金融商品取引業者若しくはこれらに相当する者又は本所が別に定める者でなくなった場合
- b 事業活動の停止，解散又はこれと同等の状態であると本所が認める場合
- c 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

- d 法律の規定に基づく会社の破産手続，再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
 - e 有価証券報告書等に虚偽記載を行い，かつその影響が重大であると本所が認めた場合
 - f 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において，公認会計士等によって，監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等，上場 E T N 信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この f において同じ。）が，中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され，かつ，その影響が重大であると本所が認めた場合
 - g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を，法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては，第24条の4の7第1項に定める期間）の経過後1か月以内（天災地変等，上場 E T N 信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は，3か月以内）に，内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (2) 上場 E T N 信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は，保証会社）が，事業年度の末日において次の a 又は b のいずれかに該当する場合（当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合は除く。）
- a 純資産の額が100億円未満である場合において，3年以内に100億円以上とならないとき。
 - b 1社以上の信用格付業者等により本所が定める基準未満の格付が付与される場合において，3年以内に本所が定める基準以上

の格付が付与されないとき。

(3) 上場 E T N 信託受益証券が次の a から j まで（当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合は、c を除く。）のいずれかに該当する場合

a 次の (a) から (c) までのいずれかに該当する上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場 E T N 信託受益証券に係る信託契約の変更が行われる場合

(a) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N を所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨の定めがなくなる場合

(b) 上場 E T N 信託受益証券を所有している者からの一定の数量又は金額以上の買取請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨の定めがなくなる場合

(c) 償還価額又は買取価額が対象指標に基づき計算される旨の定めがなくなる場合

b 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額と対象指標の相関係数が 0.9 未満となった場合において、1 年以内に 0.9 以上とならないとき。

c 上場 E T N 信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社。以下この c において同じ。）が発行する E T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この c において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する E T N の償還を保証する額を含み、裏付資産を有する E T N の残存償還価額総額を除く。）が、発行者の純資産の額の 25% を超過する場合において、3 年以内に 25% 以下とならないとき。

d 次の (a) から (d) までのいずれかに該当する場合

- (a) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の最終償還期限が到来する場合
- (b) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N が、期限の利益を喪失した場合
- (c) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N (当該 E T N に裏付資産を有するものに限る。以下この(c)において同じ。)の裏付資産の価額が、当該 E T N の償還に必要な価額に満たない場合において、5 営業日以内に回復しないとき。
- (d) 吸収分割又は新設分割により上場 E T N 信託受益証券の受託有価証券である E T N に係る債務が他の会社に承継される場合
- e 上場 E T N 信託受益証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第 5 条第 1 項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなった場合
- f 当該上場 E T N 信託受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- g 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載がなくなること (発行者が保証会社を附す場合に限る。)
- h 第 8 条第 1 項第 2 号 i に規定する信託契約その他の契約が終了となる場合。ただし、上場 E T N 信託受益証券に係る受託者等の変更により当該信託契約その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。
- i 上場 E T N 信託受益証券 (上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合に限る。)の受託有価証券である E T N の裏付資産の管理に係る契約が終了すること

となった場合。ただし、当該裏付資産の管理に関する契約が他の者に引き継がれ、かつ、当該 E T N 信託受益証券の発行者が第 4 条第 4 項各号に規定する書類を提出する場合は、この限りでない。

j a から前 i までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該上場 E T N 信託受益証券の上場廃止を適当と認めた場合

2 前項第 3 号 d (d) の場合にあっては、上場 E T N 信託受益証券の発行者が発行する同 (d) に規定する E T N に係る債務が他の会社に承継される場合であって、かつ、当該他の会社が E T N 信託受益証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第18条 上場 E T N 信託受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場 E T N 信託受益証券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場 E T N 信託受益証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場 E T N 信託受益証券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

第19条 上場 E T N 信託受益証券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(上場手数料及び年賦課金等)

第20条 新規上場申請者及び上場 E T N 信託受益証券の発行者は、本所が定める上場手数料、年賦課金及び T D n e t 利用料を納入するものとする。

(本国等の法制度等の勘案)

第21条 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証会社が外国法人である場合の当該外国法人に対する本所の規則の適用にあたっては、当該外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。

(措置等)

第22条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は、上場E T N信託受益証券に対する措置について準用する。

(委任規定)

第23条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例

(目的)

- 第1条 この特例は、不動産投資信託証券の上場について、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。
- 2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びJQ有価証券上場規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この特例において、「不動産投資信託証券」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。
- 2 この特例において「不動産等」とは、次に掲げる資産をいう。
- (1) 不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第16条の3第1項及び第2項に規定するものをいう。）
 - (2) 不動産の賃借権
 - (3) 地上権
 - (4) 地役権
 - (5) 投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号へに規定

する資産

(6) 前各号に掲げる資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）

3 この特例において「不動産関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 当事者の一方が相手方の行う不動産等を主たる対象とした運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として不動産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

(2) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限る。）

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）に規定する投資信託の受益証券（当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限る。）

(4) 投資信託法に規定する投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限る。）

(5) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限る。）

4 この特例において「運用資産等」とは、上場申請銘柄又は上場不動産投資信託証券が投資信託の受益証券である場合には当該投資信託の投資信託財産をいい、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産をいう。

- 5 この特例において「流動資産等」とは、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号イからハまで、ホからチまで及び同項第4号ニに規定する資産並びに当該資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）をいう。

（上場申請）

第3条 不動産投資信託証券の上場は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社（投資信託法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）及びその受託者である信託会社等（投資信託法第3条に定める信託会社等をいう。以下同じ。）

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等（当該信託会社等から委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）

(3) 投資証券

当該投資証券の発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（投資信託法第2条第19項に規定する資産運用会社をいい、当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再

委託を受けた者を含む。以下同じ。)

2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

次に掲げる書類

- a 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- b 本所所定の様式による不動産投資信託証券の分布状況表
- c 第4条第1項第2号aに適合するために必要な不動産等を既に取得している旨又はそれを遅滞なく取得できる見込みである旨を、幹事取引参加者が確約した書面
- d 第4条第1項第2号cに規定する推薦書及び同cに規定する書面
- e 本所所定の様式による不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書
- f 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- g 当該投資信託の投資信託約款

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

前号aからgまでに掲げる書類

(3) 投資証券

次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号b及びdに掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号cからeまでに掲げる書類の提出を要しないものとする。

- a 第1号 a から g までに掲げる書類
 - b 当該投資法人の規約
 - c 当該投資法人が投資信託法第187条の登録を受けていることを証する書面の写し
 - d 第4条第1項第2号 k に規定する本所が承認する投資主名簿等管理人と投資主名簿に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面
- 3 不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。
- (1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各2部 (b に規定する書類については1部)
- a 有価証券届出書 (訂正有価証券届出書を含む。) 及びその添付書類
 - b 有価証券届出効力発生通知書
 - c 有価証券通知書 (変更通知書を含む。)
 - d 届出目論見書 (届出仮目論見書を含む。)
- (2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し 各2部
- a 有価証券報告書 (報告書代替書面を含む。以下同じ。)(訂正有価証券報告書を含む。) 及びその添付書類
 - b 半期報告書 (半期代替書面を含む。以下同じ。)(訂正半期報告書を含む。)

- 4 不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、上場申請に係る募集又は売出しを行った場合には、本所所定の様式による募集又は売出実施通知書を上場の時まで提出するものとする。
- 5 第4条第2項の規定の適用を受ける投資証券の上場を申請した者は、上場後最初に終了する営業期間の末日までの間における投資口の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」を、第2項第3号aに基づき提出する有価証券上場申請書に添付するものとする。
- 6 本所は、上場審査に必要と認めるときには、不動産投資信託証券の上場を申請した者に対し、第2項から前項までに規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 7 上場申請銘柄が、第4条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の資産運用会社が行うものとする。
- 8 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号（第1号aを除く。）及び次条第1項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるもの

とする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第3条の2 不動産投資信託証券の上場を申請する者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該申請者が既に本所の上場不動産投資信託証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

2 不動産投資信託証券の上場を申請した者は、本所が当該不動産投資信託証券の上場を承認した場合には、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。この場合において、当該申請者等は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。ただし、当該申請者等が既に本所の上場不動産信託証券について当該確認書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査基準)

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 次の a から c までに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める者が一般社団法人投資信託協会の会員であること。

a 委託者指図型投資信託の受益証券 投資信託の委託者である投資信託委託会社

b 委託者非指図型投資信託の受益証券 投資信託の受託者である信託会社等

c 投資証券 投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社

(2) 上場申請銘柄が，次の a から p までに適合していること。

a 運用資産等の総額に占める，不動産等の額の比率が70%以上になる見込みのあること。

b 運用資産等の総額に占める，不動産等，不動産関連資産及び流動資産等の合計額の比率が，上場の時までに95%以上になる見込みのあること。

c 不動産投資信託証券の上場を申請した者が，上場後2年が経過するまでの間，当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示に係る助言契約を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）との間で締結する旨を本所所定の書面により確約しているものであること。ただし，幹事現物取引参加者が本所所定の推薦書により当該不動産投資信託証券の上場を申請した者を推薦しているものである場合はこの限りでない。

d 上場受益権口数又は上場投資口口数が，上場の時までに2,000口以上になる見込みのあること。

e 一口当たりの純資産額が，上場の時までに5万円以上になる見込みのあること。

f 純資産総額が，上場の時までに10億円以上になる見込みのあること。

g 資産総額が，上場の時までに50億円以上になる見込みのあること。

h 大口受益者（所有する受益権口数の多い順に10名の受益者をいう。以下同じ。）が所有する受益権の総口数又は大口

投資主（所有する投資口数が多い順に10名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総口数が、上場の時までに、上場受益権口数又は上場投資口数の80%以下になる見込みのあること。

i 大口受益者を除く受益者又は大口投資主を除く投資主の数が、上場の時までに300人以上になる見込みのあること。

j 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 上場申請銘柄に係る最近2年間（「最近」の計算は、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日を起算日としてさかのぼる。第12条第2項第7号を除き、以下同じ。）に終了する各計算期間（信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。）若しくは各営業期間（当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。）の財務諸表等又は各計算期間若しくは各営業期間における中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書，発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類，有価証券報告書及びその添付書類，半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。

(b) 上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各計算期間又は各営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する計算期間又は営業期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定

付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

k 上場申請銘柄が投資証券である場合には、投資信託法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人が、本所の承認する機関であること。

l 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において、受益者の請求による信託契約期間中の解約又は投資主の請求による投資口の払戻しをしないこととされていること。

m 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において、計算期間又は営業期間として定める期間が6か月以上であること。

n 上場申請銘柄が受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款において、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合を除き、当該投資信託の追加信託を行わないこととされていること。

o 上場申請銘柄が委託者指図型投資信託の受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款において、証券投資信託である旨が記載されていないこと。

p 上場申請銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。

(3) 次の a から d までに適合していること。

- a 不動産投資信託証券の上場を申請した者が，当該不動産投資信託証券に関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。
- b 不動産投資信託証券の上場を申請した者が，資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。
- c 上場申請銘柄に係る収益の分配又は金銭の分配が上場後継続して行われる見込みのあること。
- d その他公益又は投資者保護の観点から，その上場が適当でないと思われらるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合において，当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は，当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人に吸収合併され，当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

- a 前項第1号，第2号a，b，d，jからmまで及びp並びに第3号に適合していること。この場合における同jの規定の適用については，同j中「上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場投資証券」とする。
- b 当該上場投資証券の発行者である投資法人が，第12条第2項第5号前段に該当している場合には，当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が，上場の時まで同号前段に該当しない見込みのあること。
- c 当該上場投資証券の発行者である投資法人が，第12条第

2項第6号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。

(2) 上場投資証券の発行者である投資法人が他の上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項第1号、第2号d、kからmまで及びp並びに第3号に適合していること。

b 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第1号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。

c 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第2号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。

d 前号b及びcに適合していること。

(3) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

第1号aからcまでに適合していること。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第5条 不動産投資信託証券の上場前に行われる公募又は売出し等については、本所が定める規則によるものとする。

(上場契約)

第6条 本所が不動産投資信託証券を上場する場合には、第3条第1項各号に定める者は、本所所定の不動産投資信託証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該者が既に本所の上場不動産投資信託証券について不動産投資信託証券上場契約書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第7条 不動産投資信託証券の上場を申請した者は、第3条の規定により提出した書類のうち本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新不動産投資信託証券の上場申請手続等)

第8条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の新たに発行される受益権又は投資口に係る不動産投資信託証券で本所に上場していないものの上場を申請する場合には、上場不動産投資信託証券の発行者等(第3条第1項各号に定める者をいう。以下同じ。)が本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項の規定により上場申請があった場合には、原則として上場を承認するものとする。

3 上場不動産投資信託証券の発行者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとするときは本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合（aに掲げる事項にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 受益証券の併合又は分割

(b) 追加信託又は売出し

(c) 投資信託に必要な資金の借入れ

(d) 投資信託約款の変更又は投資信託契約の解約

(e) 国内の金融商品取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請

(f) 当該投資信託委託会社の合併

(g) 当該投資信託委託会社の破産手続開始の申立て

(h) 当該投資信託委託会社の解散（合併による解散を除く。）

(i) 当該投資信託委託会社の金融商品取引業の廃止

(i)の2 法第31条第4項に規定する変更登録を受けるこ

とにより投資運用業（法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者でなくなること

(j) 当該投資信託委託会社の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）

(k) 当該投資信託委託会社の事業の全部の譲渡

(l) 当該投資信託委託会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(m) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（法第193条の2第1項の監査証明をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動

(n) 当該銘柄を指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。

(o) (a)から前(n)までに掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 法第51条の規定による業務改善命令

(b) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第1号aに掲げる事由に係るものに限る。）

(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分

(d) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の

異動（業務執行を決定する機関が当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前 a の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

(e) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(f) (a)から前(e)までに掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 国内の金融商品取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請

(b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該信託

会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第1号bに掲げる事由に係るものに限る。）

(b) 前(a)に掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 前号aの(a)から(e)まで、(m)又は(n)に掲げる事項

(b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）

(b) 前号bの(d)又は(e)に掲げる事項

(c) (a)又は前(b)に掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合（a及びcに掲げる事項にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- (a) 投資口の併合又は分割
- (b) 投資口の追加発行又は売出し
- (c) 投資法人債の募集又は資金の借入れ
- (d) 合併
- (e) 規約の変更又は解散
- (f) 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請
- (g) 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- (h) 投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこと。
- (i) 第1号a(m)に掲げる事項
- (j) (a)から前(i)までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重

要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場投資証券の発行者である投資法人に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 投資信託法第214条の規定による業務改善命令

(b) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第3号aに掲げる事由に係るものに限る。）

(c) 純資産の額が投資信託法第124条第1項に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。

(d) 投資信託法第215条第2項の規定による登録取消しの通告

(e) 第1項第1号bの(d)又は(e)に掲げる事項

(f) 投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなったこと。

(g) (a)から前(f)に掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止

に係る申請

- (b) 当該資産運用会社の合併
 - (c) 当該資産運用会社の破産手続開始の申立て
 - (d) 当該資産運用会社の解散（合併による解散を除く。）
 - (e) 当該資産運用会社の金融商品取引業の廃止
 - (e)の2 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなること
 - (f) 当該資産運用会社の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
 - (g) 当該資産運用会社の事業の全部の譲渡
 - (h) 当該資産運用会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
 - (i) (a)から前(h)までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- d 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次に掲げる事実が発生した場合
- (a) 法第51条の規定による業務改善命令
 - (b) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第3号bに掲げる事由に係るものに限る。）
 - (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の承認、認可又は処分
 - (d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する

る重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 資産運用会社等（上場不動産投資信託証券が、委託者指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社を、委託者非指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等を、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社をいう。第3号において同じ。）が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 運用資産等に係る資産の譲渡又は取得

b 前aに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a 運用資産等（賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、第2条第2項第6号に規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）に生じた偶発的事象に起因する損害の発生

- b 前 a に掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 資産運用会社等が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引（同法第54条において準用する場合を含む。）又は同法第203条第2項に定める取引を行った場合（投資信託の受益者に対してこれらの規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。）
- (4) 上場不動産投資信託証券に係る計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合
- (5) 上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期利益又は収益の分配若しくは金銭の分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値）に比較して当該上場不動産投資信託証券の発行者が新たに算出した予想値又は当計算期間若しくは当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合
- 3 上場不動産投資信託証券の発行者等は、当該不動産投資信託証券に係る計算期間又は営業期間経過後3か月以内に、本所所定の様式による不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書を提出するものとする。この場合において、当該発行者等は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 前3項のほか、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、有価証券上場規

程， J Q 有価証券上場規程及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）に定めるところに準じるものとする。

- 5 上場不動産投資信託証券の発行者等は，投資者への適時，適切な上場不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し，常に投資者の視点に立った迅速，正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど，誠実な業務遂行に努めなければならない。
- 6 第1項から第4項までの規定は，上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示について上場不動産投資信託証券の発行者等が遵守すべき最低限の要件，方法等を定めたものであり，上場不動産投資信託証券の発行者等は，同各項の規定を理由としてより適時，適切な情報の開示を怠ってはならない。

（本所への協力義務）

第10条 上場不動産投資信託証券の発行者等は，次の各号に掲げる場合において，本所が財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求めるときには，これに協力するものとする。

- (1) 当該上場不動産投資信託証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認める場合
- (2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で，本所が必要と認める場合

- 2 上場不動産投資信託証券の発行者等は，前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため，本所

が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じる
ことについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる
上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合
に該当した場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの
として本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに
本所に通知するとともに、本所が定めるところに従い、書類の
提出を行うものとする。ただし、上場不動産投資信託証券の発
行者が第9条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該
提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適
当と認めるときは、この限りでない。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

次に掲げる場合

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委
託会社が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決
定を行った場合

(a) 第9条第1項第1号aの(a)から(1)まで、(n)若しくは

(o)又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項

(b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要
な事項

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等
が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行
った場合

(a) 第9条第1項第1号cの(a)又は(b)のいずれかに掲げる事項

(b) 前(a)のほか, 上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

a 第9条第1項第2号aの(a)若しくは(c)又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項

b 前aのほか, 上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項

(3) 投資証券

次に掲げる場合

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) 第9条第1項第3号aの(a)から(g)まで, (i)又は(j)に掲げる事項

(b) 基準日の設定

(c) 投資主総会の招集

(d) 投資主名簿等管理人の変更

(e) (a)から前(d)までのほか, 上場投資証券に関する権利等に係る重要な事項

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が第9条第1項第3号cの(a)から(i)まで又は同条第2項第1号a若しくはbに

掲げる事項について決議又は決定を行った場合

2 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に定める事項について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をするところがある者の選定

(2) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格

3 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当したときには、直ちに本所に通知するとともに、本所が定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

第9条第1項第1号（a及びcを除く。）又は第2項（第1号を除く。）に該当した場合

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

第9条第1項第2号（aを除く。）又は第2項（第1号を除く。）に該当した場合

(3) 投資証券

第9条第1項第3号（a及びcを除く。）又は第2項（第1号を除く。）に該当した場合

4 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 本所所定の様式による資産の運用状況表 計算期間又は営

業期間経過後 3 か月以内に資産の運用状況の判明後遅滞なく
(2) 受益者又は投資主への発送書類 受益者又は投資主に対する
発送日前

- 5 上場不動産投資信託証券の発行者は、有価証券報告書若しくは半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合又は運用報告書を受益者若しくは投資主に交付した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は運用報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。
- 6 上場不動産投資信託証券の発行者は、第 4 項第 2 号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 7 前各項のほか、上場不動産投資信託証券の発行者等は本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(投資口又は受益権の分割の効力発生日等)

第11条の2 上場投資証券の発行者である投資法人又は上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社（委託者指図型投資信託の受益証券に限る。）若しくは受託者である信託会社等（委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。）は、投資口又は受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

- 2 上場投資証券の発行者である投資法人又は上場受益証券に係

る投資信託の委託者である投資信託委託会社（委託者指図型投資信託の受益証券に限る。）若しくは受託者である信託会社等（委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。）は、前項に規定する場合において、投資主総会の決議又は受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

（行動規範）

第11条の3 上場不動産投資信託証券の発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主若しくは受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある投資口又は受益権の併合又は分割を行わないものとする。

（不動産投資信託証券の上場廃止基準）

第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

- a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第

3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(a) 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合

(b) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合

(c) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

(d) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の

遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

- a 営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合
- b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- c 当該投資信託の受託者でなくなった場合

(3) 投資証券

- a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。

(a) 投資信託法第143条に掲げる解散事由のいずれかに該当する場合

(b) 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

- b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合する場合はこの限りでない。

(a) 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合

(b) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合

(c) 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

(d) 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた
資産運用会社でなくなった場合

(e) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることによ
り投資運用業を行う者でなくなった場合

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該
当する場合には、その上場を廃止する。

(1) 運用資産等の総額に占める不動産等の額の比率が70%未満
となった場合において、1か年以内に70%以上とならないと
き。

(2) 運用資産等の総額に占める不動産等、不動産関連資産及び
流動資産等の合計額の比率が95%未満となった場合において、
1か年以内に95%以上とならないとき

(3) 計算期間又は営業期間に係る収益の分配又は金銭の分配を
行わなかった場合において、1か年以内に収益の分配又は金
銭の分配を行わないとき（本所が別に定める場合を除く。）

(4) 上場受益権口数又は上場投資口口数が、2,000口未満である
場合

(5) 純資産総額が、5億円未満となった場合において、1か年以
内に5億円以上とならないとき。

(6) 資産総額が、25億円未満となった場合において、1か年以内
に25億円以上とならないとき。

(7) 最近1年間の売買高が20口未満である場合

(8) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第
3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価

証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場不動産投資信託証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(9) 次の a 又は b のいずれかに該当する場合

a 上場不動産投資信託証券に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b 上場不動産投資信託証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下この b において同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(10) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第3条の2第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合。ただし、当該者（投資法人を除く。）が、第1項第1号 a ただし書、同号 b ただし書、同項第2号ただし書又は同項第3号 b ただし書に該当する場合は、この限りでない。

- (10)の2 上場不動産投資信託証券が投資証券である場合には、投資主名簿に関する事務を第4条第1項第2号kに規定する本所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合
- (11) 上場不動産投資信託証券について、投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更により、受益者の請求による信託契約期間中の解約又は投資主の請求による投資口の払戻しが行えることとなる場合
- (12) 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更により、計算期間又は営業期間が6か月未満となる場合
- (13) 上場不動産投資信託証券が受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款の変更により、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合以外においても、当該投資信託の追加信託を行えることとなる場合
- (14) 上場不動産投資信託証券が委託者指図型投資信託の受益証券である場合には、証券投資信託である旨が記載されることとなる投資信託の投資信託約款の変更が行われる場合
- (15) 上場不動産投資信託証券が受益証券である場合には、当該受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合
- (16) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (17) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合
- 3 前項第1号、第2号、第5号及び第6号の審査は、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

- 4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号、第2号、第5号及び第6号の審査は、本所が定めるところにより、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第12条の2 上場不動産投資信託証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券を監理銘柄に指定することができる。

- 2 上場不動産投資信託証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(監視区分への指定及び指定解除)

第12条の3 本所は、JASDAQに上場する上場不動産投資信託証券が次の各号に該当した場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券の監視区分への指定を行うことができる。

- (1) 第15条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第40条に規定する特設注意市場銘柄に指定されている場合
- (2) 第12条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する猶予期間内にある銘柄である場合

(3) 第15条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第42条第2項及び第3項に規定する警告措置を受けている場合（当該警告措置を受ける直前に公表措置又は警告措置を受けた日から5年を経過した場合を除く。）

(4) 第15条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第41条に規定する開示注意銘柄に指定されている場合
2 本所は、JQに上場する上場不動産投資信託証券が前項各号の事実に該当しないこととなった場合には、監視区分の指定の解除を行うことができる。

(上場廃止日の取扱い)

第13条 上場不動産投資信託証券の上場廃止が決定した場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによるものとする。

(上場手数料及び年賦課金)

第14条 上場申請不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者は、本所が定める新規上場時の上場手数料、追加発行時又は追加信託時の上場手数料及び年賦課金を支払うものとする。

(有価証券上場規程の読替え)

第15条 不動産投資信託証券（JASDAQへの上場申請を行う上場申請者又はJASDAQに上場する不動産投資信託証券を除く。）に係る有価証券上場規程第6条、第7条の2、第14条の2から第14条の4まで、第14条の6から第14条の10まで、第

15条及び第20条の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、「第7条の2第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第15条の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項」と、「上場申請を行おうとする日の属する事業年度に」とあるのは「上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに」と、同第7条の2中「株券（上場株券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける者を除く。）」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）」と、「当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後」とあるのは「当該上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後」と、「前条に規定する「株券上場審査基準」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第1項に規定する基準」と、「第3条第10項の規定は、前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第3条第6項の規定は、同特例第15条の規定により読み替えて適用する前項の審査」と、「予備申請を行う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者である者」と、同第14条の2から第14条の4まで及び同第14条の6から第14条の10まで中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者等」と、同第15条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」と、

同第20条中「新規上場申請者」とあるのは「不動産投資信託証券の上場を申請した者」と、「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とする。

- 2 J A S D A Q への上場申請を行う上場申請者又は J A S D A Q に上場する不動産投資信託証券に係る J Q 有価証券上場規程第6条,第11条,第36条から第38条まで,第40条から第42条まで,第44条から第46条まで及び第56条の規定の適用については,同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、「第11条第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第15条第2項の規定により読み替えて適用する第11条第1項」と、「上場申請を行おうとする日の属する事業年度に」とあるのは「上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに」と,同第11条中「株券の上場申請を行おうとする者(第15条の規定の適用を受ける者を除く。)」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第2項の規定の適用を受ける者を除く。)」と,「当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後」とあるのは「当該上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後」と,「第8条又は第9条及び第10条」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第1項に規定する基準」と,「第4条第10項の規定は,前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第3条第6項の規定は,同特例第15条第2項の規定により読み替えて適用する前項の審査」と,「予備申請を行

う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者である者」と、同第36条から第38条まで、同第40条から第42条まで、同第44条及び第45条中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者等」と、同第46条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」と、同第56条中「新規上場申請者」とあるのは「不動産投資信託証券の上場を申請した者」と、「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とする。

(開示注意銘柄の指定及び改善報告書の提出義務等の引継ぎ)

第16条 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が第4条第2項の規定の適用を受けて上場した投資法人である場合における当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人(当該投資法人が発行者である上場不動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。以下この条において同じ。)に対する本所が定める規定の適用については、当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人を同項の規定の適用に伴い上場廃止となった投資法人(当該投資法人が発行者である不動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。)と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないとする場合は、この限りでない。

(委任規定)

第17条 この特例に定めのある事項並びにこの特例の解釈及び

運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成15年12月18日から施行する。

付 則

この特例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2及び第4条第2号j(a)の規定は、この特例施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する不動産投資信託証券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者である者（施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者である者を除く。）は、改正後の第3条の2第2項に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第9条第1項第1号b(e)及び第12条第2項第8号の規定は、施行日以後開始する計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係る有価証券報告

書又は半期報告書から適用する。

- 5 改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第11条第5項の規定は、施行日以後終了する計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 7 改正後の第12条第2項第9号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類については、同日以後に内閣総理大臣等に提出されるものから適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の2第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする投資口の分割について適用する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者等である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成19年3月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 3 改正後の第9条第4項の規定にかかわらず、施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者等である者は、同項に規定する報告書を平成19年3月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この特例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から過去5年以内に、改正前の第9条第5項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第15条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は改正後の第15条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第3条の2第2項、第9条第3項、第12条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この特例は，平成24年3月12日から施行する。

付 則

この特例は，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月4日から施行する。

カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この特例は、カバードワラントの上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この特例において、カバードワラントとは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第19号に規定する有価証券のうち、法第2条第22項第4号に定める店頭オプションを表示するものをいう。

第2章 有価証券上場規程の特例

(上場申請)

第3条 カバードワラントの上場は、カバードワラントの発行者からの申請により行うものとする。

2 カバードワラントの上場を申請しようとする者（以下「新規上場申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書

(2) 新規上場申請者が有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。）

を提出している場合は、有価証券報告書等（有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）（当該有価証券報告書の提出後に半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。））の半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。））の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。）（訂正半期報告書を含む。）又は四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。））に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。））の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。）（訂正四半期報告書を含む。）を提出している場合は、当該半期報告書又は当該四半期報告書を含む。）及びその添付書類をいう。以下、第5条第4号aにおいて同じ。）の写しとし、新規上場申請者が当該有価証券報告書等を提出していない場合は、本所が定める様式により作成した書類

2部

- (3) 信用格付業者等（信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。）及び特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。）をいう。以下同じ。）による短期社債（短期社債を発行していない場合は長期社債とする。）に係る格付評価を記載した書面
- (4) 指定参加者との間に係るカバードワラントの円滑な流通の確保のための書面の写し
- (5) カバードワラント発行書類（カバードワラント発行プログラム等をいう。以下同じ。）
- (6) カバードワラント事務取扱機関と締結したカバードワラント事務を委託する旨の契約書又は内諾を得ている旨の書面の写し
- (7) 金融当局の適切な規制を受けていることを証する書面の写し

(8) 保証会社を附す場合は、保証会社に係る第2号、第3号及び前号に規定する書面並びに当該保証会社との間で締結された保証契約書の写し

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号から第8号までに定める書類については、当該書類に記載される内容において、直前に提出したものと変更がない場合には提出を要しないものとする。

4 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し第2項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請に係るカバードワラントを発行した場合には、本所所定の様式による上場有価証券確定通知書を速やかに提出するものとする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第4条 新規上場申請者は、上場申請を行うときに、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、上場申請日において、当該新規上場申請者の発行しているカバードワラントが本所に上場している場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、上場申請を行うときに、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし、上場申請日において、当該新規上場申請者の発行しているカバードワラントが本所に上場している場合は、この限りでない。

(新規上場申請者に係る上場審査基準)

第5条 新規上場申請者に係る上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 第3条第2項第2号の規定により提出された書類に記載された純資産の額（複数の書類に純資産の額の記載がある場合は、上場申請

日に最も近接する日付の書類に記載された額をいう。)が200億円以上であること。

(2) 2社以上の信用格付業者等から、本所が定める基準以上の格付を取得していること。

(3) 金融当局の適切な規制を受けていること。

(4) 次の a 及び b に適合すること。

a 第3条第2項第2号の規定により提出する有価証券報告書等又は本所が定める様式により作成した書類に虚偽記載を行っていないこと。

b 第3条第2項第2号の規定により提出する有価証券報告書等又は本所が定める様式により作成した書類に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書, キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表, 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書, 連結株主資本等変動計算書, 連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。)又は財務書類をいう。), 中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表, 中間損益計算書, 中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表, 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書, 中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)をいう。)及び四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表, 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては, 四半期貸借対照表, 四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。))(特定事業会社にあつては, 中間財務諸表等を含む。)を

いう。)に添付される監査報告書，中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において，公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし，本所が適当と認める場合は，この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず，新規上場申請者が保証会社を附す場合は，保証会社について審査を行うものとし，次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 前項各号の基準を満たすこと。この場合において，「新規上場申請者」とあるのは「保証会社」と，「第3条第2項第2号」とあるのは「第3条第2項第8号」と読み替えるものとする。

(2) 新規上場申請者との間で，無条件かつ契約解除を不可とするカバードワラントの償還債務に係る保証契約を締結していること。

(3) 有価証券報告書を内閣総理大臣等に提出していること。

3 新規上場申請者に係る上場審査について，新規上場申請者は，本所が定める金額の上場審査料を，上場申請日後速やかに納入するものとする。ただし，第7条第1項の規定に基づき予備申請を行った新規上場申請者について，有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合は，この限りでない。

(新規上場申請銘柄に係る上場審査基準)

第6条 カバードワラントの上場審査については，次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 新規上場申請者又は当該新規上場申請者の保証会社が前条の基準に適合していること。

(2) 上場申請銘柄に係る上場審査基準

- a 金融指標（法第2条第25項第1号（金融商品の価格を対象指標とする場合は，当該金融商品は金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券」という。）に限る。）又は第4号に掲げるものとする。）を対象指標とすること。
- b カバードワラント発行書類において，次に掲げる事項が規定されていること。
 - (a) 売買期間（上場しようとする日から権利行使日の5日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までの期間をいう。）が6か月以上あること。
 - (b) 差金決済型（権利行使価格と最終参照価格との差に基づいて算出される金銭の授受によって決済する取引をいう。）であること。
 - (c) 第15条第5号に規定するコーポレート・アクションが発生した場合，カバードワラント付与率，権利行使日又は権利行使価格等を変更する場合があること。
 - (d) 権利行使日において，償還金を受け取る価値のあるカバードワラントを保有している場合には，カバードワラント保有者がカバードワラントの発行者に対して権利行使を行ったものとして取り扱われることに同意したものとみなされること。
 - (e) 特定の日にのみ権利行使が可能であること。
 - (f) 償還金の計算方法が定められていること。
 - (g) 配当その他の交付を行う場合は金銭のみで行うこと。
- c 上場カバードワラント数が10,000売買単位以上となる見込みのあること。
- d 時価総額が3億円以上となる見込みのあること。
- e 上場申請銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債，株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項

に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の外国株券等
保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時
までに取扱いの対象となる見込みのあること。

f 指定参加者を設置すること。

(予備申請)

第7条 新規上場申請者は、上場申請を行おうとする日その他の事項を
記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準
じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出する
ことにより、上場申請の予備的申請(以下「予備申請」という。)を行
うことができる。

2 前項の予備申請が行われた場合には、第5条第1項及び第2項に規
定する「上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審
査を行う。

3 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を上場予備申
請の日後速やかに本所に納入するものとする。

(上場契約)

第8条 本所がカバードワラントを上場する場合には、新規上場申請者
は、本所所定のカバードワラント上場契約書を提出するものとする。
ただし、上場申請日において、当該新規上場申請者の発行しているカ
バードワラントが本所に上場している場合は、この限りでない。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第9条 新規上場申請者は、第3条の規定により提出した書類のうち、
本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するもの
とする。

(上場カバードワラント発行者が行う適時開示)

第10条 上場カバードワラントの発行者(以下「上場カバードワラント発行者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場カバードワラント発行者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a 上場カバードワラント発行者が発行する上場カバードワラントの追加発行

b 上場カバードワラント発行者が発行する上場カバードワラントの上場廃止に係る申請

c 合併

d 破産手続の申立て(本国における破産処理同様の手続を含む。)

e 解散(合併による解散を除く。)

f 会社の分割(事業の全部を承継させる場合に限る。)

g 上場カバードワラント事業の全部の譲渡

h 上場カバードワラント事業の全部又は一部の休止又は廃止

i 商号の変更

j 有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明(法第193条の2第1項の監査証明をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動

k 上場カバードワラント発行者が発行する上場カバードワラントを指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象としないこととしたこと。

l a から前 k までに掲げる事項のほか、上場カバードワラント又は上場カバードワラント発行者の運営、業務若しくは財産に関する

る重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場カバードワラント発行者に次に掲げる事実が発生した場合

a 上場カバードワラント発行者が格付を取得しているいずれかの信用格付業者等の格付が変更され、かつ、第5条第1項第2号に規定する基準以下となった場合

b 有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことを決定した場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号jの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

c 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したこと並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。

d aから前cまでに掲げる事実のほか、上場カバードワラント又は上場カバードワラント発行者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2 前項のほか、上場カバードワラントに関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の

適時開示等に関する規則及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。

- 3 上場カバードワラント発行者は，投資者への適時，適切な上場カバードワラントに関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し，常に投資者の視点に立った迅速，正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど，誠実な業務遂行に努めなければならない。

(保証会社を附す上場カバードワラントの発行者の保証会社に係る適時開示)

第11条 保証会社を附す上場カバードワラントの発行者は，保証会社が次の各号のいずれかに該当する場合は，本所が定めるところにより，直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 保証会社が，次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 合併

b 破産手続の申立て（本国における破産処理同様の手続きを含む。）

c 解散（合併による解散を除く。）

d 会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）

e 商号の変更

f 有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動

g a から前 f までに掲げる事項のほか，保証会社の運営，業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 保証会社に次に掲げる事実が発生した場合

- a 保証会社が格付を取得しているいずれかの信用格付業者等の格付が変更され、第5条第2項第1号が適用する第5条第1項第2号に規定する基準以下となった場合
 - b 有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことを決定した場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号fの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)
 - c 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したこと並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。
 - d aから前cまでに掲げる事実のほか、保証会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- 2 保証会社を附す上場カバードワラントの発行者は、保証会社に係る情報の投資者への適時、適切な情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。
- 3 第1項の規定は、保証会社を附す上場カバードワラントの発行者に係る保証会社に関する情報の適時開示について遵守すべき最低限の要

件、方法等を定めたものであり、同項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(本所への協力義務)

第12条 上場カバードワラント発行者は、次の各号に掲げる場合において、本所が財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であったものを含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求めるときには、これに協力するものとする。

(1) 当該上場カバードワラントの上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要と認める場合

(2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で、本所が必要と認める場合

2 上場カバードワラント発行者は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第13条 上場カバードワラント発行者は、次の各号に定める事項が決定又は発生した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定める書類の提出を行うものとする。

(1) 第10条第1項第1号及び第11条第1項第1号に掲げる事項

(2) 第15条第4号及び同条第5号に掲げる事項

(3) 前2号のほか、上場カバードワラントに関する権利等に係る重要な事項

2 上場カバードワラント発行者は、第10条第1項第2号又は第11条第1項第2号に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本

所に事実関係を記載した書類の提出を行うものとする。

- 3 上場カバードワラント発行者は、有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期レビュー報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場カバードワラント発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。
- 4 上場カバードワラント発行者は、前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 前各項のほか、上場カバードワラント発行者は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(上場カバードワラント発行者が行う公表)

第14条 上場カバードワラント発行者は、次の各号に定める書類を本所に提出し、本所は本所が定める方法により公表するものとする。

- (1) カバードワラント発行書類
 - (2) 上場カバードワラント内容説明書
 - (3) 上場カバードワラント発行者（保証会社を附している場合は当該保証会社）に係る信用格付業者等による格付を証する書面
 - (4) 上場カバードワラントの円滑な流通の確保のための書面
 - (5) 最終参照価格
 - (6) その他本所が必要と認める事項
- 2 上場カバードワラント発行者は、前項の規定により公表した書類に変更があった場合には、遅滞なく変更後の書類に差し替えなければならない。
 - 3 上場カバードワラント発行者は、第1項の規定により提出した書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第15条 上場カバードワラントが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。

- (1) 買期間が満了となる場合
- (2) 上場カバードワラント発行者が上場廃止申請を行った場合
- (3) 上場カバードワラント発行者又は保証会社が法律の規定に基づく破産手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
- (4) 上場カバードワラントの対象指標が上場有価証券の価格である場合には、当該上場有価証券が上場廃止となる場合（当該上場有価証券が複数の金融商品取引所に上場している場合は、全ての金融商品取引所において上場廃止となる場合に限る。）
- (5) 上場カバードワラントの対象指標が上場有価証券の価格である場合には、当該上場有価証券が本所が定めるコーポレート・アクションの対象となったことにより、当該上場カバードワラントの売買を継続することが適当でないと本所が認める場合
- (6) 上場カバードワラントの対象指標が上場有価証券の価格以外の金融指標である場合には、当該金融指標が算出停止となる場合
- (7) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書若しくは四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場カバードワラント発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (8) 上場カバードワラント発行者が上場契約について重大な違反を行った場合、第4条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべ

き者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(9) 次の a 又は b に該当する場合

a 上場カバードワラント発行者又は保証会社に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b 上場カバードワラント発行者又は保証会社に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下この b において同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(10) 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

(11) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該上場カバードワラントの上場廃止を適当と認めた場合

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第16条 上場カバードワラントが上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場カバードワラントを監理銘柄に指定することができる。

2 上場カバードワラントの上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場カバードワラントを整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び

整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

第17条 上場カバードワラントの上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(上場手数料)

第18条 上場カバードワラント発行者は、本所が定める上場手数料を納入するものとする。

(TDnet利用料)

第19条 上場カバードワラント発行者は、本所が定めるTDnet利用料を納入するものとする。

(措置等)

第20条 有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで及び第14条の6から第14条の10までの規定は、上場カバードワラントに対する措置について準用する。

(委任規定)

第21条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成20年8月20日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成21年12月30日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から過去5年以内に，改正前の第10条第3項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第20条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を，改善報告書を2回提出している場合は改正後の第20条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第4条第2項及び第10条第2項の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は，当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は，本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は，平成23年1月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。

種類株に関する J A S D A Q における有価証券上場規程の特例

(目 的)

第 1 条 この特例は，上場会社（J A S D A Q における有価証券上場規程（以下「J Q 有価証券上場規程」という。）

第 2 条 第 2 項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）

が発行する種類株の上場について，J Q 有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては，J Q 有価証券上場規程の定めるところによる。

(定 義)

第 1 条 の 2 この特例における用語の定義は，次の各号に定めるところによる。

(1) 種類株

株式のうち，会社法（平成17年法律第86号）第107条第1項第2号，第3号又は第108条第1項各号に掲げる事項について定めがある株式をいう。

(2) 普通株

株式のうち種類株以外の株式をいう。

(3) 優先株

種類株のうち，剰余金の配当について他の種類の株式に対して優先的に配当を行う旨の定めがある株式をいう。

(4) 子会社連動配当株

発行者の連結子会社の業績又は剰余金の配当等に応じて種類株主に剰余金の配当を行うことについての定めがある種類株をいう。

(5) 種類株主

種類株の株主をいう。

(6) 普通株主

普通株の株主をいう。

(上場申請)

第2条 種類株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所所定の有価証券上場申請書

(2) 上場申請のための有価証券報告書

(3) 上場を申請しようとする種類株が優先株である場合には、本所所定の様式による利益計画等に関する概要書

(4) 削除

(5) 前各号に掲げる書類のほか、本所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する種類株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

(1) JQ有価証券上場規程第15条第1項第1号（上場会社の新設合併に係る部分に限る。）又は第3号（上場会社の株式移転に係る部分に限る。）に掲げる場合において、設立される会社の普通株が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。

(2) 上場会社が人的分割である新設分割を行う場合において、当該分割により設立される会社が発行する普通株について当該分割前に上場申請が行われたとき。

3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第6号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

4 子会社連動配当株の上場を申請する当該子会社連動配当株の発行者は、本所が当該子会社連動配当株の上場を承認した場合には、当該子会社連動配当株に係る子会社（以下「対象子会社」という。）のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（上場審査及び上場審査基準）

第3条 種類株の上場審査は、その性格、特性など種類株の前提となる事項について行うものとする。

2 前項に規定する上場審査は、次の各号に規定するすべての基準に適合する種類株を対象として行うものとする。

(1) 上場申請銘柄の発行者が、次のaからdまでに適合していること。

a 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。

b 上場申請銘柄が優先株の場合には、当該優先株の発行者が当該銘柄に係る剰余金の配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

c 種類株の性格、特性及び企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

d 種類株主に対して、定款において普通株とは異なる取扱い

を行うことが定められている場合を除き，普通株主と同一の取扱いを行っていること。

(2) 上場申請銘柄が次の a から f までに適合していること。

a 種類株に係る株主数（1 単元（単元株式数を定めない場合には 1 株とする。以下この特例において同じ。）以上の種類株を所有する種類株主の数をいう。以下この特例において同じ。）が，上場の時までに，次の上場株式数の区分に従い，当該区分に定める人数以上になる見込みのあること。

(a) 上場株式数が 1 万単元未満の場合 300人以上

(b) 上場株式数が 1 万単元以上 2 万単元未満の場合 400人以上

(c) 上場株式数が 2 万単元以上の場合 500人以上

b 削除

c 当該銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債，株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

d 上場申請に係る種類株の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし，特別の法律の規定に基づき種類株の譲渡に関して制限を行う場合であって，かつ，その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは，この限りでない。

e 種類株主又は普通株主の有する権利が，不当に侵害されることのないよう配慮されていること。

f 公益又は投資者保護の観点から，その上場が適当でないことと認められるものでないこと。

(上 場 契 約)

第 4 条 本所が種類株を上場する場合には，当該上場申請に係る種類株の発行者は，本所所定の種類株上場契約書を提出するものとする。ただし，本所の上場種類株の発行者が当該上場種類株に係る株式と同一の種類株の上場を申請する場合には，提出を要しない。

(種 類 株 の 所 属 区 分)

第 4 条 の 2 種類株の所属区分については，当該種類株を発行する上場会社の株券の区分と同一とする。

(上 場 申 請 の た め の 提 出 書 類 の 公 衆 縦 覧)

第 5 条 上場申請に係る種類株の発行者は，第 2 条第 1 項の規定により提出した書類のうち，本所が必要と認める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(会 社 情 報 の 開 示)

第 6 条 上場種類株の発行者が行う会社情報の適時開示等については，上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）に定めるところによるほか，この条に定めるところによらなければならない。

2 発行者が取得できる旨の定めがある上場種類株の発行者は，適時開示等規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき決算の内容を開示する場合には，当該取得についての方針について，併せてその内容を開示しなければならない。

い。

3 前項の上場種類株の発行者の業務執行を決定する機関が、直近に公表された取得についての方針の変更を決定した場合は、取扱いに定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定めるものを除く。）は、取扱いに定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、第3号に該当する場合にあつては、本所所定の「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」により開示するものとする。

(1) 対象子会社の業務執行を決定する機関が、当該対象子会社の運営、業務若しくは財産又は子会社連動配当株に関する重要な事項を決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(2) 対象子会社の運営、業務若しくは財産又は子会社連動配当株に関する重要な事実が発生した場合

(3) 対象子会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合

(4) 対象子会社の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該対象子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が重要なもの

として本所が定めるものに限る。)が生じた場合

(5) 対象子会社が剰余金の配当について予想値を算出した場合

5 上場子会社連動配当株の発行者は、第4項の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該対象子会社に係る本所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

6 上場子会社連動配当株の発行者は、対象子会社の連結子会社(対象子会社の最近連結会計年度に係る連結子会社をいう。)が次の各号のいずれかに該当する場合(当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定めるものを除く。)は、取扱いに定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 対象子会社の連結子会社の業務執行を決定する機関が、当該連結子会社の運営、業務若しくは財産又は子会社連動配当株に関する重要な事項を決定した場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(2) 対象子会社の連結子会社の運営、業務若しくは財産又は子会社連動配当株に関する重要な事実が発生した場合

7 上場種類株の発行者は、当該上場種類株の内容及び特性を勘案し、前各項の規定に準じて開示を行うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、上場する種類株の性格及び特性に鑑みて本所が必要と認めた場合には、本所の求めに応じて、その内容について開示しなければならない。

9 JQ有価証券上場規程第36条、第41条及び第42条並びに適時開示等規則第1条第2項、第2条の2、第2条の4から第3条まで及び第4条の規定は、第2項から前項

までの規定に基づく開示について準用する。

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第6条の2 上場子会社連動配当株の発行者は、第2条第4項に規定する報告書(この項の規定により変更後の報告書を提出している場合にあっては、変更後の報告書)の内容に変更が生じた場合には、変更後の報告書を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該子会社連動配当株の発行者は、変更後の報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 前項前段の場合において、当該変更の内容が本所が定める事項に関するものであるときには、当該変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく変更後の報告書の提出を行うことができるものとする。

(上場廃止基準)

第7条 上場種類株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する上場種類株全銘柄の上場を廃止する。

(1) 種類株上場契約について重大な違反を行った場合又は種類株上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) 上場種類株の発行者が発行する普通株がJQ有価証券上場規程第47条各項に該当した場合(同条第1項第19号(同条第2項、第3項又は第4項による場合を含む。)に該当した場合のうち本所が適当と認める場合を除く。)

2 上場種類株が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場種類株に係る銘柄の上場を廃止する。

(1) 種類株に係る株主数が150人に満たない場合において、1か

年を経過した時に150人に達していないとき。ただし、本所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し、数量制限付分売、株式の分割、株式無償割当て又は単元株式数の減少の内容等を通知した場合の同日における当該株主数については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

(2) 種類株としての存続期間が満了となる場合

(3) 最近1年間の月平均売買高が10単元未満である場合

(4) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(5) 種類株の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき種類株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(6) 種類株主又は普通株主の有する権利が、不当に侵害されていると認められるとき。

(6)の2 上場種類株の発行者が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(7) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第7条の2 上場種類株が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場種類株を監理銘柄に指定することができる。

2 上場種類株の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場種類株を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、
監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第7条の3 上場種類株の発行者の発行する上場株券がJ
Q有価証券上場規程第40条第1項の規定により特設注意
市場銘柄に指定された場合には、本所は、当該上場種類
株を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場種類株の発行
者の発行する上場株券がJQ有価証券上場規程第40条第
3項の規定により特設注意市場銘柄の指定を解除された
場合には、当該上場種類株についてもその指定の解除を
行う。

(監視区分への指定及び指定解除)

第7条の4 本所は、上場種類株が次の各号に該当した場
合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場
種類株の監視区分への指定を行うことができる。

(1) 種類株に関するJASDAQにおける有価証券上場規程の取
扱い4(1)cに規定する猶予期間中の銘柄である場合

(2) 上場種類株の発行者の発行する上場有価証券が監視区分に指
定されている場合

2 本所は、上場種類株が前項各号の事実には該当しないこ
ととなった場合には、監視区分の指定の解除を行うこと
ができる。

(上場手数料及び年賦課金)

第8条 上場申請銘柄の発行者及び上場種類株の発行者は、

本所が定める新規上場料及び年賦課金を納入するものとする。

(J Q 有価証券上場規程の読替え)

第 9 条 種類株に係る J Q 有価証券上場規程第 6 条第 1 項、第 46 条及び第 48 条の規定の適用については、同第 6 条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、同第 46 条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場種類株の発行者」と、同第 48 条中「上場有価証券」とあるのは「上場種類株」とする。

(委任規定)

第 10 条 この特例に定めのある事項並びにこの特例の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第 6 条第 4 項の規定は、この特例施行の日以後最初に終了する四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 3 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第 6 条第 4 項の規定は、平成 23 年 3 月 1 日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度に係

る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

付 則

この特例は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。

出資証券に関する J A S D A Q における有価証券上場規程の特例

(目 的)

第 1 条 この特例は、出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいう。以下同じ。）について、J A S D A Q における有価証券上場規程（以下「J Q 有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。

2 出資証券については、第 3 条に規定する特例を除き、J Q 有価証券上場規程を適用しない。

第 2 条 削除

(J Q 有価証券上場規程の特例)

第 3 条 本所は、公益又は投資者保護のため、本所に上場することが適当と認めた出資証券につき、この特例施行の日をもって、本所の上場有価証券として上場する。

2 本所は、当該出資証券の上場日にその銘柄等の所要事項を上場有価証券原簿（J Q 有価証券上場規程第 16 条第 3 項に規定する上場有価証券原簿をいう。）に記載する。

付 則

この特例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この特例は、平成 22 年 10 月 12 日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援する会社が発行する株券に関する有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「地域経済活性化支援機構」という。）が再生支援決定（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（再生支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買収決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に規定する買収決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券について、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びJQ有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)

第2条 被支援会社である上場会社が、地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度（地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。）を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する場合における上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) 利益の額

最近1年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末

日（一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には，当該直前事業年度の前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）における利益の額が4億円以上であること。

（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）

第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については，第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合（当該上場会社が，地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより，1か年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に，地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは，当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあつては，債務超過の状態となった場合であつて，かつ，地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなかったことが確認できたとき。）。ただし，当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより，1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては，当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には，当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

- b 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

（株券上場廃止基準等の特例）

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年を経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げ

る事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についてのJQ有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年を経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）に

あつては、債務超過の状態となつてから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなつたことを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから2か年以内に債務超過の状態でなくなつたとき。

a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

3 被支援会社である上場会社が発行する株券についてのJQ有価証券上場規程第47条第3項に規定するJQ有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となつた場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年を経過する前に、地域経済

活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。)の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、債務超過の状態となつてから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となつてから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

(監理銘柄及び整理銘柄の指定の特例)

第5条 被支援会社である上場会社の発行する普通株についての監理銘柄及び整理銘柄への指定に関する必要な事項は、株券上場廃止基準第3条の4及びJQ有価証券上場規程第48条に定めるところによるほか、本所が別に定めるところによる。

付 則

この特例は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年5月28日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄の指定の申請を行う上場株券の発行者の審査から適用する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年3月28日から施行する。

東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券
上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例

(目的)

- 第1条 この特例は、東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向け、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程(以下「JQ有価証券上場規程」という。)の特例を規定する。
- 2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びJQ有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場手数料及び年賦課金の特例)

- 第2条 本所が定める地域を本店所在地とする上場有価証券の発行者が、東日本大震災により、その経営成績又は財政状態等に重大な影響を受けたと本所が認めた場合には、有価証券上場規程第19条第1項又はJQ有価証券上場規程第55条第1項の規定にかかわらず、本所が定める期間に納入期が到来する当該上場有価証券の発行者の上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。
- 2 上場有価証券の発行者が前項に規定する免除を受けようとする場合には、本所所定の免除申請書を本所に提出するものとする。

(新規上場申請手続)

- 第3条 有価証券上場規程第3条及び第7条の2第1項並びにJQ有価証券上場規程第4条及び第11条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が当該上場申請より前に本所に対し上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は

予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由が東日本大震災に起因するものであると本所が認めたときは、当該新規上場申請者が提出する書類のうち、本所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。

2 有価証券上場規程第3条及び第7条の2第1項並びにJQ有価証券上場規程第4条及び第11条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が東日本大震災に起因して本所が特に定める時期までに新規上場に至らないと本所が認める場合であって、新規上場申請者が上場審査の継続を希望するときには、本所が必要と認める書類を改めて提出することにより、引き続き上場審査を受けることができるものとする。この場合において、本所は改めて提出された書類に基づいて上場審査を行うものとする。

3 有価証券上場規程第6条及び第7条の2第4項並びにJQ有価証券上場規程第6条及び第11条第4項の規定にかかわらず、新規上場申請者が前2項の規定に該当する場合は、上場審査料又は予備申請料の支払いを要しない。

(株券上場審査基準等の特例)

第4条 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第1項第8号c並びにJQ有価証券上場規程第8条第1項第5号b（JQ有価証券上場規程第9条による場合を含む。）に適合しない者に限る。）が、内国株券の上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)

第5条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失

の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準（以下「指定替え基準」という。）第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(株券上場廃止基準等の特例)

第6条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。（株券上場廃止基準第2条第2項による場合を含む。）

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

2 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についてのJQ有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。（JQ有価証券上場規程第47条第2項から第4項までによる場合を含む。）

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

付 則

- 1 この特例は，平成23年6月10日から施行する。
- 2 第5条及び第6条の規定は，平成23年3月11日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。

株式会社日本取引所グループが発行する有価証券に関する有価証券上場 規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、本所を子会社とする株式会社日本取引所グループ（以下「日本取引所グループ」という。）が発行する有価証券について、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びJQ有価証券上場規程の定めるところに準ずる。

(基本理念)

第2条 本所は、日本取引所グループが発行する有価証券の上場について、他の上場申請に係る有価証券及び他の上場有価証券に対する場合と同様に、公正かつ誠実に市場開設者としての業務を行い、投資者の信頼の確保に努めるものとする。

(承認申請による上場)

第3条 本所は、日本取引所グループが発行する有価証券を本所の開設する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場に上場しようとする場合は、有価証券上場規程又はJQ有価証券上場規程に定める新規上場に係る基準に適合するときに、法第124条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に上場承認申請を行うものとする。

(新規上場申請に係る提出書類)

第4条 本所は、日本取引所グループが有価証券上場規程第7条の5第2号又はJQ有価証券上場規程第13条第2号の規定により本所に提出した書類の写しを、提出後遅滞なく金融庁長官に提出するものとする。

(上場管理等)

第5条 本所は、日本取引所グループが上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条(第2条第3項及び第4項を除く。)、第2条の2、第3条及び第4条並びに種類株に関するJASDAQにおける有価証券上場規程の特例第6条の規定による会社情報の開示を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。

2 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに金融庁長官に報告するものとする。

(1) 日本取引所グループが、有価証券上場規程第14条の2(有価証券上場規程第14条の3第7項又は第14条の4第2項において準用する場合を含む。)若しくはJQ有価証券上場規程第36条(JQ有価証券上場規程第37条第7項又は第38条第2項において準用する場合を含む。)又は有価証券上場規程第14条の5第1項若しくはJQ有価証券上場規程第39条第1項の規定により改善報告書の提出を行った場合

(2) 日本取引所グループが、有価証券上場規程第14条の3第3項又はJQ有価証券上場規程第37条第3項の規定により改善状況報告書の提出を行った場合

(3) 本所が、有価証券上場規程第14条の6第1項又はJQ有価証券上場規程第40条第1項の規定により日本取引所グループが発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定した場合

(4) 本所が、有価証券上場規程第14条の6第3項又はJQ有価証券上場規程第40条第3項の規定により日本取引所グループが発行者である上場株券について特設注意市場銘柄への指定の解除を行った場合

(5) 本所が、有価証券上場規程第14条の7第1項又はJQ有価証券上場規程第41条第1項の規定により日本取引所グループが発行する上場有価証券を開示注意銘柄に指定した場合

(6) 本所が、有価証券上場規程第14条の7第2項又はJQ有価証券上場規程第41条第2項の規定により日本取引所グループが発行する上場有価証券に係る開示注意銘柄の指定の解除を行った場合

(7) 本所が、有価証券上場規程第14条の8第1項若しくは第14の9第1項又はJQ有価証券上場規程第42条第1項若しくは第44条第1項の規定により日本取引所グループについて公表を行った場合

(一部指定又は指定替え)

第6条 本所は、上場株券の市場第一部銘柄指定基準又は上場株券の市場第一部から市場第二部銘柄への指定替え基準により、日本取引所グループの発行する株券を市場第一部銘柄に指定する場合又は市場第二部銘柄への指定替えを行う場合には、遅滞なく金融庁長官に報告するものとする。

2 本所は、日本取引所グループが発行する株券が市場第一部銘柄であるときは、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査の結果を6か月ごとに金融庁長官に報告するものとする。

(上場市場の変更)

第7条 本所は、株券上場審査基準第5条又はJQ有価証券上場規程第25条の規定により、日本取引所グループの発行する株券を上場市場の変更を行う場合には、遅滞なく金融庁長官に報告するものとする。

(JASDAQにおける上場市場区分の変更)

第8条 本所は、JQ有価証券上場規程第29条の規定により、日本取引所グループの発行する株券をJASDAQにおける市場区分の変更を

行う場合には、遅滞なく金融庁長官に報告するものとする。

(上場廃止の承認申請)

第9条 本所は、日本取引所グループが発行する上場有価証券を、有価証券上場規程又はJQ有価証券上場規程の定めるところにより上場廃止しようとするときは、法第126条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣等に上場廃止承認申請を行うものとする。

2 本所は、日本取引所グループが発行する有価証券の上場廃止に係る審査の結果を6か月ごとに金融庁長官に報告するものとする。ただし、当該審査の結果、有価証券上場規程又はJQ有価証券上場規程に定める上場廃止に係る基準に該当するおそれがある場合には、直ちに金融庁長官に報告するものとする。

付 則

この特例は、平成16年2月26日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。

2 改正後の第6条の2の規定（宣誓書及び添付書類に関する部分に限る。）にかかわらず、上場有価証券の発行者である本所は、同条に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに金融庁長官に提出するとともに、公衆の縦覧に供するものとする。

3 改正後の第6条の2の規定（確認書に関する部分に限る。）は、この特例施行の日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。

業務規程，受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置
に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は，定款第7条の規定に基づき，取引所金融商品市場であるJASDAQ（JASDAQにおける有価証券上場規程（以下「新JQ有価証券上場規程」という。）第2条に規定するJASDAQをいう。以下「新JASDAQ」という。）を開設することに伴い，業務規程，受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置について，必要な事項を定める。

2 この規則に定めのないものについては，業務規程，受託契約準則その他本所の規則の定めるところによる。

(業務規程等に係る行為の承継等)

第2条 この規則施行の日（以下「施行日」という。）前において，廃止前のJASDAQ及びNEO並びに立会外取引市場に関する規則の適用に関する規則第2条第1項に規定するJASDAQ（以下「旧JASDAQ」という。），同条第2項に規定するNEO，又は改正前の有価証券上場規程第1条の2に規定するニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（以下「ヘラクレス」という。），J-NET市場（ヘラクレスにも上場する有価証券に限る。）及び立会外取引市場において，業務規程その他本所の規則によって本所が行った行為及び本所に対して行われた行為は，施行日における規則の規定中の相当する規定によって本所が行ったもの及び本所に対して行われたものとみなす。

2 施行日前において，取引参加者と顧客の間で，廃止前のJASDAQ等における受託契約準則の特例によって行われた行為は，施行日における受託契約準則の規定中の相当する規定によって行われたものと

みなす。

(取引参加者に係る行為の承継)

第3条 本所は、本所の目的及び市場の運営にかんがみて必要があると認めるときは、取引参加者規程第17条の規定にかかわらず、取引参加者に対し、旧株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック」という。）における取引資格を取得した時から平成22年3月31日までの間の当該取引参加者の営業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は本所の職員をして当該取引参加者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定のほか、平成22年4月1日前に、ジャスダックの定める取引参加者規程及び同規程に基づく諸規則によってジャスダックが行った行為及びジャスダックに対して行われた行為は、本所の規則の規定中の相当する規定によって本所が行ったもの及び本所に対して行われたものとみなす。

(有価証券上場規程関係に係る行為の承継等)

第4条 施行日の前日において、旧JASDAQ、NEO又はヘラクレスに上場する有価証券（施行日に上場廃止となる有価証券を除く。）については、施行日に新JASDAQに上場しているものとみなす。また、施行日の前日までに旧JASDAQ、NEO又はヘラクレスにおいて本所が上場を承認した有価証券（上場日が施行日後であるものに限る。）については、施行日に新JASDAQにおいて上場を承認しているものとみなす。

2 前項に規定する有価証券のうち、旧JASDAQ又はヘラクレスのスタンダードに上場する有価証券は、施行日において新JASDAQのスタンダードに上場しているものとみなす。また、施行日の前日ま

で旧 J A S D A Q 又はヘラクレスのスタンダードを市場区分として本所が上場を承認した有価証券（上場日が施行日後であるものに限る。）については、施行日に新 J A S D A Q のスタンダードにおいて上場を承認しているものとみなす。

3 第 1 項に規定する有価証券のうち、N E O 又はヘラクレスのグロースに上場する有価証券は、施行日において新 J A S D A Q のグロースに上場しているものとみなす。また、施行日の前日までに N E O 又はヘラクレスのグロースを市場区分として本所が上場を承認した有価証券（上場日が施行日後であるものに限る。）については、施行日に新 J A S D A Q のグロースにおいて上場を承認しているものとみなす。

4 前 2 項の規定にかかわらず、本所が定める日までに、旧 J A S D A Q、N E O 又はヘラクレスの上場会社が施行日における上場市場区分に係る申請（新 J Q 有価証券上場規程第 29 条第 3 項の申請書に準ずる本所所定の書類を本所に提出することによるものとする。）を行った場合には、本所は審査を行い、施行日における上場市場区分を決定するものとする。

5 前項に規定する審査は、N E O 又はヘラクレスのグロースの上場会社が、新 J A S D A Q のスタンダードへの上場を申請した場合には、新 J Q 有価証券上場規程第 8 条の規定に準じた事項への適合の確認を行うものとし、旧 J A S D A Q 又はヘラクレスのスタンダードの上場会社が、新 J A S D A Q のグロースへの上場を申請した場合には、新 J Q 有価証券上場規程第 9 条の規定に準じた事項及び同規程第 10 条第 2 項第 1 号の規定に準じた事項への適合の確認を行うものとする。

6 施行日後、新 J A S D A Q のグロースの上場会社であって、施行日の前日において、ヘラクレスのグロースに上場している会社が、施行日から 1 年を経過する日までに、新 J Q 有価証券上場規程第 29 条の規定により新 J A S D A Q のスタンダードへの上場市場区分の変更を申請した場合には、同規程第 31 条第 1 項中「第 8 条から第 10 条までの規

定（第8条第1項第6号から第9号まで，第2項第5号及び第6号，第10条第1項第3号から第5号まで並びに第2項第3号から第5号までを除く。）とあるのは，「第8条の規定（第8条第1項第6号から第9号まで，第2項第5号及び第6号を除く。）」と読み替え，適用するものとする。この場合において，新JQ有価証券上場規程第30条の規定は適用しない。

7 施行日の前日において，本所が，廃止前のニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例（以下「ヘラクレス特例」という。）又は廃止前のJASDAQ等における有価証券上場規程の特例（以下「旧JQ上場特例」という。）の規定（その関連諸規則を含む。）に基づき上場申請に係る審査（廃止前のJASDAQ等における株券上場廃止基準の特例（以下「旧JQ上場廃止基準」という。）第5条に係る審査及びヘラクレス特例第19条に係る審査並びに旧JQ上場特例第15条の11に規定する特設注意市場銘柄の指定を受けた上場会社の指定解除に係る審査及び改正前の有価証券上場規程第14条の6に規定する特設注意市場銘柄の指定を受けた上場会社（ヘラクレスの上場会社に限る。）の指定解除に係る審査を含む。）を行っている場合は，当該審査の取扱いは，なお従前の例によるものとし，当該新規上場申請者が上場する市場については，上場申請時に申請した市場又は申請した市場区分に応じて第2項及び第3項の規定に準じるものとする。

8 施行日の前日において，NEOに上場する会社は，廃止前のNEOの上場会社によるマイルストーン開示に関する規則に基づき開示した直近のマイルストーン開示に記載された「今後の業績目標」の期間が終了するまでの間，なお従前のとおりマイルストーン開示を行うものとし，新JQ有価証券上場規程第21条及び同規程第22条の規定を適用しない。

9 施行日から1年を経過する日までに上場申請する新規上場申請者

(旧 J Q 上場廃止基準第 5 条に係る申請を行った上場会社及びヘラクレス特例第 19 条に係る申請を行った上場会社を含む。)は、有価証券上場申請書に、新 J Q 有価証券上場規程第 4 条第 2 項第 4 号に規定する「J A S D A Q 上場申請レポート」に替えて、旧 J Q 上場特例第 3 条第 2 項第 5 号に規定する「上場申請のための報告書」又は廃止前のニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 2 (5) 1 に規定する書類(これらの書類に準じるものを含む。)及び本所が定める追加資料を添付することができるものとし、J Q 有価証券上場規程第 40 条第 2 項に規定する内部管理体制確認書の提出についても、同様に取り扱うことができるものとする。

10 新 J Q 有価証券上場規程第 21 条及び同規程第 22 条の規定は、施行日の前日においてヘラクレスのグロースに上場する会社であって、施行日後新 J A S D A Q のグロースに上場する会社については、平成 23 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度から適用するものとする。

11 次の各号に掲げる銘柄については、新 J Q 有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 1 号 a 及び第 47 条第 2 項第 2 号 a の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度から適用する。

(1) 施行日の前日における旧 J A S D A Q 及び N E O の上場株券(施行日前に旧 J A S D A Q 又は N E O に新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新 J Q 有価証券上場規程第 15 条の規定に基づき再上場する場合を含む。)

(2) 施行日の前日までに廃止前の J A S D A Q 等における株券上場審査基準の特例(以下「旧 J Q 上場審査基準」という。)第 3 条第 5 項又は第 5 条第 4 項の規定に基づく審査を受けている上場株券

12 施行日前日におけるヘラクレスの上場株券が、ヘラクレス特例第 17 条第 1 項第 1 号 a、第 17 条第 2 項第 2 号 a 又は第 17 条第 4 項第 4 号 a に規定する猶予期間内にある銘柄であって、当該猶予期間に入った日の前日の浮動株式数が新 J Q 有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 1 号 a

の前段又は第47条第2項第2号aの前段（第47条第4項において準用する場合を含む。）に該当する場合には，当該猶予期間に入った日を，新JQ有価証券上場規程第47条第1項第1号aの後段又は第47条第2項第2号aの後段（第47条第4項において準用する場合を含む。）に規定する猶予期間に入った日とみなし，該当しない場合には，施行日に猶予期間から解除するものとする。

13 施行日の前日におけるヘラクレスの上場株券が，ヘラクレス特例第17条第1項第1号b，第17条第2項第2号b，第17条第4項第4号bに規定する猶予期間内にある銘柄であって，当該猶予期間に入った日の前日の株主数が新JQ有価証券上場規程第47条第1項第1号bの前段又は第47条第2項第2号bの前段に該当する場合には，当該猶予期間に入った日を，新JQ有価証券上場規程第47条第1項第1号bの後段又は第47条第2項第2号bの後段に規定する猶予期間に入った日とみなし，該当しないときには，施行日に猶予期間から解除するものとする。

14 次の各号に掲げる銘柄については，新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は，平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。

(1) 施行日前日における旧JASDAQ及びNEOの上場株券（施行日前に旧JASDAQ又はNEOに新規上場を申請し，施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条に基づき再上場する銘柄を含む。）

(2) 施行日の前日までに旧JQ上場審査基準第3条第5項若しくは第5条第4項の規定に基づく審査を受けている上場株券

15 前項の規定により適用を開始する事業年度の前日までに終了する月においては，前項各号に掲げる銘柄については，次の各号の規定を適用する。

(1) 上場時価総額が5億円に満たない場合において，9か月（事業の

現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの特例によることが適当でない認めるときにあっては、本所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上にならないときに上場を廃止する。

(2) 上場会社は、前号前段に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

16 前項第1号の規定は株券上場廃止基準の取扱い1(4)に準じて取り扱う。

17 第15項第1号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(本所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数の平均をいう。次項において同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

18 第15項第1号に規定する「3か月以内に当該数値以上とならないとき」とは、前項に該当した月の末日の翌日から起算して3か月目の日までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額が当該月の月間平均上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないとき又は毎月の月末上場時価総額が当該月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないときをいうものとする。

19 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。

(1) 施行日の前日におけるヘラクレスのグロースに所属する上場株券

(施行日前にヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含み、第4項の規定により施行日において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるもの及び新JQ有価証券上場規程第31条第2項(第6項の規定により、施行日から1年を経過する日までに、新JQ有価証券上場規程第29条の規定により新JASDAQのスタンダードへの上場市場区分の変更を申請した場合を含む。)の規定により施行日以降において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるものを除く。)

(2) 施行日の前日までにヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場株券

20 前項の規定により適用を開始する事業年度の前日までの間、前項各号に掲げる銘柄については、浮動株時価総額(浮動株式数(役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下同じ。)、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主(明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。))を除く株主が所有する株式の数をいう。)に日々の最終価格を乗じて得た額をいう。)が30日間(休業日を除外する。以下この項及び次項の日数計算において同じ。)連続して1億円未満である場合において、6か月の間に5日間連続して1億円以上とならないとき(ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、本所がその都度定めるところによる。)に上場を廃止する。

21 前項の規定の適用においては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前項に規定する「最終価格」とは、最終値段(呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は

同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。)をいう。ただし、本所が市場情勢の推移等により最終値段を第2号に規定する「最終価格」とすることが適当でないとする場合又は約定値段（呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。）がない場合は、本所がその都度定める価格を第2号に規定する「最終価格」とするものとする。

(2) 前項に規定する「6か月の間に5日間連続して1億円以上とならないとき」とは、浮動株時価総額が30日間連続して1億円未満となった日の翌日から起算して6か月目の日までの期間内において5日間連続して1億円以上とならないときをいうものとする。

(3) 上場会社が株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割により増加する浮動株式数を当該株式分割前の浮動株式数に加えて算定するものとする。

(4) 第19項各号に掲げる銘柄の浮動株時価総額が30日間連続して1億円未満となった場合には、監理銘柄（確認中）に指定することができる。ただし、前項ただし書に規定する場合には、本所がその都度定めるところによる。

22 新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は、施行日の前日においてヘラクレスのスタンダードに所属する上場株券については、施行日後に終了する事業年度より適用し、新JQ有価証券上場規程第31条第2項（第6項の規定により、施行日から1年を経過する日までに、新JQ有価証券上場規程第29条の規定により新JASDAQのスタンダードへの上場市場区分の変更を申請した場合を含む。）の規定により施行日から平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の前日までに新JASDAQのスタンダードに上場市場区分を変更した上場

株券については、当該市場区分変更日後に終了する事業年度より適用する。

23 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第3号（第47条第3項の規定により適用するものを含む。）の規定は、ヘラクレスへの上場申請日の属する事業年度の初日から起算して3か年以内に到来する連結会計年度の末日においては適用しない。

(1) 施行日の前日におけるヘラクレスのグロースに所属する上場株券（施行日以前にヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含み、第5項の規定により施行日において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるものを除く。）

(2) 施行日の前日までにヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場株券（新JASDAQのグロースに上場する銘柄に限る。）

24 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第4号（同条第2項から第4項までの規定により適用するものを含む。）の規定は、平成23年4月1日以後の株価に対して適用する。

(1) 施行日の前日における旧JASDAQ、NEO又はヘラクレスの上場株券（施行日以前に旧JASDAQ、NEO又はヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含む。）

(2) 施行日の前日までに旧JQ上場審査基準第3条第5項、第5条第4項又は廃止前のヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場株券

25 次の各号に掲げる上場会社については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第5号（同条第2項から第4項までの規定により適用する

ものを含む。)の規定は、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

(1) 施行日の前日における旧 J A S D A Q, N E O 又はヘラクレスの上場会社（施行日以前に旧 J A S D A Q, N E O 又はヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新 J Q 有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含む。）

(2) 施行日の前日までに旧 J Q 上場審査基準第3条第5項、第5条第4項又は廃止前のヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場会社

26 新 J Q 有価証券上場規程第47条第3項の利益計上に係る規定は、施行日の前日に N E O 又はヘラクレスのグロースに上場する会社については、上場申請を行った日の属する連結会計年度以降、営業利益の額が正でない連結会計年度が継続している場合に、平成23年4月以後に最初に開始する連結会計年度から適用するものとする。この場合において、新 J Q 有価証券上場規程第47条第3項中「上場後9連結会計年度」とあるのは、「平成23年4月1日以後に開始する9連結会計年度」と読み替えるものとする。

(1) 施行日の前日における N E O 又はヘラクレスの上場会社（施行日前に N E O 又はヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新 J Q 有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含む。）

(2) 施行日の前日までに旧 J Q 上場審査基準第5条第4項又はヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場会社

27 新 J Q 有価証券上場規程第55条第2項第1号の規定は、施行日後に監理銘柄（審査中）に指定された銘柄の発行者から適用し、同項第2号の規定は、施行日後に特設注意市場銘柄に指定された銘柄の発行者から適用し、同項第3号の規定は、施行日後に改善報告書の提出を求

められた上場会社から適用する。

- 28 新JQ有価証券上場規程第43条第1項第2号の規定には、第15項の規定に基づき適用される旧JQ上場廃止基準第2条第1項第3号に規定する猶予期間中の銘柄である場合を含むものとする。

(施行日に指定する証券金融会社)

第5条 業務規程第1条の3第3項に規定する本所が指定する証券金融会社は、改正後の業務規程施行規則第1条の3の規定にかかわらず、施行日においては、大阪証券金融株式会社及び日本証券金融株式会社とする。

- 2 取引参加者は、前項に規定する日本証券金融株式会社から本所の市場(本所の開設する取引所金融商品市場をいう。)での売買のために金銭又は有価証券の新たな貸付けを受けることはできないものとする。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。ただし、第4条第4項及び第5項の規定は、平成22年8月1日に施行する。

(注) 第4条第4項の「本所が定める日」は平成22年8月31日とする。

付 則

この規則は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

旧大証の会社分割に伴う取引所金融商品市場の開設及び金融商品
債務引受業の承継に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、この規則施行の日（以下「施行日」という。）を効力発生日として旧大証（施行日前における株式会社大阪証券取引所をいう。以下同じ。）が行った会社分割に伴う取引所金融商品市場の開設及び金融商品債務引受業の承継について、必要な事項を定める。

2 この規則の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

3 この規則に定めのないものについては、業務規程、受託契約準則その他本所の規則の定めるところによる。

(取引参加者に係る法律関係等の承継等)

第2条 旧大証の取引資格を有していた者と旧大証との間の施行日前における法律関係及び債権債務については、本所が、旧大証の地位を承継するものとし、施行日以後は、その事実ないし行為が施行日の前後のいずれに発生したかを問わず、本所の規則を適用する。

(受託契約準則の適用)

第3条 施行日以後、取引参加者と顧客の間においては、その事実ないし行為が施行日の前後のいずれに発生したかを問わず、本所の受託契約準則を適用する。

(上場有価証券の発行者に係る法律関係等の承継等)

第4条 旧大証の開設する取引所金融商品市場に上場していた有

価証券の発行者と旧大証との間の施行日前における法律関係及び債権債務については、本所が、旧大証の地位を承継するものとし、施行日以後は、その事実ないし行為が施行日の前後のいずれに発生したかを問わず、本所の規則を適用する。ただし、本所を子会社とする株式会社日本取引所グループが発行する有価証券（施行日前日においては、旧大証が開設するJASDAQに上場していた旧大証有価証券）の上場については、本所が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第124条第1項の規定に基づき、本所が開設するJASDAQへの当該有価証券の上場について内閣総理大臣から承認を受けた場合に限る。

（取引関係に係る行為の承継等）

第5条 施行日前に旧大証において行われた有価証券の売買及び市場デリバティブ取引については、本所が、旧大証の地位を承継するものとし、施行日以後は、本所の規則を適用する。

（清算参加者に係る法律関係等の承継等）

第6条 旧大証の清算資格を有していた者と旧大証との間の施行日前における法律関係及び債権債務については、本所が、旧大証の地位を承継するものとし、施行日以後は、その事実ないし行為が施行日の前後のいずれに発生したかを問わず、本所の規則を適用する。

（清算関係に係る行為の承継等）

第7条 施行日前に旧大証において行われた業務方法書第2条各号に規定する清算対象取引に係る債務の引受けについては、本所が、旧大証の地位を承継するものとし、施行日以後は、本所の規則を適用する。

(その他の行為の承継等)

第8条 第2条から前条までのほか，第三者と旧大証との間の施行日前における法律関係及び債権債務については，本所が，旧大証の地位を承継するものとし，施行日以後は，その事実ないし行為が施行日の前後のいずれに発生したかを問わず，本所の規則を適用する。

2 前項のほか，施行日における本所による債務の引受けの取扱いその他必要な事項については，本所がその都度定める。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。